

湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち
湯河原

ゆがわら2021プラン

湯河原町総合計画

基本構想 2021年度～2030年度（令和3年度～令和12年度）
後期基本計画 2026年度～2030年度（令和8年度～令和12年度）



湯けむりと笑顔あふれる
四季彩のまち 湯河原
をめぐして

本町を取り巻く社会経済情勢は、長期化する物価高騰により住民生活や地域経済への影響が広がるとともに、行政運営においても歳出の増嵩をもたらし、財政の硬直化が進んでいます。さらに、人口減少・少子高齢化の進展に伴い、医療・介護・子育てなどの行政需要が多様化・増大する一方で、担い手不足や財源の確保など課題が山積し、将来の予測がますます困難な時代を迎えています。

こうした時代の転換点にあたっては、本町の豊かな自然環境、古くから人々に愛されてきた温泉、多くの文人墨客が訪れた歴史・文化など、本町の魅力ある地域資源を最大限に活かしながら、地域で支え合う仕組みを育て、町民の皆様が将来にわたって安心して暮らせるまちであり続けるための工夫と見直しを進めていく必要があります。

このような中、現在のまちづくりの指針となる「ゆがわら2021プラン(湯河原町総合計画)」の前期基本計画が令和7年度をもって終了することから、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「ゆがわら2021プラン後期基本計画」を策定しました。

本計画では、まちの将来像「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」の実現をめざし、前期基本計画から引き続き湯河原らしさを磨くとともに、町全体に活力と賑わいが溢れ、子どもから高齢者まですべての世代が輝き、町民の皆様が誇りと愛着をもてる町となるよう取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議を賜りました湯河原町総合計画審議会委員、アンケートやパブリックコメントなどにご協力いただいた町民の皆様、町議会並びに関係機関に心から深く感謝申し上げます。

令和8年3月

湯河原町長 内藤喜文

湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原

序論	1
----------	---

第1章 総合計画策定にあたって	2
------------------------------	----------

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の役割と性格	2
3 計画策定の基本姿勢	3
4 計画の構成と期間	4

第2章 時代の潮流から見たまちづくりの課題	5
------------------------------------	----------

1 地方創生の推進	5
2 重要性を増す人づくり	5
3 価値観の多様化と地方自治	6
4 安全・安心な暮らしの確保	6
5 技術革新への対応	7
6 グローバル化への対応	8
7 行政改革と行政経営	8

基本構想	9
------------	---

第1章 まちづくりの基本方針	10
-----------------------------	-----------

1 基本理念	10
2 まちの将来像	12
3 将来人口の設定	13
4 土地利用の構想	14
5 まちづくりの基本目標	18

第2章 施策の大綱	19
------------------------	-----------

基本目標 1 『観光・産業』 魅力と活力にあふれにぎわいのあるまちづくり	19
基本目標 2 『保健・福祉』 とともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり	19
基本目標 3 『生活環境』 四季彩と暮らしが調和した安全・安心のまちづくり	20
基本目標 4 『文化・教育』 生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり	21
基本目標 5 『行財政運営』 みんなでつくる自立と協働のまちづくり	21

体系図 24

基本目標 1 魅力と活力にあふれにぎわいのあるまちづくり 34

I 観光の振興 34

1 観光 34

 (1) 観光資源の拡充・整備 35

 (2) 観光施設の整備・充実、個性化 36

 (3) 観光情報発信の活性化、観光宣伝の強化 36

 (4) 観光人材育成と団体活動の活性化 37

 (5) おもてなしの向上 37

2 温泉 38

 (1) 温泉設備の適正管理 38

 (2) 温泉の資源保護と有効活用 38

II 地域産業の振興 39

3 商業・サービス業 39

 (1) 商業基盤の整備 40

 (2) 団体活動の活性化と人材育成 40

4 工業 41

 (1) 工業基盤の整備 41

 (2) 団体活動の活性化と人材育成（再掲） 41

5 農業 42

 (1) 農業生産基盤の整備 43

 (2) 農業経営の高度化の促進 44

 (3) ふれあい農園・遊休農地の活用 44

6 林業 45

 (1) 林業基盤の整備 45

 (2) 森林保全の担い手の育成 45

7 漁業海業 46

 (1) 漁業生産基盤の整備 46

 (2) 漁業・海業の振興 47

 (3) 漁業経営改善の促進 47

III 雇用の確保 48

8 雇用対策 48

 (1) 就業の促進 49

 (2) 労働環境の向上 49

9 勤労者福祉 50

 (1) 勤労者福祉の充実 50

IV 地方創生の推進 51

10 地方創生 51

 (1) しごとづくり：挑戦と共創が生まれるまち 52

 (2) 新たなひとの流れづくり：つながりが広がるまち 52

 (3) 結婚・出産・子育ての環境づくり：未来をはぐくむまち 52

 (4) 誰もが活躍できるまちづくり：支え合いと安心のまち 53

基本目標 2 ともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり 54

I 保健・医療の充実	54
1 健康づくり.....	54
(1) 健康増進・食育の推進.....	55
(2) 母子保健の推進.....	56
2 予防対策.....	57
(1) 各種検診の推進.....	57
(2) 感染症対策の推進.....	57
3 医療.....	58
(1) 地域医療体制の充実.....	58
II 共生社会の実現	59
4 地域福祉.....	59
(1) 地域福祉の総合的展開.....	60
(2) 地域福祉活動への参加促進.....	60
5 児童福祉・子育て支援.....	61
(1) 子どもたちが生き生きと育つための環境づくり.....	62
(2) 子育て支援サービスの充実.....	62
6 障がい児者福祉.....	63
(1) 障がい児者が生き生きと暮らしていくための環境づくり.....	64
(2) 各種サービスの基盤整備.....	64
(3) 地域支援体制の確立.....	64
7 高齢者福祉.....	65
(1) 高齢者が生き生きと暮らしていくための環境づくり.....	66
(2) 地域生活支援体制の整備.....	66
III 社会保障の充実	67
8 介護保険.....	67
(1) 利用者の立場に立った介護保険サービスの推進.....	67
(2) 高齢者を地域全体で支える仕組みづくり.....	67
(3) 健康づくりと介護予防の推進.....	68
(4) 地域の実情に応じたサービスの推進.....	68
(5) 介護保険制度の適切な運営.....	68
9 社会保険.....	69
(1) 国民健康保険制度の適切な運営.....	70
(2) 国民年金事務の実施.....	70
(3) 後期高齢者医療制度の適切な運営.....	70
10 生活支援・ひとり親福祉.....	71
(1) 自立支援と最低生活保障.....	72
(2) ひとり親家庭への支援.....	72

I	計画的な土地利用による自然環境の保全……………	73
1	地球温暖化防止対策……………	73
	（1）計画的な取組みの推進……………	74
	（2）脱炭素社会づくりの推進……………	74
	（3）エネルギー……………	74
2	自然保護……………	75
	（1）自然環境の保全と活用……………	75
	（2）環境学習・環境教育の推進……………	75
3	土地利用……………	76
	（1）適切な土地利用の推進……………	77
	（2）駅前・街並みの整備……………	77
4	景観……………	78
	（1）美しい景観の形成……………	79
	（2）花のまちづくりの推進……………	79
5	公園・緑地・水辺……………	80
	（1）公園の整備……………	81
	（2）緑化の推進……………	81
	（3）水辺の整備……………	81
II	持続可能な生活環境の構築……………	82
6	循環型社会の構築……………	82
	（1）3Rの推進……………	83
	（2）ごみ処理体制の充実……………	83
7	し尿・浄化槽汚泥処理……………	84
	（1）し尿・浄化槽汚泥処理体制の充実……………	84
8	環境衛生……………	85
	（1）生活環境の保全……………	85
	（2）都市型公害防止対策の推進……………	85
9	上下水道……………	86
	（1）上水道事業の推進……………	87
	（2）下水道事業の推進……………	87
III	安全・安心の実現……………	88
10	防災・危機管理・生活被害対策……………	88
	（1）防災対策の推進……………	89
	（2）危機管理対策の推進……………	90
	（3）生活被害対策の推進……………	90
11	治山・治水……………	91
	（1）治山事業の推進……………	91
	（2）治水事業の推進……………	91
12	交通安全……………	92
	（1）交通安全対策の充実……………	92
13	防犯……………	93
	（1）防犯体制の充実……………	93
14	消防救急……………	94
	（1）消防体制の整備……………	95
	（2）救急業務体制の整備……………	96

(3) 緊急輸送体制の確保	96
15 消費生活	97
(1) 消費者意識の高揚	97
(2) 消費生活相談の充実	97
IV 交通ネットワークの整備	98
16 道路整備	98
(1) 道路・交通体系の整備	99
(2) 広域道路網の整備促進	99
17 公共交通	100
(1) 公共交通網の充実	101

基本目標4 生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり 102

I 生涯にわたる学びの推進	102
1 家庭教育	102
(1) 家庭の教育力の向上	102
2 幼児教育	103
(1) 幼児教育の充実	103
3 学校教育	104
(1) 小・中学校教育の充実	105
(2) 高校進学育英奨学制度の充実	107
4 生涯学習	108
(1) 生涯学習推進体制の整備	109
(2) 生涯学習内容の充実	109
(3) 図書館施設・運営の充実	110
5 スポーツ	111
(1) スポーツ施設の充実	112
(2) スポーツ活動の支援	112
6 青少年健全育成	113
(1) 家庭・地域・学校の連携	114
(2) 地域指導者の育成・支援	114
II 文化芸術の振興・保存	115
7 文化芸術	115
(1) 伝統行事の振興	115
(2) 町民文化芸術活動の支援	115
8 文化財・史料	116
(1) 文化財・史料の保護と活用	116
III 多文化共生の推進	117
9 国際理解	117
(1) 国際理解の推進	117
(2) 外国人住民の支援	117
10 国際交流	118
(1) 国際交流活動の展開	118
11 地域間交流	119
(1) 地域間交流の推進	119

基本目標5 みんなでつくる自立と協働のまちづくり 120

I 情報の共有 120	
1 情報公開..... 120	
(1) 開かれた行政の実現..... 120	
2 広報広聴..... 121	
(1) 広報広聴活動の充実..... 121	
3 情報化 122	
(1) DXの推進 123	
II 協働によるまちづくりの推進..... 124	
4 町民参加..... 124	
(1) まちづくりへの町民参加の推進 124	
5 人権・男女共同参画 125	
(1) 人権意識の啓発 127	
(2) 男女共同参画社会等の実現 127	
6 コミュニティ 128	
(1) 自治の促進 129	
(2) コミュニティ活動の促進 129	
III 社会環境の変化に対応した行政運営の推進 130	
7 行政経営..... 130	
(1) 行政改革の推進 131	
(2) 人材確保・育成の推進 131	
(3) 行政評価システムの推進 131	
8 財政運営..... 132	
(1) 財源の確保・拡充..... 133	
(2) 効果的な財政運営..... 134	
IV 広域行政の推進 135	
9 広域行政..... 135	
(1) 広域行政の連携拡大..... 135	

資料編 137

ゆがわら2021プラン（湯河原町総合計画）とSDGsとの関係..... 138	
ゆがわら2021プラン（湯河原町総合計画）後期基本計画 策定経過 140	
湯河原町総合計画審議会条例..... 141	
湯河原町総合計画審議会委員名簿 143	
諮 問 144	
答 申 145	
議 案 146	



序論

第1章 総合計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の役割と性格
- 3 計画策定の基本姿勢
- 4 計画の構成と期間

第2章 時代の潮流から見たまちづくりの課題

- 1 地方創生の推進
- 2 重要性を増す人づくり
- 3 価値観の多様化と地方自治
- 4 安全・安心な暮らしの確保
- 5 技術革新への対応
- 6 グローバル化への対応
- 7 行政改革と行政経営

第 1 章 総合計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速に進行する少子化・高齢化、高度情報化、国際化など、社会経済環境は大きく変化し、行政需要も多様化・高度化する中、活力と特色のあるまちづくりをこれまで以上に推進していくため、湯河原町は平成23年度（2011年度）から「ゆがわら2011プラン（湯河原町新総合計画）」の各種施策を推進してきました。

しかしながら、人口減少、少子化・高齢化はますます進行し、現役世代が急減しているほか、地震や豪雨による災害が日本各地で発生するなど、社会経済を取り巻く変化はそのスピードを早めています。また、近年では新型コロナウイルス感染症が発生し、予定されていた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期、緊急事態宣言の発出など、想定を超える事態が相次ぎ、まさに激動の時代を迎えつつあります。

住民に最も近い立場にある地方自治体は、こうした厳しい時代だからこそ将来に夢を描き、中長期的なまちづくりの方向性を再構築し、住民とともにまちづくりを展開していくことが求められます。そのため、今後の行政運営の指針となる「ゆがわら2021プラン（湯河原町総合計画）」を策定するものです。

2 計画の役割と性格

本計画は、湯河原町自治基本条例第13条第1項に基づく総合計画であり、行政運営の最も基本となる計画です。

- (1) 令和12年度（2030年度）に向けたまちの将来像と、それを達成するための施策を定め、総合的かつ計画的に町政を運営していくための指針とします。
- (2) 町政運営の指針を示すことにより、町民をはじめ各種団体や企業などに理解と協力を求め、まちづくりへの積極的な参加と行動を促進します。
- (3) 国、県及び広域圏における計画との整合を図りながら策定しており、計画の実現に向けて関係機関の積極的な支援と協力を要請します。
- (4) 社会経済情勢の大きな変動などにより計画の推進が困難になった場合、適切な見直しを行います。

3 計画策定の基本姿勢

本計画策定にあたっては、次の6点を基本姿勢としました。

(1) 町民ニーズ・地域の特性を活かした計画づくり

町民ニーズを的確に把握し、それらに対応できる計画づくりを行うとともに、地域の特性や歴史、文化、自然環境などを活かし、まちの魅力を最大限に発揮できる計画づくりを行いました。

(2) 現状を把握した上での計画づくり

「ゆがわら2011プラン」後期基本計画の進捗状況やまちが抱える課題を的確に捉え、また、国・県の関連計画及び町の各種計画を整理した上での計画づくりを行いました。

(3) 町民と職員の協働による計画づくり

多くの町民に参加、参画いただき、より多くの意見を取り入れ、また、町民と職員、行政の協働による計画づくりを行いました。

(4) 持続可能な行政運営を可能にする計画づくり

持続可能な行政運営が可能となるよう、また、平成27年（2015年）9月に国連において採択されたSDGs[※]（持続可能な開発目標）の理念も踏まえた計画づくりを行いました。

(5) めざす姿を掲げ、達成状況が評価できる計画づくり

総合計画が何をめざし、どれだけ達成するのかという目標を明確にし、成果がわかるとともに、達成状況の評価が適正にできる計画づくりを行いました。

(6) 効率性・実効性を確保した計画づくり

厳しい財政状況の中で、計画の実現を図るため、地域全体の枠組みにおける経営的視点に立った計画づくりを行いました。

※ 【SDGs】 Sustainable Development Goals の略。詳細は資料編に記載

4 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

【基本構想】

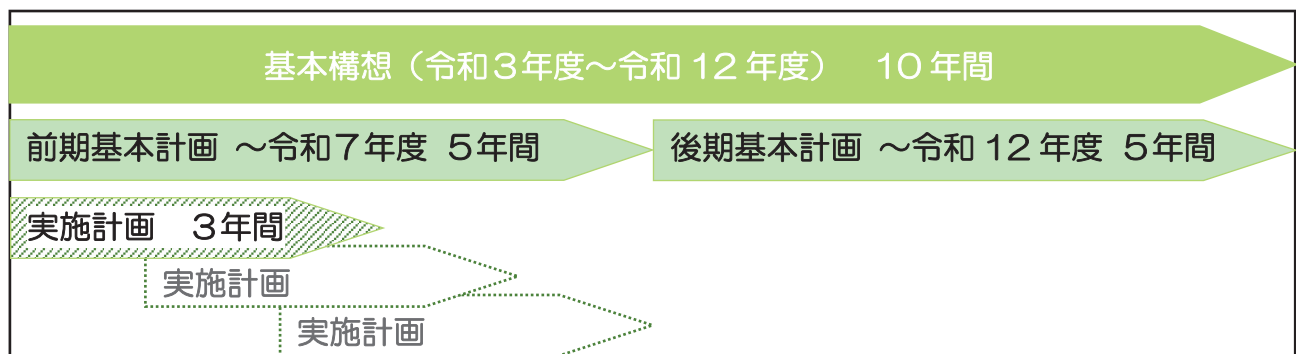
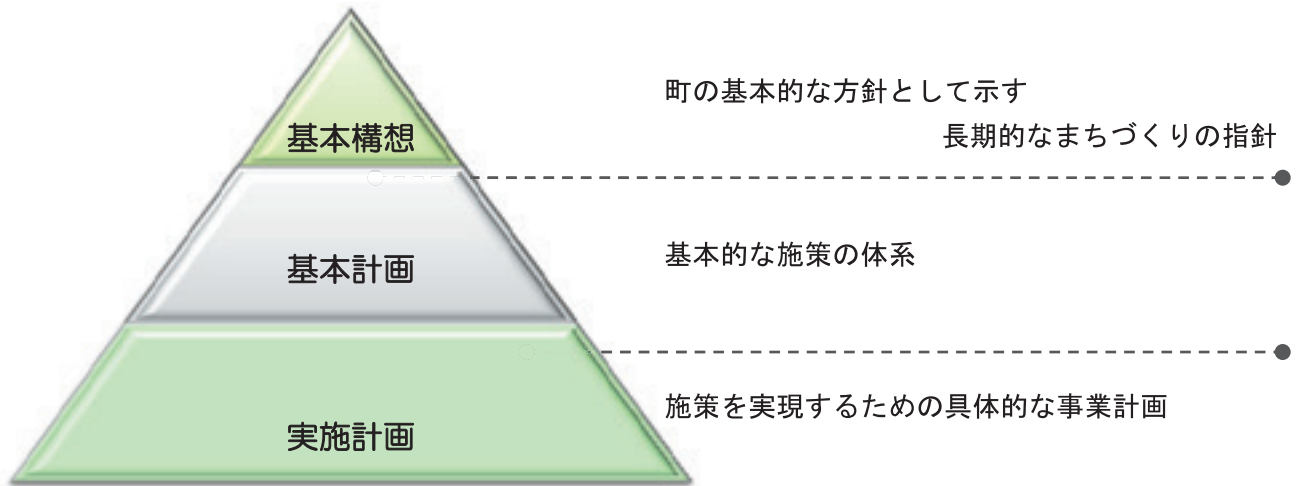
基本構想は、長期的にめざすべきまちの将来像と、その実現のための施策の大綱を明らかにするものです。令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）を目標年次とする10か年計画とします。

【基本計画】

基本計画は、基本構想を受けて、中期的にその実現を図るために必要な基本的な施策を体系的に示すものです。計画期間は、前期と後期に分け、それぞれ5か年計画とします。

【実施計画】

実施計画は、基本計画に示した基本的な施策を計画的、効率的に実施するための具体的な事業計画を明らかにするものです。計画期間は短期の3か年とし、ローリング方式により毎年見直しをしていきます。



「実施計画」は毎年度ローリング方式による見直し

第 2 章 時代の潮流から見たまちづくりの課題

1 地方創生の推進

我が国の人口は、平成17年（2005年）をピークに減少傾向となり、少子化・高齢化の進展に加えて、生産年齢人口の減少が顕著になり、国力の維持が大きな課題となっています。また、減りゆく人口の中で、東京への一極集中傾向は止まらず、地方の活力を維持していくことも大きな課題となっています。

こうした実情を踏まえて、地方創生の取組みが日本全国で進められており、定住人口のみならず、交流人口や関係人口を増やす取組みも盛んになっています。

本町においても、少子化・高齢化・人口減少の傾向にあり、町の活力をどのように維持していくかが課題になっています。本町は今後も高齢化率が高まるものの、高齢者数は減少期に入ると思われ、こうした実情を踏まえたまちづくりも求められます。また、この町で子育てをしたい、この町に移り住みたい、この町に戻ってきたい、などと選ばれる町であるために必要な地方創生の取組みを推進していくことが求められています。

2 重要性を増す人づくり

人口が減少していく中で、人づくりの重要性は今後増していくものと考えられます。

我が国では、働く人を増やす取組みとして、女性の活躍や高齢者の就労を促す取組みが進められています。加えて、平成31年（2019年）4月1日の改正入国管理法の施行により、一定の技能と日本語能力のある外国人に日本での就労が認められました。住民としての外国人の受け入れ、観光客としての訪日外国人へのおもてなしなど、外国人との共生も今後の課題となっています。

また、学校教育では、小中や中高の一貫教育、少人数教育やオンライン授業、英語や統計の授業が展開されるなど、子どもたちを取り巻く環境も変化してきています。高齢化の進展にともない、生涯を通じた学習機会の充実も図られています。

こうした人づくりの根幹に心身の健康があります。日本人の平均寿命は世界トップクラスですが、今後は、未病の考え方を取り入れ、健康寿命を延伸していくことが求められています。

本町においては、人口2万人以上を維持すべく、様々な取組みを展開してきました。他都市と同様に移住・定住を促進する施策にも取り組んでおり、今後も充実していくことが必要ですが、町内には高校・大学等高等教育機関がないことから、10代後半から20代前半の若者の町外流出が大きな課題となっています。一度町外へ出たとしても、また戻ってきたいと思われるような郷土愛の醸成、他都市からの移住者を受け入れるコミュニティの雰囲気づくり、外国人住民との共生を可能にする多言語対応など、人づくりに付随した取組みを充実していくことも求められています。

3 価値観の多様化と地方自治

消費はモノからコトへ、持つことからシェアすることへ、終身雇用から多様な働き方へ、など人々の価値観は絶え間なく変化しています。新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の価値観をさらなる変化へ導く可能性があります。会社へ入社することなく働きリモートワーク、人と人の距離をあけるソーシャル（フィジカル）ディスタンス、会議室に集合することなく開催するオンライン会議など、これまでになかった新しい生活様式の登場は変化のはじまりであり、今後も動向を注視していくことが必要です。

住民の価値観がこのように変わりゆく中で、自治体は地方自治を進めていかなければなりません。特に近年は包摂型社会、共生社会といったキーワードのもと、発達障がいやLGBTQ[※]など、これまでの社会では生きづらさを感じていた方たちも含めて、誰もがその人らしく生活できる環境づくりが求められています。

本町は、観光を主産業とすることから、人々の価値観の変化を的確に捉え、マーケティングの考え方を取り入れた産業振興施策を展開していくことが求められます。また、スポーツや文化活動など、町民の心を潤す活動も時代に沿った支援が求められます。

地方自治の面では、社会貢献に意欲的な町民が増加する中、自治会、消防団など地域コミュニティ組織の弱体化が懸念されます。加えて、情報の共有、まちづくりへの参画促進なども課題の1つです。自助・共助・公助の考え方の浸透を図りつつ、町の自治基本条例や議会基本条例に基づく取組みを進展させることも求められています。

4 安全・安心な暮らしの確保

我が国は地震大国、火山大国であり、いつどこで大地震や噴火があってもおかしくありません。近年では地球温暖化の影響を受け、50年に一度の大雨などが頻繁に発生し、過去に例のない災害が増加してきています。こうした状況を受け、防災・減災の考え方のもと、強靱な国土を作ろうとする動きが出てきています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言、外出自粛要請がなされ、経済社会活動に大きな影響を与えました。人類は様々なウイルスと闘ってきましたが、今後も闘う場面があると考えられ、医療体制や生活様式など、その時々に応じた対応が求められます。

※ 【LGBTQ】 Lはレズビアン（女性の同性愛者）、Gはゲイ（男性の同性愛者）、Bはバイセクシュアル（両性愛者）、Tはトランスジェンダー（生まれた時の性別と自分の感じている性別が異なる人）、Qはクィア（LGBTにあてはまらない人）またはクエスチョニング（自分の性のあり方をハッキリと決められなかったり、迷ったりしている人又は決めたくない、決めないとしている人）の略

本町は、相模灘に面し、近隣に大地震を引き起こすと考えられる断層があるほか、活火山箱根山との距離も近く、その急峻な地形から大雨に対する備えも必要であり、町民の安全・安心な暮らしを確保していくことが求められています。また、老後を支える社会保障、地域包括ケアを実現するコミュニティ、事故や犯罪などのない安全な地域づくりなど、町民の平穏な日常生活を支援していくことも求められます。

5 技術革新への対応

我が国では、人口減少、とりわけ生産年齢人口の減少が予想され、誰もが活躍できる一億総活躍社会や、働く希望を持つすべての女性が個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための女性活躍推進、多様な働き方を実現するための働き方改革などが進められています。あわせて、デジタル革新、イノベーションを最大限活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立するSociety5.0という取組みも進められています。

世界に目を移すと、IoT※、AI※、ビッグデータ※などを活用したイノベーション、例えばシェアリングエコノミー※（共有経済）、ロボティクス※、フィンテック※など、これまでにない経済価値、産業構造、生活利便性を生み出す第4次産業革命の中にあると言われていています。

本町は、観光を基幹産業として発展してきており、今後も観光を産業の軸としながら関係人口の増加を図り、農業、漁業、商業などの各産業との連携のもとに相乗効果を発揮しながら、地域経済の活力を創出していくことが求められています。こうした地場産業の発展に、さまざまなスピードで進化する様々な革新的な技術をどのように取り入れ、世の中のニーズに対応した産業振興を図っていくかが課題となっています。

加えて、行政手続のオンライン化など電子自治体の構築に向けた取組みを進め、情報セキュリティ対策を強化しながら、行政の簡素化、効率化を進め、防災、保健、医療、福祉などあらゆる分野で町民の利便性を高め、まちの活力を高めていくことも求められています。

-
- ※ 【IoT】 Internet of Things の略でモノのインターネットと呼ばれる。すべてのモノがインターネットにつながることで、それぞれのモノから個別の情報を取得でき、その情報を元に最適な方法でそのモノを制御できる仕組みのこと。
 - ※ 【AI】 Artificial Intelligence の略で人工知能のこと。ディープラーニング(深層学習)という技術の発展、ビッグデータの普及などにより、画像や映像からの情報の抽出、音楽や文字の生成などが可能になっている。
 - ※ 【ビッグデータ】 コンピューターやインターネットの進化によって広まった大量のデータのこと。様々な形、様々な性格、様々な種類があり、これまで見過ごされてきたようなデータも活用されている。
 - ※ 【シェアリングエコノミー】 インターネットを介して使っていないモノ・場所・技能などを貸し借りするサービスのこと。自動車を個人や会社で共有するカーシェアリングをはじめ、個人と個人での貸し借りを仲介する様々なシェアリングサービスが登場している。
 - ※ 【ロボティクス】 ロボットの設計、製造などに関する研究（ロボット工学）やビジネスの現場におけるロボットの運用に関する研究のことを指し、人手不足が問題となっている物流現場などにおいて、省人化・無人化に向けた取組みが進められている。
 - ※ 【フィンテック】 金融を意味するファイナンス（Finance）と、技術を意味するテクノロジー（Technology）を組み合わせた造語で、金融とIT技術を掛け合わせたキャッシュレス決済などの新しいサービスや動きを指す。

6 グローバル化への対応

ヒト・モノ・カネが国境を越えて、活発に行き来するグローバル化は益々進展し、これに情報も加わり、今や社会経済活動は1つの国の中にとどまらず、世界とともに活動する時代となりました。一方でグローバル化は、地球温暖化をはじめとする環境問題、食料や資源・エネルギー問題、水資源問題などを明らかにすることとなり、国際的に取り組まなければならない課題も見えてきています。

こうした中、平成27年（2015年）に国連で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、令和12年（2030年）に向けてすべての国や地域が取り組む「SDGs」と呼ばれる17のゴールが採択されました。我が国においても官民をあげた取り組みが進められています。

海、山、川、温泉といった本町が有する自然環境は、先人たちが守り育ててきた町民の誇りであり、来訪者の心を癒す大切な財産です。こうした自然との共生や環境保護、誰一人取り残さない福祉や教育、住み続けられるまちづくりなどを進め、持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

7 行政改革と行政経営

行政改革と言われて久しいものがありますが、財政状況は厳しい自治体が多く、選択と集中、民間活力の活用など、どの自治体においても不断の努力が求められています。一方で、職員数の削減を進めた結果、多様化する住民ニーズへの対応が難しくなりつつあり、専門職が確保できないなどの弊害も散見されます。また、働き方改革が叫ばれる中、行政職員においても労働時間や労働環境の改善が必要な状況にあります。

さらに、近年ではデータや数的根拠に基づいた行政経営が求められており、ビッグデータを統計的に処理できる人材の育成や、定型業務を効率的に進めるための新しい技術の導入も課題となっています。

本町においても財政状況は厳しく、中長期的な視点のもとに経営の視点を取り入れた行財政運営が求められています。計画的に行政改革を進めるとともに、職員の意識改革、能力主義の人事制度への対応、一層の広域連携なども求められます。



基本構想

令和3年度～令和12年度
(2021年度～2030年度)

第1章 まちづくりの基本方針

- 1 基本理念
- 2 まちの将来像
- 3 将来人口の設定
- 4 土地利用の構想
- 5 まちづくりの基本目標

第2章 施策の大綱

基本目標 1 『観光・産業』

魅力と活力にあふれにぎわいのあるまちづくり

基本目標 2 『保健・福祉』

ともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり

基本目標 3 『生活環境』

四季彩と暮らしが調和した安全・安心のまちづくり

基本目標 4 『文化・教育』

生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり

基本目標 5 『行財政運営』

みんなで作る自立と協働のまちづくり

第 1 章 まちづくりの基本方針

1 基本理念

《まちづくりの基本理念》

本町は、平成18年（2006年）12月1日に「湯河原町自治基本条例」を制定しました。本条例において、「湯河原町町民憲章」の精神を尊重するとしていることから、恒久的なまちづくりの基本理念として位置づけます。

◆湯河原町町民憲章

昭和61年3月1日

告示第8号

わたくしたちの町、湯河原は、海と山と川の美しい自然環境と豊かな温泉や歴史文化に恵まれた温泉観光地です。

子や孫に、誰もが『心に泉のもてる誇り高いふるさと』を譲り渡していくことが、わたくしたちの責任です。町村合併30周年にあたり、わたくしたち湯河原町民の生活の道標として、ここに町民憲章を制定します。

- 1 健康をよこごび、思いやりに満ちた明るく住みよいまちをつくりましょう
- 1 自然をはぐくみ、青空のもとにさわやかな緑と花のまちを築きましょう
- 1 伝統を重んじ、香り高い文化の生まれるまちを創りましょう
- 1 教養を深め、こぞって時代にさきがけた“地球民”をめざしましょう
- 1 訪れる人々を温かく迎え、世界にはばたくまちを拓きましょう

《計画の基本理念》

本計画では、恒久的なまちづくりの基本理念とした「湯河原町町民憲章」の精神を尊重しながら、次の4つを計画の基本理念とします。

1 持続可能な「地域社会」を築く

世界の動き、国の動きなどを注視し、外部環境の動きに迅速に対応しつつ、町民が幸せを感じながら生活できる、持続可能な「地域社会」を築きます。

2 魅了する「地域環境」を築く

海、山、川、温泉といった本町が有する豊かな自然資源と、生活するために必要な社会資源のバランスを保ち、人々を魅了する「地域環境」を築きます。

3 活力ある「地域経済」を築く

基幹産業である観光を軸に、他産業との複合的な発展をめざし、活力ある「地域経済」を築きます。

4 「共生」と「協働」でまちを築く

誰一人取り残さない「共生」の考え方のもと、自治の主役である町民と議会と町の三者が、お互いの責任と役割を自覚し、「協働」によるまちづくりを進めます。



2 まちの将来像

東に相模灘を望み、他方を緑深い山々に包まれ、ほたる舞う二本の川の流れる湯河原町は、万葉集に詠まれ、古くから名湯として伝えられる湯量豊かな温泉と四季を通じ温暖な気候に恵まれ、多くの文人墨客に愛され、観光地として、多くの人々を癒してきました。

本町の観光資源である温泉、史跡、産業や海、山、川などの優れた自然環境といったかけがえのない財産を守り、はぐくみながら次の世代に引き継ぎ、誰もが暮らしやすい町、国の内外から訪れたいと思われる四季彩のまち・湯河原にしていくことが、私たち町民の務めです。

「ゆがわら2011プラン（湯河原町新総合計画）」で定めたまちの将来像は湯河原町のめざすべき姿を表現しており、自治の主役である町民にも浸透してきました。引き続き、町民と議会と町の三者が、お互いの責任と役割を自覚し、協働するとともに、この町にかかわる様々な人々と協力し合いながらまちづくりを進めることが必要です。

町民が、自ら我が町に誇りを持ち、湯河原町が町の内外の人々から愛され、親しまれる町になっていくことをめざし、

まちの将来像を

『湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原』

とし、その実現をめざします。

「湯けむり」は、温泉観光地湯河原を端的にイメージしています。これまでもそしてこれからも、恵まれた温泉資源を有効に活用して、湯河原らしさを磨いていこうとするものです。

「笑顔」は、訪れる人の笑顔と町民の笑顔を表現しています。訪れる人が湯河原の温泉や自然、もてなしなどに触れて笑顔になれるよう、また、町民が安全や安心を実感しながら笑顔で日々の暮らしを重ねていけるよう、施策や事業を展開していこうとするものです。

「四季彩」は、先人たちが大切に守り育て受け継いできた海、山、川が四季折々に見せる彩りを表現しており、町民誰もが誇りに感じ、訪れる人の心もとりにするこの自然を、今後も守り育てていこうとするものです。

「湯けむり」と「笑顔」あふれる「四季彩」のまち、前計画に引き続き私たちがめざす10年後のまちの姿です。

3 将来人口の設定

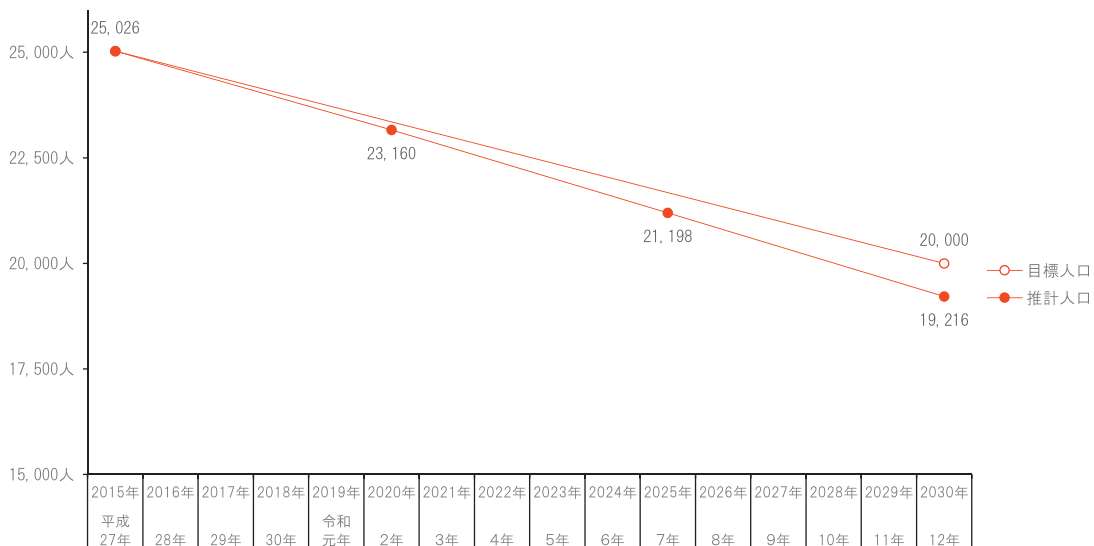
計画の目標年度である令和12年（2030年）における都市規模を明らかにするために、人口指標を次のとおり設定します。

将来人口（令和12年（2030年））20,000人

《人口の見通し》

令和12年（2030年）における本町の人口は、これまで同様、人口減少と少子化・高齢化が一層進展し、19,000人程度の人口規模になるものと推測されます。

しかし、良好な生活環境やまちの活力を維持していくため、産業振興施策や子育て支援策、更に人口定住対策を推進することにより、20,000人の人口規模を目標として設定します。



※平成27年（2015年）国勢調査結果を用いた推計

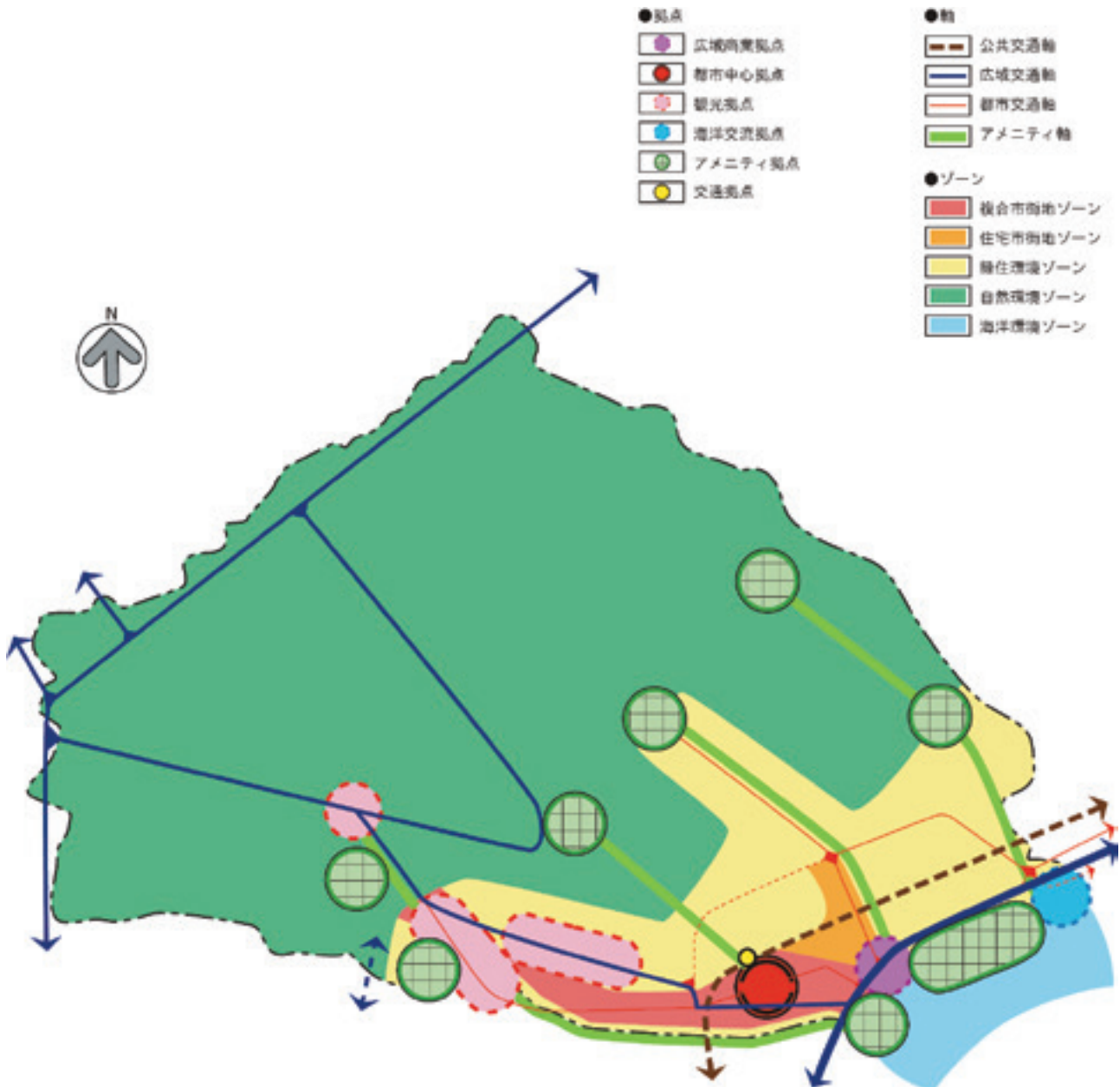
4 土地利用の構想

町土は、現在及び将来の町民のための限られた財産であり、生活及び生産のための共通の基盤です。

公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、地域の自然的・社会的・経済的・文化的な特性に配慮した土地の有効活用を図ります。

そのため、ゾーン及び都市活動の拠点と軸を設定して、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

《土地利用構想図》



《ゾーンごとの土地利用の方針》

土地利用構想図に基づく各ゾーンの土地利用の方針は、次のとおりです。

(1) 複合市街地ゾーン

町民の日常的な生活活動（都市型居住）と観光・商業活動が共存する複合市街地ゾーンの形成をめざします。

(2) 住宅市街地ゾーン

町民の日常的な生活活動（郊外型居住）が営まれる住宅市街地ゾーンの形成をめざします。

(3) 緑住環境ゾーン

農地や樹林地が適正に保全された緑豊かな環境の中で、それらと調和・共生しながら、様々な生活活動（郊外型居住・週末居住など）や地域振興に資する活動（産業振興・レクリエーションなど）が営まれるゾーンの形成をめざします。

(4) 自然環境ゾーン

現在の優れた自然的環境を保全し、将来にわたって維持・継承していくとともに、優れた自然環境を拠点的に活用していくゾーンの形成をめざします。

(5) 海洋環境ゾーン

自然的・景観的に優れた海洋環境を将来にわたって保全するとともに、それらを活用しつつ、海とのかかわりを深めるレクリエーション機能を有するゾーンの形成をめざします。

《都市活動の拠点》

土地利用構想図に基づく都市活動の拠点づくりの方針は、次のとおりです。

※道路名の後の（ ）内の番号は、都市計画道路種別です。

（1）広域商業拠点

広域的な交通流動特性を活かした自動車サービス型の商業機能（一般商業・観光商業）やアミューズメント機能が集積立地する産業拠点の形成をめざします。

○国道135号（3・5・1）沿道地区

（2）都市中心拠点

生活支援サービス機能、商業・業務機能、さらには観光商業・サービス機能（観光物産の販売、飲食、観光情報施設）など、町民の生活・文化活動や産業活動を支える中枢的諸機能が集積立地する本町の中心となる拠点の形成をめざします。

○湯河原駅周辺地区

（3）観光拠点

本町の主要産業である観光業を先導する保養・宿泊機能とそれらを支援する観光商業・サービス機能が集積立地する産業拠点の形成をめざします。

○温泉場地区 ○奥湯河原地区 ○町道オレンジライン沿道地区

（4）海洋交流拠点

漁港、海洋レクリエーション基地などとしての一般漁業、観光漁業（海業）を支える諸機能が集積立地する“海と都市”の交流を促進する産業拠点の形成をめざします。

○福浦漁港周辺地区

（5）アメニティ拠点

自然的環境や歴史的環境を活かしつつ、スポーツ・休息・レジャーなどのレクリエーション機能や優れた景観などのアメニティ環境を有する拠点の形成をめざします。

○湯河原町総合運動公園～さつきの郷（星ヶ山公園）
 ○梅の郷・桜の郷（幕山公園） ○あじさいの郷（城山・土肥城址）
 ○湯河原海浜公園～湯河原海岸 ○万葉公園（温泉場地区）～もみじの郷

（6）交通拠点

公共交通の利便性を高めるアクセス機能、ターミナル機能（バス発着場、駐車場、駐輪場など）を有する拠点の形成をめざします。 ○湯河原駅

《都市活動の軸》

土地利用構想図に基づく都市活動の軸づくりの方針は、次のとおりです。

(1) 公共交通軸

子どもや高齢者などの交通弱者への対応に配慮しつつ、周辺諸都市や広域圏（JR東海道新幹線など国土軸への接続）とのつながりを強める公共交通軸の形成をめざします。

- 東海道本線

(2) 広域交通軸

周辺諸都市や首都圏など広域圏とのつながりを強める道路交通軸の形成をめざします。

- 国道135号（3・5・1）～真鶴道路
- 県道75号（湯河原箱根仙石原線）（3・6・1）
- 千歳通り線（3・5・3）
- 町道オレンジライン
- アネスト岩田ターンパイク箱根
- 湯河原パークウェイ
- 湯河原～熱海連絡道路（構想線）

(3) 都市交通軸

町内における円滑な移動や上位道路（広域交通軸）へのアクセス性を強める道路交通軸の形成をめざします。

- 国道135号（真鶴道路並行区間）
- 幕山公園通り線（中央通り線）（3・4・1）
- 県道75号（湯河原箱根仙石原線）（3・6・1）
（小梅橋～町道オレンジライン交差点）
- 町道オレンジライン～鍛冶屋地区連絡道路（構想線）
- 鍛冶屋地区～福浦地区連絡道路（町道川堀鍛冶屋線の活用）
- 福浦地区～真鶴半島連絡道路（構想線）

(4) アメニティ軸

アメニティ拠点との空間的なつながりやアクセス性の強化に配慮しつつ、本町の優れた自然的・歴史的環境に調和した快適環境・景観を有する軸の形成をめざします。

- 洗頭川～音無川
- 新崎川
- 藤木川～千歳川
- アメニティ拠点へのアクセス路

5 まちづくりの基本目標

まちの将来像である「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」の実現に向けて、次の5つのまちづくりの基本目標のもとに、施策の大綱を掲げます。

基本目標 1

『観光・産業』
魅力と活力にあふれ
にぎわいのあるまちづくり

温泉観光地の特徴を最大限発揮し、観光を産業の軸としながら交流人口の増加を図り、農業、林業、漁業、商業などの各産業の連携のもとに、魅力と活力にあふれ、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

基本目標 2

『保健・福祉』
ともに支え合い
笑顔で暮らせるまちづくり

町民一人ひとりが健やかに暮らすための健康づくりと、互いに助け合い支え合う地域ぐるみの福祉を推進し、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標 3

『生活環境』
四季彩と暮らしが調和した
安全・安心のまちづくり

計画的な土地利用のもと、季節感あふれた美しい風景と町民生活の調和を図るとともに、生活基盤や災害への備えを充実し、安全で安心して生活することができるまちづくりを進めます。

基本目標 4

『文化・教育』
生涯を通じて学び
豊かな心を育むまちづくり

地域の伝統を大切にしながら、生涯にわたる文化、学習、スポーツなどの活動を通じて、健やかな体と豊かな心を育むまちづくりを進めます。

基本目標 5

『行財政運営』
みんなで作る
自立と協働のまちづくり

町民や企業・団体などの様々な主体のまちづくりへの参加を促し、町民、議会及び町の連携のもと、効率的な行財政運営を行い、自立と協働のまちづくりを進めます。

第 2 章 施策の大綱

基本目標 1

『観光・産業』魅力と活力にあふれにぎわいのあるまちづくり

I 観光の振興

風光明媚な自然と人々の心と体を癒してきた温泉を活かし、本町の基幹産業である観光業振興と、創意工夫に満ちた意欲的な取組みを支援します。

II 地域産業の振興

本町の地域性を活かし、農業、林業、漁業、商業の産業間相互の連携を促進し、魅力あふれる地域産業の振興を図ります。

III 雇用の確保

幅広い世代の雇用確保のため、関係機関との連携や近隣市町村と連携した取組みを推進し、雇用の確保に努めます。また、労働環境の改善に努めます。

IV 地方創生の推進

人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図るため、出産・子育てしやすい環境の整備や移住・定住促進、地域の魅力発信などを分野横断的に取り組めます。

基本目標 2

『保健・福祉』ともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり

I 保健・医療の充実

いつまでも健やかに元気で暮らすために、自らが病気の予防と心身の健康管理が行えるよう健康増進に取り組めます。また、感染症等の対策についても関係機関と連携し、地域医療の充実に努めます。

II 共生社会の実現

誰もがその人らしく生活できる環境づくりを支えながら、笑顔で生き生きと暮らせるよう、各種福祉施策を展開し、また、関係機関と連携することで、誰一人取り残されない社会の実現に努めます。

III 社会保障の充実

保険・年金制度の適正な運営と生活支援対策の充実に努め、いざというときに頼りになるセーフティネットの確立に努めます。

基本目標 3

『生活環境』 四季彩と暮らしが調和した安全・安心のまちづくり

I 計画的な土地利用による自然環境の保全

自然豊かな地域性を活かし、環境に配慮した総合的、計画的な土地利用を推進します。また、環境の保全・再生に対する教育・学習を充実させ、自然環境の保全と活用に取り組みます。

II 持続可能な生活環境の構築

環境問題を町民一人ひとりが身近なこととして考え、ごみの減量化やリサイクル、排水の浄化に努め、次世代に豊かな自然環境をつないでいけるよう、持続可能な生活環境の構築に努めます。また、少子高齢化による自治会運営の対応についても、地域性を考慮した課題解決に努めます。

III 安全・安心の実現

災害等に迅速かつ適切に対応できるよう、公助としての防災、消防、救急体制の充実と、自助による防災意識及び共助による互助意識の向上に取り組みます。また、防犯対策や空き家対策、交通安全の啓発など日常生活における安心の実現に努めます。

IV 交通ネットワークの整備

交通の骨格となる基幹道路や町民の日常生活に欠くことのできない道路の整備に取り組みます。また、公共交通網の確保・維持に努めます。

基本目標 4

『文化・教育』生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり

I 生涯にわたる学びの推進

教育環境の変化に対応した幼児・学校教育の充実と生涯を通じて学習、スポーツ活動ができるよう、情報の提供や環境の整備に取り組みます。

II 文化芸術の振興・保存

先人が築き伝え残してきた地域文化や文化財、伝統行事などの保護・保存に努めます。また、多彩な感性を磨く町民の主体的な文化活動を促進し、魅力ある湯河原文化を育みます。

III 多文化共生の推進

国籍などの違いを超えて、多様性を理解し、様々な文化と共生できるまちづくりをめざします。また、世界に目を向けた人材が育つよう、国際交流を推進するほか、国内外の親善都市等との交流について推進します。

基本目標 5

『行財政運営』みんなでつくる自立と協働のまちづくり

I 情報の共有

行政情報がすべての人に届くように、多様な発信に取り組むとともに、町民参画による協働のまちづくりを推進します。一方で個人情報の保護にも努めます。

II 協働によるまちづくりの推進

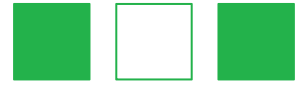
町民、議会及び町がそれぞれに果たすべき責任を自覚して、役割を分担しながら協働によるまちづくりを推進します。また、NPOや企業、団体など多様な主体と連携し、それぞれの強みを活かした協働を推進します。

III 社会環境の変化に対応した行政運営の推進

多様化する住民ニーズに対応するため、デジタル技術の活用や行財政改革を推進し、持続可能な行政運営の推進に努めます。

IV 広域行政の推進

近隣の自治体との連携により、広域的な課題解決に取り組みます。



後期基本計画

令和8年度～令和12年度 (2026年度～2030年度)

基本目標

- 1 魅力と活力にあふれにぎわいのあるまちづくり
- 2 とともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり
- 3 四季彩と暮らしが調和した安全・安心のまちづくり
- 4 生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり
- 5 みんなでつくる自立と協働のまちづくり

基本目標 1 魅力と活力にあふれにぎわいのあるまちづくり

I 観光の振興			
1 観光		(1) 観光資源の拡充・整備	●
		(2) 観光施設の整備・充実、個性化	●
		(3) 観光情報発信の活性化、観光宣伝の強化	●
		(4) 観光人材育成と団体活動の活性化	●
		(5) おもてなしの向上	●
2 温泉		(1) 温泉設備の適正管理	●
		(2) 温泉の資源保護と有効活用	●
II 地域産業の振興			
3 商業・サービス業		(1) 商業基盤の整備	●
		(2) 団体活動の活性化と人材育成	●
4 工業		(1) 工業基盤の整備	●
		(2) 団体活動の活性化と人材育成（再掲）	●
5 農業		(1) 農業生産基盤の整備	●
		(2) 農業経営の高度化の促進	●
		(3) ふれあい農園・遊休農地の活用	●
6 林業		(1) 林業基盤の整備	●
		(2) 森林保全の担い手の育成	●
7 漁業海業		(1) 漁業生産基盤の整備	●
		(2) 漁業・海業の振興	●
		(3) 漁業経営改善の促進	●
III 雇用の確保			
8 雇用対策		(1) 就業の促進	●
		(2) 労働環境の向上	●
9 勤労者福祉		(1) 勤労者福祉の充実	●
IV 地方創生の推進			
10 地方創生		(1) しごとづくり ：挑戦と共創が生まれるまち	●
		(2) 新たなひとの流れづくり ：つながりが広がるまち	●
		(3) 結婚・出産・子育ての環境づくり ：未来をはぐくむまち	●
		(4) 誰もが活躍できるまちづくり ：支え合いと安心のまち	●

●	① イベントの充実 ③ 名物料理・商品の開拓 ⑤ 温泉場の賑わい創出 ⑦ ハイキングコースの充実	② 民間活力の活用 ④ 歴史的・文化的資源の活用 ⑥ 箱根ジオパークの活用
●	① 県立奥湯河原自然公園の整備 ③ 清流沿いの遊歩道の整備 ⑤ 湯河原温泉の個性化・情報発信	② 観光施設の活用 ④ 宿泊施設の近代化促進
●	① 観光イベント・施設情報の発信 ③ 拠点観光スポットの整備・活用 ⑤ 観光アドバイザーの活用	② インターネットを使った観光情報発信の充実 ④ 観光案内板・散策ガイドの整備 ⑥ インバウンドの情報発信
●	① 観光関連団体間の提携・交流強化 ② 産業間の提携・交流強化	
●	① 観光ボランティアの活動の推進 ② 観光意識の醸成	
●	① 町営温泉集中管理の推進・効率的な企業経営	
●	① 温泉の資源保護 ② 温泉販路の拡大	

●	① 商店街診断、相談の充実 ③ 歩道・街路灯、街路樹の整備 ⑤ 空き店舗対策の支援	② 融資制度、利子補給制度の拡充 ④ 大型店・中型店進出への対応
●	① 商工業関連団体間の提携・交流強化 ② 経営者研修会の開催	
●	① 観光ニーズに合った製品の共同開発	
●	① 商工業関連団体間の提携・交流強化（再掲） ② 経営者研修会の開催（再掲）	
●	① 農道の整備 ③ 有害鳥獣による被害への対応	② 広域農道の整備
●	① 耕作放棄地対策 ③ 新しい農産物加工品などの開発の促進 ⑤ 農業経営基盤強化資金制度、利子補給制度の拡充 ⑦ 中山間地域等直接支払制度の活用 ⑨ かせげる農業の推進	② 出作農地の活性化対策 ④ 農業経営の安定化の推進 ⑥ 農業の担い手の育成 ⑧ 朝市・直売化の促進
●	① ふれあい農園の利用推進 ② 農業者と観光客との交流機会の拡大	
●	① 林道の整備 ③ 育林の指導援助	② 生活環境保全林の整備
●	① 森林保全の担い手の育成	
●	① 稚魚・稚貝の放流による栽培漁業の促進 ③ ゆがわら海藻プロジェクト	② 担い手の育成と確保
●	① 消費拡大の推進 ② 海・浜の秩序ある利用計画の検討	
●	① 設備の維持 ② 融資制度の拡充	

●	① 就業機会の拡大 ③ 町内就業の促進 ⑤ 若年者、女性等による創業の支援	② 人材の育成 ④ 高齢者人材の活用
●	① 法律や制度の広報活動の強化 ③ 労務管理の適正化	② 労働相談の充実
●	① 勤労者福祉の充実 ③ 仕事と生活の調和	② 勤労者支援の充実

●	① 起業・チャレンジへの支援 ③ 人材・資本の好循環の創出	② 地域資源の高付加価値化
●	① 移住の促進・関係人口の拡大 ③ 町内でも町外からも魅力を感じる町づくり	② ふるさと納税の推進
●	① 出産環境の充実 ② 子育ての支援	
●	① 多世代交流・地域コミュニティ活動の推進 ③ 安全・安心なくらしの確保	② 健康長寿社会の実現

基本目標 2 ともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり

I 保健・医療の充実		
1 健康づくり		(1) 健康増進・食育の推進 ●
		(2) 母子保健の推進 ●
		(2) 感染症対策の推進 ●
2 予防対策		(1) 各種検診の推進 ●
3 医療		(1) 地域医療体制の充実 ●
II 共生社会の実現		
4 地域福祉		(1) 地域福祉の総合的展開 ●
		(2) 地域福祉活動への参加促進 ●
5 児童福祉・子育て支援		(1) 子どもたちが生き生きと育つための環境づくり ●
		(2) 子育て支援サービスの充実 ●
6 障がい児者福祉		(1) 障がい児者が生き生きと暮らしていくための環境づくり ●
		(2) 各種サービスの基盤整備 ●
		(3) 地域支援体制の確立 ●
7 高齢者福祉		(1) 高齢者が生き生きと暮らしていくための環境づくり ●
		(2) 地域生活支援体制の整備 ●
III 社会保障の充実		
8 介護保険		(1) 利用者の立場に立った介護保険サービスの推進 ●
		(2) 高齢者を地域全体で支える仕組みづくり ●
		(3) 健康づくりと介護予防の推進 ●
		(4) 地域の実情に応じたサービスの推進 ●
		(5) 介護保険制度の適切な運営 ●
9 社会保険		(1) 国民健康保険制度の適切な運営 ●
		(2) 国民年金事務の実施 ●
		(3) 後期高齢者医療制度の適切な運営 ●
10 生活支援・ひとり親福祉		(1) 自立支援と最低生活保障 ●
		(2) ひとり親家庭への支援 ●

- ①健康増進計画・食育推進計画の推進
- ③健康管理情報システム化の推進
- ⑤こころの健康づくりの推進
- ②健康づくり意識の啓発
- ④生活習慣病予防対策の推進

- ①母子保健の推進

- ①検診受診率の向上
- ②がん予防などの正しい知識の普及啓発

- ①予防接種率の向上
- ②感染症に関する正しい知識の普及啓発

- ①関係機関との連携と医療体制の充実
- ②地域医療についての周知と啓発
- ③救急医療体制の強化

- ①地域福祉計画の策定
- ③相談体制の充実
- ⑤権利擁護・財産保全体制の充実
- ⑦人権施策の推進
- ②保健・医療・福祉・介護の連携
- ④社会福祉協議会の充実
- ⑥みんなにやさしいまちの実現
- ⑧地域会館の活用促進

- ①ボランティア活動の促進
- ②地域各種団体のネットワーク体制の確立

- ①子どもの権利の尊重
- ②健全な遊び場や交流の場の確保

- ①幼児保育サービスの整備・充実
- ②子育て相談体制の充実

- ①社会参加・就労・就学などの支援
- ②スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進
- ③特別支援教育の充実

- ①保健・医療の充実
- ②在宅サービスの充実
- ③住宅設備の改良
- ④各種サービスの円滑な提供

- ①ボランティアなどの活動の促進
- ②啓発活動の推進

- ①社会参加・就業の支援
- ②文化学習・スポーツ活動などの推進

- ①地域包括ケアシステムの確立
- ②ボランティア活動の促進
- ③高齢者が集う場所の整備
- ④高齢者世帯に対する支援

- ①介護保険サービスの充実と保険給付適正化の推進

- ①地域包括ケアシステムの確立（再掲）
- ②認知症施策・権利擁護の推進
- ③生きがいづくり・社会参加の促進
- ④地域包括支援センターの円滑な運営

- ①地域支援事業による介護予防の推進

- ①地域密着型サービスの整備
- ②住み慣れた地域で暮らし続けるサービスの推進

- ①介護保険制度の適切な運営

- ①安定的な事業運営
- ②特定健康診査・特定保健指導の推進
- ③被保険者への保健事業の推進

- ①年金情報の提供と相談の実施

- ①安定的な事業運営
- ②後期高齢者健康診査の実施

- ①生活困窮者への支援
- ②生活保護事業の推進
- ③町営住宅の整備検討

- ①相談活動の強化
- ②援護サービスの充実

基本目標 3 四季彩と暮らしが調和した安全・安心のまちづくり

I 計画的な土地利用による自然環境の保全		
I	1 地球温暖化防止対策 	(1) 計画的な取組みの推進 ● (2) 脱炭素社会づくりの推進 ● (3) エネルギー ●
	2 自然保護 	(1) 自然環境の保全と活用 ● (2) 環境学習・環境教育の推進 ●
	3 土地利用 	(1) 適切な土地利用の推進 ● (2) 駅前・街並みの整備 ●
	4 景観 	(1) 美しい景観の形成 ● (2) 花のまちづくりの推進 ●
	5 公園・緑地・水辺 	(1) 公園の整備 ● (2) 緑化の推進 ● (3) 水辺の整備 ●
II 持続可能な生活環境の構築		
II	6 循環型社会の構築 	(1) 3Rの推進 ● (2) ごみ処理体制の充実 ●
	7 し尿・浄化槽汚泥処理 	(1) し尿・浄化槽汚泥処理体制の充実 ●
	8 環境衛生 	(1) 生活環境の保全 ● (2) 都市型公害防止対策の推進 ●
	9 上下水道 	(1) 上水道事業の推進 ●
		(2) 下水道事業の推進 ●
III 安全・安心の実現		
III	10 防災・危機管理・生活被害対策 	(1) 防災対策の推進 ●
		(2) 危機管理対策の推進 ●
		(3) 生活被害対策の推進 ●
	11 治山・治水 	(1) 治山事業の推進 ● (2) 治水事業の推進 ●
	12 交通安全 	(1) 交通安全対策の充実 ●
	13 防犯 	(1) 防犯体制の充実 ●
	14 消防救急 	(1) 消防体制の整備 ●
		(2) 救急業務体制の整備 ●
		(3) 緊急輸送体制の確保 ●
	15 消費生活 	(1) 消費者意識の高揚 ● (2) 消費生活相談の充実 ●
IV 交通ネットワークの整備		
IV	16 道路整備 	(1) 道路・交通体系の整備 ● (2) 広域道路網の整備促進 ●
		17 公共交通 

- ①地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）の策定
- ②地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業）の推進
- ①車社会の変化への対応
- ②二酸化炭素吸収対策の推進
- ①省エネルギーの啓発
- ②エコドライブの推進・次世代自動車の導入の推進
- ③再生可能エネルギーの導入促進
- ①山間部の保全と活用
- ②海岸部の保全と活用
- ①自然体験・自然学習機会の創出
- ②環境に配慮した教育施設の整備
- ③学校での環境学習の充実
- ①計画的な将来都市空間構造の実現
- ②土地利用の規制・誘導
- ③農業振興地域整備計画の見直し
- ①駅前地域の整備
- ②温泉場地区の街並み整備
- ①美しい都市景観の形成
- ②自然環境と調和した景観の保全・創出
- ①花の郷づくり事業の推進
- ①都市公園の整備
- ①まちの緑化の推進
- ①千歳川・藤木川や新崎川の護岸整備
- ②海岸線の整備

- ①リサイクル・リユースの促進
- ②リデュースの促進
- ①ごみ収集体制の充実
- ②事業系廃棄物の適正な処理の指導
- ③ごみ処理施設の整備
- ④焼却灰の資源化の検討
- ⑤最終処分体制の検討
- ⑥広域化の検討
- ①新たなし尿・浄化槽汚泥処理体制の確立
- ①水質保全の推進
- ②不法投棄や野焼きの防止
- ③下水道計画区域外における合併処理浄化槽への転換促進
- ①市街地での騒音・振動などの解消
- ②大気環境への対応
- ①上水道の整備
- ②簡易水道組合の統合
- ③水道事業体の広域化への対応
- ④公営企業事業の一体化
- ⑤持続可能な水道水の供給
- ①下水道の整備と接続促進
- ②下水処理施設の整備
- ③下水道経営の健全化

- ①地域防災計画の適切な運用
- ②防災拠点の整備
- ③自主防災組織の強化と防災意識の醸成
- ④非常通信連絡網の整備
- ⑤避難場所・避難収容施設の周知
- ⑥防災倉庫・資機材の整備、食糧などの備蓄、非常物資・応急給水の確保
- ⑦帰宅困難者対策の推進
- ⑧土砂災害・洪水対策の強化及び改良事業の推進
- ⑨津波対策の強化
- ⑩災害時要配慮者の避難支援
- ⑪火山対策の強化
- ①国民保護法への対応
- ①有害鳥獣（野猿）による被害への対応（再掲）
- ①治山事業の推進
- ①治水事業の推進
- ②河川・水路の整備
- ①交通安全施設や歩道の整備
- ②交通安全意識の高揚
- ③交通安全運動の推進
- ①防犯意識の高揚
- ②防犯環境の整備
- ①常備消防体制（消防本部・消防署）の整備
- ②救助活動の強化
- ③非常備消防体制（消防団）の充実
- ④火災予防体制の強化と被害軽減対策
- ⑤消防広域化への対応
- ①救急自動車の更新
- ②救急救命士などの育成
- ③救急資器材の整備
- ④救急講習会の充実
- ①緊急輸送体制の充実
- ①自立する消費者の育成
- ②悪徳商法による被害の防止
- ①連携体制の充実
- ②消費生活相談の充実

- ①道路の新設・改良
- ②狭あい道路の整備
- ③農道の町道移管
- ④出作農地周辺の農道の市道移管
- ⑤道路ストックの維持管理の推進
- ⑥地籍調査の推進
- ①西湘バイパスの再延伸の要望
- ②国道135号等の整備要望
- ③広域農道の早期完成
- ④伊豆湘南道路の整備促進
- ①鉄道交通の充実
- ②地域公共交通の人材確保
- ③持続可能な地域公共交通の実現
- ④コミュニティバスの充実
- ⑤予約型乗合い交通の推進

基本目標 4 生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり

I 生涯にわたる学びの推進		
1	家庭教育	 (1) 家庭の教育力の向上 ●
2	幼児教育	 (1) 幼児教育の充実 ●
3	学校教育	  (1) 小・中学校教育の充実 ●
		(2) 高校進学育英奨学制度の充実 ●
4	生涯学習	  (1) 生涯学習推進体制の整備 ●
		(2) 生涯学習内容の充実 ●
		(3) 図書館施設・運営の充実 ●
5	スポーツ	  (1) スポーツ施設の充実 ●
		(2) スポーツ活動の支援 ●
6	青少年健全育成	 (1) 家庭・地域・学校の連携 ●
		(2) 地域指導者の育成・支援 ●
II 文化芸術の振興・保存		
7	文化芸術	 (1) 伝統行事の振興 ●
		(2) 町民文化芸術活動の支援 ●
8	文化財・史料	 (1) 文化財・史料の保護と活用 ●
III 多文化共生の推進		
9	国際理解	  (1) 国際理解の推進 ●
		(2) 外国人住民の支援 ●
10	国際交流	  (1) 国際交流活動の展開 ●
11	地域間交流	 (1) 地域間交流の推進 ●

●	①学習機会の充実 ②相談体制の充実 ③町民ニーズの把握
●	①教育内容の充実 ②教育基盤の充実 ③私立幼稚園との連携
●	①特色ある教育の推進 ②小学校教育の充実 ③中学校教育の充実 ④特別支援教育の充実（再掲） ⑤人権教育の推進 ⑥いじめの防止等と対策 ⑦不登校などの問題解決 ⑧要保護・準要保護児童生徒の援助 ⑨教育研究・教職員研修の充実 ⑩教育施設・設備・整備の推進 ⑪学校での食育の推進 ⑫教育行政における諸問題の検討
●	①育英奨学制度の充実
●	①町民大学の拡充 ②自主的な文化活動の活性化 ③身近な町有公共施設の設備充実 ④学校教育との連携強化 ⑤社会教育団体と指導者の育成
●	①多様なライフスタイルに対応した学習プログラムの作成 ②国際化・情報化時代に即した社会教育の実施 ③生涯学習としての食育の推進
●	①図書館施設整備の推進 ②図書館資料の充実 ③新図書館システムの活用 ④子どもの読書活動の推進
●	①スポーツ施設の利用促進・運営充実
●	①スポーツ活動の支援 ②スポーツ活動の場づくり ③スポーツ教室、イベントの開催
●	①青少年健全育成関係団体の支援 ②青少年育成体験活動の推進 ③青少年相談の充実 ④学童保育・放課後子ども教室の充実
●	①青少年指導者の育成・支援 ②次世代地域指導者の育成
●	①伝統行事・祭事の伝承と活用
●	①教養文化の土壌醸成 ②美術館の充実・活用
●	①郷土資料展示室の整備 ②町内にある文化財の調査研究 ③国・県・町指定文化財の保全、保護と巡回調査の実施
●	①多文化共生意識の高揚 ②国際理解講座の開催
●	①外国人住民の生活支援 ②外国語での情報提供
●	①姉妹都市などとの交流拡大 ②国際文化交流の推進
●	①親善都市及び姉妹都市との交流の推進

基本目標5 みんなでつくる自立と協働のまちづくり

I 情報の共有		
1	情報公開	 (1) 開かれた行政の実現
2	広報広聴	 (1) 広報広聴活動の充実
3	情報化	 (1) DXの推進
II 協働によるまちづくりの推進		
4	町民参加	 (1) まちづくりへの町民参加の推進
5	人権・男女共同参画	   (1) 人権意識の啓発
		(2) 男女共同参画社会等の実現
6	コミュニティ	 (1) 自治の促進
		(2) コミュニティ活動の促進
III 社会環境の変化に対応した行政運営の推進		
7	行政経営	(1) 行政改革の推進
		(2) 人材確保・育成の推進
		(3) 行政評価システムの推進
8	財政運営	 (1) 財源の確保・拡充
		(2) 効果的な財政運営
IV 広域行政の推進		
9	広域行政	 (1) 広域行政の連携拡大

●	①情報公開の推進 ②個人情報保護の推進
●	①広報機能の充実 ②広聴機能の充実 ③ホームページの充実 ④出前講座などの開催
●	①行政手続のオンライン化 ②マイナンバーカードの新たな有効活用 ③ICT利活用による業務の効率化
●	①各種計画への町民参加促進 ②まちづくり団体の交流促進
●	①啓発活動の推進 ②教育・研修の推進 ③人権問題相談体制の充実
●	①男女共同参画社会の実現 ②女性の職業生活における活躍の推進 ③配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護 ④困難な問題を抱える女性等への支援
●	①自助・共助意識の高揚
●	①自治会の育成 ②地域活動の促進
●	①行政組織の見直し ②適切な人事管理の推進
●	①人材確保・育成の推進
●	①行政評価システムの推進
●	①税収の確保強化 ②自主財源の確保 ③交付金、補助金の活用
●	①事務事業の効率化 ②公債費の抑制 ③各種基金への積立て ④公共施設等の総合的な管理運営 ⑤財務書類の作成・活用
●	①広域行政分野の拡大・強化 ②職員交流の推進

基本目標 1

魅力と活力にあふれにぎわいのあるまちづくり

I 観光の振興

1 観光

現状と課題

- 本町の入込客数（宿泊者数＋日帰客数）は、平成2年（1990年）の約850万人をピークに年々減少し、平成27年（2015年）には約310万人にまで落ち込んでいました。その後、アフターコロナを見据えた観光施策や地方創生の取組みにより、令和6年には約405万人まで回復していますが、最盛期にはほど遠い入込客数であり、宿泊業者だけでなく、卸売り、飲食や付随するサービス業など、地域経済にも大きな影響があることから、入込客数を増加させる観光業の立て直しが課題となっています。
- 本町の宿泊観光客は、宿泊施設をチェックアウト後、そのまま帰路につく旅行者が多く見受けられ、地域経済への潤いが半減しています。そこで、宿泊観光客の滞在時間を延伸するため、より楽しめる観光施設づくり、四季を通じた隙間ないイベントの実施及び魅力ある民間施設の充実など、観光消費額の拡充を図ることが重要になっています。
- 観光客の動向をみると、かつての湯治のように同じ宿泊地に連泊する旅行形態は、ほぼなくなっています。そこで、本町を拠点として近隣観光地を巡る、若しくは近隣の観光地との回遊性を高め、それぞれで1泊ずつしていただくような広域観光圏の連携を強化する必要があります。その中でも、箱根芦ノ湖からの観光客の動線では、本町への民間交通事業者のバス路線が休止となり、自家用車以外寸断されたままになっていますが、日本でも第1級の観光地「箱根」経由の誘客対策を講じた近隣観光地巡りを、まちの賑わいにつなげる1つのコンテンツとする必要があります。
- 本町では、ポスターの掲出やキャラバンの実施、ホームページの充実などを中心に観光PRを行ってきましたが、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）をはじめとする多様な媒体を活用した情報発信を行い、タイムリーで詳細な情報提供に努める必要があります。また、メディアを活用した観光戦略を確立するなど、若年層へのPRを推進する必要があります。
- 観光客に対する「おもてなし」や観光・商工との連携において、行政と経済団体（観光協会、旅館協同組合、商工会）だけでなく、町民やボランティアを巻き込んだ、地域が一体となった観光振興を推進する必要があります。
- 温泉場エリアや街中の賑わいを維持する上で、宿泊施設（部屋数）の維持は重要な要素となります。そのため、大型宿泊施設の誘致や老舗旅館再生の支援を積極的に行い、また湯河原万葉荘を県から取得し、民間事業者に貸し出して旅館として運営してまいりました。将来、宿泊施設の後継者不足や施設の老朽化による廃業が危惧されます。
- 各種災害に対する安全・安心を確保するため、観光客への情報提供をはじめとする観光防災危機管理対策を策定する必要があります。また、ポストコロナ時代における観光地・観光事業のあり方について、具体的な方針の検討を進める必要があります。

基本方針

観光を通じ、地域づくり、町経済の発展、町民生活の向上に寄与することを目的として制定した「湯河原町観光立町推進条例」に基づき、多様化する観光ニーズに対応するため、宿泊施設・観光施設などの個性を際立たせ、特色ある観光地をめざすことにより、観光関係事業者・業界団体の経営力を高めて、観光客数、宿泊客数の増加に努めます。また、観光立国[※]を推進する国や県の施策を積極的に活用するとともに、近隣市町との広域ネットワーク化を進め、令和8年度から導入する宿泊税を観光業に還元し、さらなる活性化を図ります。

町の歴史、自然、風景、食や人々のおもてなし等を効果的にPRするとともに、シビックプライド（郷土愛）を熟成し、住民参加型の「オール湯河原」を確立し集客することで、本町のファンを作り、リピーターの確保に努めます。

令和7年3月28日に協定を締結した國學院大學をはじめ学生団体等と、本町の観光施策や地域活性化などの取組みについて産官学の連携を推進することで、多角的な視点による施策の推進を図ります。

連泊者の増加につながる「ロングステイリズム[※]」を推進するため、近隣観光地の観光資源との連携を図り、県西地域全体で観光施策に取り組みます。

温泉場エリアにおいては、令和2年にリニューアルした万葉公園を中心としたエリア全体での周遊性を高め、観光客の誘客増加に努めます。

「モノ消費」から「コト消費」の変化への対応が重要になる中、旅行消費額の拡大のため滞在期間の長期化を促す必要があります。そのため、文化や自然などの観光資源や夜間の時間帯などを活用した体験型観光コンテンツを充実させ、新たな観光需要の創出を図ります。

主要施策

(1) 観光資源の拡充・整備

<p>① イベントの充実</p>	<p>四季折々に魅力あるイベントを、様々なニーズを捉えながら、より一層、観光施策の充実を図り、集客力を高めます。特に、湯河原梅林・さつきの郷・もみじの郷・コキアの郷については、四季を通じた自然景観を活かした地域資源と位置づけ、イベントや環境整備等を推進し、観光誘客力の向上を図ります。また、交通アクセス整備などについても、引き続き検討していきます。</p>
<p>② 民間活力の活用</p>	<p>観光施設に指定管理者制度を導入したことにより、民間の柔軟な発想と迅速な対応を十分に活用し、更なる魅力ある施設の運営を図ります。</p>
<p>③ 名物料理・商品の開拓</p>	<p>湯河原独自のおもてなしの1つとして、町内で生産された野菜やくだものを食材として提供することにより、地産地消[※]を具現化するとともに、これらの食材を利用した名物料理・地域特産品の開拓を関係機関と連携し、推進することでブランド力の向上に努めます。</p>

- ※ 【観光立国】 魅力的な生活空間を創造することで国内外からの集客を確保し、地域の社会経済の活性化につなげる好循環をつくりだすこと。
- ※ 【ロングステイリズム】 同じ場所に長期間滞在し、その土地の文化や習慣、人々との交流を通じて生活するように過ごす旅行スタイルのこと。
- ※ 【地産地消】 地元で生産された農林水産物を地元で消費すること。

④ 歴史的・文化的資源の活用	まちの歴史的・文化的資源を再認識し、点在する観光資源に結びつきをもたせるとともに、引き続き有効活用することで、まちの周遊性を高め、観光案内板・散策ガイドなど、観光客のニーズや動向に合わせた整備を推進します。また、名だたる文人墨客や多くの人を温泉や自然環境などにより癒してきたことを誇りに、更なる資源の有効活用に努めます。
⑤ 温泉場の賑わい創出	温泉場エリアの周遊性を向上させるとともに、集客につながるイベントの実施や、魅力ある街並みを整備することにより賑わいの創出に努めます。
⑥ 箱根ジオパークの活用	「幕山」や「しとどの窟（いわや）」など、町内にあるジオサイトの保全を図るとともに、専門的な知識を有するジオガイドの育成やジオパークのホームページやメールマガジン※を充実させることで、箱根ジオパークを観光資源や教育に活用するための環境整備に努めます。
⑦ ハイキングコースの充実	多様化する観光ニーズに応えるため、ハイキングコースの維持・管理に努めるとともに、新たなコースの整備を進めます。

(2) 観光施設の整備・充実、個性化

① 県立奥湯河原自然公園の整備	県立奥湯河原自然公園については、県が策定している公園計画に沿って、県・町・民間の役割を明確にした上で、魅力ある自然公園として維持していきます。また、池峯「もみじの郷」の維持管理に努めます。
② 観光施設の活用	観光施設の運営は、指定管理者と協議しながら、時代のニーズに合わせ充実していきます。また、再整備された万葉公園は、誘客の目玉として、周辺地区と合わせた一体的な温泉場の屋外リビングガーデン※として積極的に活用し、関連団体等と協力して更なる利用客の確保に努めます。
③ 清流沿いの遊歩道の整備	千歳川・藤木川や新崎川の景観を活かした遊歩道の整備を河川管理者である県と協議し、促進します。
④ 宿泊施設の近代化促進	本町の旅館の中には古くから中小規模の施設が多く、耐震対策・バリアフリー※化などへの対応や外国人観光客の受け入れへの対応が遅れている施設があるため、今まで以上に施設改善などを呼びかけ、サービスの向上を促進します。
⑤ 湯河原温泉の個性化・情報発信	湯河原の名産品である柑橘類を使った料理や菓子などの商品を、関係機関と調整・検討しながら、個々の業種の特性を活かした新しい「湯河原らしさ」の創造を推進します。また、本町に隣接する周辺地域の資源・観光情報などを活用することにより、相互間での発展を図り、ともに成長をめざします。

(3) 観光情報発信の活性化、観光宣伝の強化

① 観光イベント・施設情報の発信	イベントや施設などの情報収集を強化し、多様な観光ニーズを持つ観光客に対し、的確に情報発信できるようにインターネット、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）、新聞・雑誌などのあらゆる媒体を活用した宣伝活動を引き続き実施します。また、ロケツーリズム※を推進し、映画をはじめドラマ、情報番組などの持つ影響力も活用することで経済効果や関係人口※の創出をめざします。
------------------	--

※ 【メールマガジン】 平成 20 年（2008 年）5 月から町民・町外の方へメールマガジンを配信。「湯ったりトーク・防災・防犯情報・暮らしのお知らせ・湯河原温泉だより」があり、役場内部では職員の緊急招集にも活用している。
 ※ 【屋外リビングガーデン】 家と庭が一体となり、屋外でありながらリビングのようにつるげる空間のこと。
 ※ 【バリアフリー】 障がいのある人も高齢者も、社会を構成する一員として個々の能力に応じた役割を担いながら、ともに生きる社会の実現をめざすため、障がい者・高齢者を取り巻く物理的環境や社会的偏見などのバリア（障壁、障がい、不便）を除去し、社会参加の可能性を高めようという考え方
 ※ 【ロケツーリズム】 映画やドラマ、アニメなどのロケ地を訪れ、作品の世界観を体験しその地域のファンになる観光形態のこと。
 ※ 【関係人口】 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。

②インターネットを使った観光情報発信の充実	最新の観光情報を的確でタイムリーに発信し、また、多様な観光ニーズに応えられるように随時ホームページやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を更新し、その充実に努め、観光需要の喚起を図ります。
③拠点観光スポットの整備・活用	万葉公園周辺の整備及び万葉公園のリニューアルにより、温泉場エリアを観光の拠点とし、併せて温泉場エリア以外の観光情報の発信を行い、本町全体の周遊性を向上していきます。
④観光案内板・散策ガイドの整備	外国語と看板番号の併記を利用した散策コースなどを検討し、観光客のまち歩き周遊プランに活用していきます。
⑤観光アドバイザーの活用	既存の観光事業やイベントの充実、深化及び本町の観光振興につながる新分野進出・新事業展開、インバウンド※事業の推進等について、観光アドバイザーから有効な指導及び助言を受け、観光振興を図ります。
⑥インバウンドの情報発信	外国人観光客の獲得のため、本町の特性を踏まえたターゲット選定を行い、海外への情報発信に取り組むとともに町内の観光施設をはじめ事業者の受け入れ体制強化を呼びかけます。また、外国人観光客の宿泊者数の把握等の数的データの蓄積を図ります。

(4) 観光人材育成と団体活動の活性化

①観光関連団体間の提携・交流強化	観光立町の実現を図るため観光関連団体と連携・協議のもと、それぞれの活動を強化していくことが必要です。（一社）湯河原温泉観光協会を中心とした各団体間の提携、情報の共有化、交流強化を促進し、観光産業における生産性の向上を図ります。
②産業間の提携・交流強化	本町の基幹産業である観光産業が一層活力にあふれ、また相乗効果で地域産業が活力を得られるよう、異業種の交流や近隣の観光協会などの各団体間の提携・連携を促進し、観光産業における生産性の向上を図ります。

(5) おもてなしの向上

①観光ボランティアの活動の推進	観光ボランティアの活動を広く支援するとともに、専門的な知識やまちの話題など、幅広い情報を提供し、さらに、多様化する観光ニーズに対応すべく、各種講座などへの参加を推進します。 特に、新たな会員の募集活動の推進とともに、若い世代に対して積極的な呼びかけを行うことにより、活動の活性化を図ります。
②観光意識の醸成	「おもてなし」と「癒し」の心に満ちあふれた観光地「湯河原」をめざし、町民一人ひとりが観光について興味を抱き、観光客に楽しく心のもった案内ができるよう、各種イベントなどを通じて、湯河原の歴史・文化・自然についての知識・情報の共有化を図ります。

※ 【インバウンド】 「外から入ってくる」という意味で、観光では訪日旅行者や訪日旅行をさす。

2 温泉

現状と課題

- 町営の送配湯施設について、各サービランス[※]に設置してあるポンプ等の運転制御盤の更新は完了しましたが、送配湯管の継手等の劣化による漏湯が発生しています。温泉の安定供給のためには、送配湯管等の改修・更新が必要ですが、多大な費用が見込まれること、また、「湯河原町温泉事業経営戦略」において、経営環境は一層厳しさを増していくことが示されていることから、計画的に進めていく必要があります。
- 温泉資源保護の観点から、温泉の使用量が減少する夏季期間においては温泉の揚湯量の調整を行うなど、余剰温泉の発生を抑える取組みが必要です。
- 新規使用者の獲得については、全体的な給湯戸数が減少傾向にある一方で、各地区における給湯能力には限りがあるため、一部地区においては新規の配湯等を制限しています。安定供給のための需給バランスも見定めながら、その時々ニーズに応える取組みについて検討していく必要があります。

基本方針

温泉の安定供給を確保するため、施設の改修・更新を計画的に進めるとともに、温泉資源の保護と利活用を両立させた効率的な企業経営を行います。

主要施策

(1) 温泉設備の適正管理

① 町営温泉集中管理の推進・効率的な企業経営

温泉集中管理給湯システムを含む施設全体の稼働状況や劣化状況等を踏まえた施設更新計画について検討し、より効果的で安定した温泉供給の確保をめざすとともに、「湯河原町温泉事業経営戦略」を指標とする効率的な企業経営を推進します。

(2) 温泉の資源保護と有効活用

① 温泉の資源保護

源泉所有者と協力関係を継続しながら、引き続き揚湯量の調整を実施できるよう協議を重ね、資源保護を図ります。

② 温泉販路の拡大

各施設の給湯能力や配湯地区の需要を勘案しながら、新規使用者の獲得に努めます。

※ 【サービランス】 温泉の貯湯・送配湯施設のこと。サービランスから各地区に温泉を圧送しており、湯河原町役場と権現山サービランスセンターには、すべてのサービランスの貯湯量、送配湯量、温度などを監視する設備が備えつけられている。

Ⅱ 地域産業の振興

3 商業・サービス業

現状と課題

- 商工会の経営改善普及事業の一環として、経営相談などを実施していますが、大型店・中型店の出店による経営圧迫や、高齢化による後継者不足から空き店舗が目立つ商店街もあり、共存できる仕組みづくりや後継者不足の解決が必要となってきます。個々の商店が元気になることで商店街全体の活性化につながることから、町内において開業意欲のある人への支援や、既存の商店にはニーズに合った研修会の開催や新たな融資制度による経営支援を充実させることが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症や、原油・原材料価格の高騰、最低賃金の上昇による人件費の増加など、中小企業をとりまく環境は依然として厳しく、事業者寄りな支援が必要です。
- 商店街街路灯は老朽化しており、安全面を考慮した再整備が必要です。歩道幅員の確保のためには用地取得が必要であり、県（国県道）や地元住民との協議も必要となります。街路樹については、サンサン通り商店街及び城堀商店会の一部で整備済みですが、他の商店街では用地の確保が難しい状況にあります。

基本方針

商業・サービス業の発展を図るために、歩道や街路灯などの商店街の環境整備を進める一方、観光客を含めた消費者ニーズに合った商品・サービスの提供、周遊性を高めるシステムづくり、商店街のにぎわいを演出する交流拠点づくり、地域資源を活用した商店街の特色づくり、商工業共同の製品開発、設備の近代化促進、特定創業支援等事業による創業・第二創業[※]を支援します。また、町内消費拡大のため、商店街の振興に努めます。

空き店舗等の活用対策として、地域住民のにぎわいを取り戻し、再生させるための交流スペース等の整備を図ります。

湯河原の豊かな自然や文化、歴史などの特性を生かして生産・加工され、「made in ゆがわら」認定審査委員会にて承認された魅力ある特産品について、湯河原ブランドとしてのブランド力の向上を図り、地域の活性化を図ります。

※ 【第二創業】 既存事業とは異なる新しい事業や分野に進出し、経営の刷新を図ること。

主要施策

(1) 商業基盤の整備

①商店街診断、相談の充実	町内に点在する大型店・中型店との競争や後継者不足により、商店街は衰退傾向にあります。湯河原町商工会と連携し、商店及び商店街の経営相談を充実し、商店街の競争力強化に努めます。
②融資制度、利子補給制度の拡充	商店を魅力ある店にするため、資金力の弱い商店に対し、経営者のニーズに合った資金融資制度、利子補給制度の拡充を検討します。
③歩道・街路灯、街路樹の整備	商店街の魅力を高めて集客力を向上させるため、歩道・街路灯、街路樹について商店街の特色を活かした整備を検討します。また、高齢者や障がい児者にやさしいバリアフリー整備を推進します。
④大型店・中型店進出への対応	大型店・中型店の進出に際しては、既存の商店街が圧迫されないよう指導力を強めます。また、商店街については、大型店・中型店に負けないよう湯河原町商工会と連携して経営指導の支援を充実するとともに、魅力ある商店街づくりを進めます。
⑤空き店舗対策の支援	湯河原町商工会や商店街が実施する空き店舗対策について、特定創業等支援事業に基づく創業支援セミナー等を実施して、積極的に支援することで、地域のにぎわいを取り戻し、また、再生させるための交流スペース等の整備を図ります。

(2) 団体活動の活性化と人材育成

①商工業関連団体間の提携・交流強化	産業は、お互いに関連しているため、産業間での協力が各産業の競争力を高める効果を持っています。本町の商工業が活性化するように、湯河原町商工会を中心に商工業関連団体及び観光産業団体の提携を強め、交流を強化するよう支援します。また、人材育成の支援策について検討します。
②経営者研修会の開催	先行き不透明で不安な時代を生きぬくためには、経営者のあり方が問われる時代です。時代とともに変化していく状況に経営者が的確に対応できるよう湯河原町商工会と連携し、各種研修会を支援します。

4 工業

現状と課題

○新製品の開発にあたっては、多種多様化している観光客のニーズの把握に努める必要があり、商工業関連団体が交流を強化するとともに、経営者のニーズに合ったテーマでの研修会や人材育成が必要です。

基本方針

工業の発展を図るために、観光客を含めた消費者ニーズに合った商品・サービスの提供（見せる工場等の特性を出した経営形態）、商工業共同の製品開発、設備の近代化促進、創業・第二創業を支援します。

主要施策

(1) 工業基盤の整備

①観光ニーズに合った製品の共同開発

観光客のニーズを的確に捉え、旅館やホテル、土産物店、製造業者などが連携し、湯河原らしさを追求した新製品の開発が行われるように支援します。

(2) 団体活動の活性化と人材育成（再掲）

①商工業関連団体間の提携・交流強化（再掲）

産業は、お互いに関連しているため、産業間での協力が各産業の競争力を高める効果を持っています。本町の商工業が活性化するように、湯河原町商工会を中心に商工業関連団体及び観光産業団体の提携を強め、交流を強化するよう支援します。また、人材育成の支援策について検討します。

②経営者研修会の開催（再掲）

先行き不透明で不安な時代を生きぬくためには、経営者のあり方が問われる時代です。時代とともに変化していく状況に経営者が的確に対応できるよう湯河原町商工会と連携し、各種研修会を支援します。

5 農業

現状と課題

- 農家数の減少と農業従事者の高齢化が進むとともに、農家の担い手不足により新規の事業展開及び6次産業化※が難しい状況です。みかんの価格は徐々に上昇しつつありますが、まだ農家の経営は厳しいところがあります。また、農産物加工品や野菜の生産を行うにも、農地の大半が中山間地域※である傾斜地のため、機械化が難しく生産拡大が困難です。農地中間管理機構による農地の集約化を促進するための農地の情報を登録・提供する制度がありますが、令和7年4月から農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農用地利用集積等促進計画による手続きとなり、農業者は農地所有者から貸借する際、農地中間管理機構を利用することになりました。また、地域計画が法定化されたことにより、認定農業者※を始め、新規参入農業者・法人などを受け入れやすい環境整備を考えていかなければなりません。直近では、湯河原駅前農産物直売所への参加農家も徐々に増え、販売する湯河原産農産物の種類も増えつつありますが、引き続き、参加農家の拡大が必要となっています。
- 耕作放棄地※対策として、農地の流動化や農家などが自ら行う市民農園の開設など、農地を有効活用していく必要があります。耕作放棄地を活用したふれあい農園※（市民農園）は、利用者の高齢化が進み、空き区画が目立つようになり、空き区画の解消と施設の整備維持管理が課題となっています。
- 広域農道整備事業は、既存道路も含めた道路ネットワークを構築することで、農林業の経営の基盤強化のみならず生活環境の向上及び防災面での機能強化が図られます。地域の安定した社会基盤の整備を進めるため、早期完成に向けて県へ要望していきます。
- 有害鳥獣対策について、野猿の対策としては、農業被害のみならず住宅地への出没による生活被害が後を絶たないことから、鳥獣被害対策捕獲・追払隊による追い上げ活動を実施して被害軽減を図っています。また、県と連携し、野猿との共生を図りながら加害個体の捕獲などの対策を実施していますが、一時的な活動対応になっているため、住民への被害防除などを勘案し、全頭捕獲を実施するように進めていきます。イノシシについては、有害捕獲頭数は増加していますが、全体的な個体数も増加していると思われるため、農業被害が発生しています。ニホンジカについては、農業被害は現状では少ないものの、有害捕獲頭数は増加しており、全体的な個体数も増加していると推測されます。有害鳥獣に対して、農業者などが農地を防除しながら捕獲者と連携した積極的な捕獲を実施し、被害軽減を図っていく必要があります。

※【6次産業化】 農林漁業の6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み。これにより農山漁村の所得の向上や雇用の確保をめざしている。

※【中山間地域】 地形的にまとまった平坦な耕地が少なく、農林業が地域経済の基盤となっている地域

※【認定農業者】 経営規模の拡大や集約化、複合化などによって魅力ある農業経営をめざす意欲ある農業者（農業法人を含む）で、農業経営改善計画を提出し、市町村が認定した農業者

※【耕作放棄地】 農林水産省の統計調査における区分で、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地

※【ふれあい農園】 農業者以外の人でも、野菜や花などを栽培することにより自然にふれあい、農業に対する理解を深めることを目的に開設、平成8年度（1996年度）から開園している。

Ⅱ 地域産業の振興

- 食糧の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地の減少を食い止め、優良農地の確保を図るため、農地転用の規制が厳しくなる一方、農地を借りることにっては一定の条件のもとで緩和されたことにより、農地の面的な利用集積を図る事業の創設などにより、農地の効率的な利用を促進することが必要となっています。
- 農業を取り巻く様々な状況の変化の中、農地の所有者、耕作者による地域との調和に配慮しながら、優良農地の確保と新たな農地ニーズへの対応を適切に図っていかねばなりません。

基本方針

農業を活性化するため、本町の農地環境に適した新たな農作物や付加価値の高い農作物の生産拡大に努め、耕作放棄地解消対策及び有害鳥獣対策を進めることによって、農家の生産意欲向上に努め、地産地消を推進します。

主要施策

(1) 農業生産基盤の整備

<p>①農道の整備</p>	<p>農地の生産性、集荷機能を高めるとともに周辺環境を整備するため、関係機関と協議しながら整備促進を図ります。</p>
<p>②広域農道の整備</p>	<p>広域農道小田原湯河原線の早期完成に向け、事業主体である県と協議して事業を推進するとともに、広域農道の整備進捗に併せて地域の活性化を図ります。</p>
<p>③有害鳥獣による被害への対応</p>	<p>野猿、イノシシ、ニホンジカなどの鳥獣による被害を防ぐため、国、県などの補助事業を活用し、湯河原町鳥獣対策協議会を中心に、かながわ西湘農業協同組合湯河原支店鳥獣対策部会、(公社)神奈川県猟友会湯河原方面支部と連携を図りながら、対策を推進します。また、野猿については人身への脅威を及ぼす恐れのある個体及びその群れの加害レベルの低減のため、全頭捕獲に向け、県と連携し対策を実施します。</p>

(2) 農業経営の高度化の促進

① 耕作放棄地対策	農地の流動化を促進するとともに、景観作物の普及・導入なども含めた耕作放棄地解消に向けた対策を進めます。
② 出作農地の活性化対策	熱海市泉地区の出作農地については、熱海市と協議しながら、農作物の生産体制の確立と周辺環境の維持などを行い、振興対策を進めます。
③ 新しい農産物加工品などの開発の促進	特産品である湘南ゴールドを活用した商品の研究、開発を関係団体など意見を交えながら進め、販路の拡大に努めます。
④ 農業経営の安定化の推進	かながわ西湘農業協同組合と連携し市場性の高い優良品種みかんの導入、県が推奨する湘南ゴールド及び野菜などの他作物の導入を図り、直売などによる消費拡大を推進し、農業経営の安定化に努めます。
⑤ 農業経営基盤強化資金制度、利子補給制度の拡充	省力化、生産性向上、生産転換などのための設備投資に対し、認定農業者への農業経営基盤強化資金制度、利子補給制度を実施します。
⑥ 農業の担い手の育成	農業をこれから始めようとする新規農耕者には、ふれあい農園で耕作を始めていただき、その後、農家資格取得に向け認定農業者等のもとで研修を受けるよう促進します。
⑦ 中山間地域等直接支払制度 [※] の活用	耕作放棄地の増加などによって多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域などにおいて、国の継続事業として中山間地域等直接支払制度が設けられています。農業生産に不利な1 ha以上の農地を対象に、5 か年以上継続して農業生産活動を急傾斜地などで行うことを条件に交付金が支払われるこの制度の活用促進に努めます。
⑧ 朝市・直売化の促進	朝市や直売を通じて生産者と町民、そして観光客との結びつきを強め、農産物の安全性や生産過程などの理解を深めることにより、農業の振興と地場産品の需要拡大を図り、地産地消を推進します。
⑨ かせげる農業の推進	新たに「ゆがわら軽トラ市」を開催することにより、出店者が栽培した農作物や加工品等の販路拡大、購入者との交流の場、新規就農者の販路の受け皿となることから、継続的な開催を推進します。併せて様々な視点から「かせげる農業」の実現をめざし、研究・検討していきます。

(3) ふれあい農園・遊休農地の活用

① ふれあい農園の利用推進	耕作放棄地を活用したふれあい農園（市民農園）は、利用者から好評を得ていますが、利用者の高齢化に伴い、利用者数が減少傾向にあるため、空き区画の解消の対策として、2 区画以上利用できるようになったことから、町広報紙などで周知に努めます。
② 農業者と観光客との交流機会の拡大	イベントを活用して多くの観光客と農業者をつなげることにより、交流機会の拡大に努めます。

※ 【中山間地域等直接支払制度】 農業・農村が持つ多面的機能を守るために、中山間地域等で農業をしている人たちを支援する制度で、農業を継続すると協定を結んだ人たちを経済的に支援する制度

6 林業

現状と課題

- 山林所有者の高齢化が進み、後継者問題が深刻化し、管理が適正に実施されていない荒廃した森林が増加しています。
- 幕山地区の保全林区域は、継続的な維持管理を行う必要があります。
- 町及び大規模森林所有者については、神奈川県水源林環境保全・再生市町村補助金を活用した森林整備を行っています。

基本方針

森林の整備について、県の補助制度や、森林環境譲与税を活用し、湯河原町森林整備計画に基づく、周辺環境と調和した森林整備を行います。また、ボランティアなどの協力を得ながら「湯河原町森林づくり条例」の趣旨に則り、山林所有者と協議し、適正管理できるよう支援・協力します。

主要施策

(1) 林業基盤の整備

① 林道の整備	森林の維持、管理の円滑化を図るため、森林作業道の整備を推進していきます。さらに、県が管理する白銀林道の落石防止工事の整備を要望します。
② 生活環境保全林の整備	幕山地区の生活環境保全林区域については、自然とのふれあいの場所を創出するため、今後も景観に配慮した保護、育成に努めます。
③ 育林の指導援助	木材価格の低迷や伐採経費の高騰などで、保育事業が適正に実施されていない荒廃した森林が増加していることから、県の補助制度を活用し計画的な育林指導、援助によって、地域ごとに順次整備していきます。また、「森林づくり条例」に基づき施策を総合的に推進し、民間が所有する森林についても適正管理するよう森林所有者と協働 [※] し、整備・保全に努めます。

(2) 森林保全の担い手の育成

① 森林保全の担い手の育成	国土保全、環境対策のためには森林保全が国民的課題となり、全国的に森林ボランティアも増えていることから、ボランティアも含め森林保全の担い手を育成していきます。また、森林保全の重要性を広く周知し、林業経営者や従事者が培ってきた技能や知識を、ボランティアや次世代の担い手へ継承することができるような交流の場や機会の充実を図ります。
---------------	--

※ 【協働】 町民・事業者・団体などと行政が、同じ目的のために連携・協力して働き、取り組むこと。

7 漁業海業

現状と課題

- 漁業者の高齢化と後継者の確保が課題になっていることから、福浦漁業協同組合組織の存続について検討が必要です。
- 老朽化した福浦漁港の維持管理や水産物の安定供給と生産性の向上と併せて、新たな販路の拡大などが必要となります。

基本方針

漁業を核とした海洋レジャーを含めた漁業振興のため、老朽化した漁業施設と漁場の維持を行い、安定した漁獲量の確保、流通販路の拡大、普及に取り組み、漁業所得の向上を図ることにより、漁業活動を通じた地域振興、地産地消を推進します。

主要施策

(1) 漁業生産基盤の整備

① 稚魚・稚貝の放流による栽培漁業の促進	漁業資源の増殖によって漁獲量の安定化・増大を図るため、稚魚・稚貝の放流を支援します。
② 担い手の育成と確保	漁業者の高齢化に対応した、安全で就労しやすい労働環境への改善と後継者の確保などの支援対策を進めます。
③ ゆがわら海藻プロジェクト	<p>海藻等のブルーカーボン生態系[※]はCO₂を吸収し有機物として隔離・貯留メカニズムを持つことから、地球温暖化[※]対策に貢献する吸収源として世界的に注目されています。</p> <p>過去に漁協・大学と連携し共同研究も行った経緯もあり、今後はベンチャー企業と連携し、湯河原町の海や温泉などの地域資源との相性や可能性を探る実証実験を行い、地域との連携のあり方や今後の展開を検討していきます。</p>

※ 【ブルーカーボン生態系】 二酸化炭素（CO₂）を吸収し貯留する能力を持つ、海藻、干潟、マングローブ林などの海洋生態系のこと。

※ 【地球温暖化】 大量のエネルギー消費と森林破壊による温室効果ガスの大気中濃度の増加により、地球の平均気温が上昇すること。温暖化が進行すれば、海面上昇による陸地の減少や大雨、干ばつといった異常気象が起りやすいと予測されている。

(2) 漁業・海業の振興

①消費拡大の推進	地場産の海産物の消費拡大と経営の安定を図るため、ゆがわら海藻プロジェクトを含め、福浦漁港の活用・活性化について新たな方策を検討していきます。
②海・浜の秩序ある利用計画の検討	海洋レジャーのニーズが高まっており、無秩序な海洋レジャーの横行による漁業への影響が懸念されることから、関係各機関との連携を密接にして対応します。

(3) 漁業経営改善の促進

①設備の維持	水産物の安定した漁獲量の確保と供給を図るため、漁業設備の維持を行います。
②融資制度の拡充	漁業者が行う設備の近代化投資、観光漁業への転換投資などに必要な資金を必要に応じて、融資制度の拡充を検討します。

Ⅲ 雇用の確保

8 雇用対策

現状と課題

- 近年では、勤労者の多様な働き方や権利を保障する動きが活発であり、労働基準法をはじめとして、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働者派遣法、短時間労働者の雇用管理の改善などに関する法律などの改正が進んでいます。そのため、町民や事業所に対して法律や制度の内容をPRするとともに、良好な労働環境を確保していくことが求められています。
- 高校生や大学生の就職事情は大変厳しく、就業意欲を持ちながらも就業できない人が増加しており、就業対策は極めて重要な課題となっています。現在、ハローワーク（公共職業安定所）との連携により、情報の収集、提供、相談などに努めていますが、これらを更に充実して雇用と就業のミスマッチ※を解消し、雇用の安定を図る取組みを進めていく必要があります。
- 就労に必要な知識や技術を習得しやすい環境づくりを進めるなど、町民の職業能力の開発を支援していくことも求められ、特に定年を迎えても働く意欲のある高齢者や外国人労働者に対する各種講座・教室などの開催が必要です。
- 地域活性化や人口減少対策の観点からも、若い世代の住民の流出を防ぎ、また町外からの移住を促進させるためには、安定した雇用を確保することが必要です。

基本方針

時代の流れと、就業形態に即した雇用環境の整備を図るため、関係する法律や制度の内容を広報するとともに、情報を収集し、ゆがわら男女共同参画プランで示す女性の活躍促進を図りつつ、男女ともに働きやすい環境づくりに努めます。また、雇用の安定を図る取組みを進めていくとともに、地方版総合戦略に基づく事業を各分野の団体等と連携しながら実施し、新たな雇用の創出や働き手の確保に努めます。

※ 【ミスマッチ】 企業が求める人材像や労働条件と、求職者の希望や能力が合わない状態のこと。

主要施策

(1) 就業の促進

①就業機会の拡大	ハローワーク（公共職業安定所）や近隣市町などとの連携を図りながら就労情報の収集、提供、相談活動を充実し、離職者、女性、若年層、中高年齢層、在住外国人などの就業機会の拡大に努めます。
②人材の育成	学習機会の充実と訓練制度などの情報提供を進め、関係機関と連携して働く意欲のある町民の職業能力開発を促進します。
③町内就業の促進	Uターン、Iターン※、Jターン※希望者に対する広報活動を充実し、未来を担う若年労働者や高度な技術や知識を備えた労働人材の町内就業を促進するとともに、雇用の創出を企業に働きかけます。
④高齢者人材の活用	高齢者の豊富な経験や知識、技能を活かして就業を支援するため、各種講座・教室などの開催や情報提供を引き続き支援します。
⑤若年者、女性等による創業の支援	新たなビジネスの創出や雇用の創造を促進し、地域経済の活性化や若年者や女性等の職場定着率の向上につなげます。

(2) 労働環境の向上

①法律や制度の広報活動の強化	育児休暇、介護休暇の取得、男女雇用機会の均等など、多様な働き方を支援する法律や制度内容などの広報活動を強化し、労働環境の向上に努めます。
②労働相談の充実	労使関係の改善や職場環境の改善のため、関係機関との連携により労働相談を充実します。
③労務管理の適正化	関係機関と連携し、労働者の健康確保と快適で安全な職場環境の形成を促進します。

※ 【Iターン】 大都市出身者が地方に移り住むこと。

※ 【Jターン】 地方出身者が大都市から出身地に近い途中の地域に移り住むこと。

9 勤労者福祉

現状と課題

- 本町では中小企業が大多数を占めるため、福利厚生施設や制度が充実した企業は必ずしも多くありません。そのため、こうした中小企業の勤労者が安心して生き生きと生活できるように、福利厚生面で支援していくことが求められています。労働時間の短縮や余暇時間の増大などを受けて、学習やスポーツ活動などに対する意識が高まってきているほか、社会や職場環境の複雑化によりストレスやハラスメント[※]を感じる人が増えるなど、勤労者を巡る家庭、職場、地域の環境は変化してきています。
- 時代の移り変わりとともに変化するライフスタイル[※]や多様化する価値観の中で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス[※]）により、やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家族や友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間を持つ、健康で豊かな生活の実現が求められており、勤労者が気軽に活動できる拠点施設が必要です。

基本方針

勤労者の福利厚生の支援に努めます。

主要施策

(1) 勤労者福祉の充実

①勤労者福祉の充実	中小企業勤労者の安定した生活を確保するため、神奈川県福祉共済協同組合への支援と加入の促進に努めます。
②勤労者支援の充実	教育、住宅資金融資制度など、勤労者を支援する制度の充実に努めます。
③仕事と生活の調和	持続可能な社会の実現に向け、安心して働くことができる職場づくりの実現を図り、すべての勤労者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を取れるような環境整備の啓発に努めます。

※ 【ハラスメント】 相手に不快感を与えるいじめや嫌がらせ全般を指し、被害者の就業環境を悪化させる行為のことで、身体的な暴力だけでなく、暴言や無視といった精神的な苦痛を与える行為も含まれる。

※ 【ライフスタイル】 衣食住や職業、娯楽などを含む生活様式のこと、広い意味での暮らし方、生き方のこと。

※ 【ワーク・ライフ・バランス】 働く人が仕事上の責任を果たそうとするとき、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければいけないことに取り組みなくなるのではなく、両者を実現できる状態のこと。子育てや家庭生活だけでなく、地域活動や趣味・学習などの幅広い活動が含まれる。

IV 地方創生の推進

10 地方創生

現状と課題

- 本町の人口は、平成7年（1995年）頃にピークを迎え、その後は減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所が作成した将来人口推計における本町の人口推計は、令和12年（2030年）に20,566人になると予測され、また、令和7年（2025年）1月1日現在の65歳以上の人口の割合は43.47%と県内でも非常に高く、今後も少子高齢化が加速することが見込まれており、本町は、人口戦略会議が令和6年4月に発表した『令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート』において消滅可能性自治体として挙げられました。
- 少子高齢化・人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生することを目的として、平成26年（2014年）11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。
- 令和7年6月に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」を踏まえ、消滅可能性自治体から脱却していくための新たな地方創生に取り組む必要があります。
- 人口減少に伴う空き家・空き店舗の増加は、防犯面だけでなく、景観や街のにぎわいにも影響を及ぼします。空き家・空き店舗の利活用方法の検討に加え、空き家バンクを整備する必要があります。

基本方針

地方創生のためには、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア（産・官・学・金・労・言）が連携し、適切な目標設定のもとで、まち・ひと・しごとの創生に一体的に取り組むことが必要です。

本町では、まち・ひと・しごと創生法のもと、地方版総合戦略を策定し、内閣府の交付金も活用しながら、湯河原の魅力を高め、国の内外から訪れたいと思われるまちにしていくために、行政と関係団体が一体となって地方創生に取り組みます。

主要施策

(1) しごとづくり：挑戦と共創が生まれるまち

①起業・チャレンジへの支援	地域の特性や強みを活かし、多様な人材の挑戦を支える起業環境を整備します。また、地域の課題解決に資するビジネス展開を支援し、「駅前の居場所」を起点として交流を促進します。
②地域資源の高付加価値化	人口規模が減少しても地域経済を維持・発展させるため、地域資源のポテンシャルを活かし、基幹産業である観光業の振興を図るとともに、ゆがわら認定産品制度やかかせげる農業等を推進することで、地域資源の高付加価値化に繋がります。
③人材・資本の好循環の創出	都市と町の間で、人・モノ・技術の交流、循環を図り、分野を超えた連携・協働を推進することで、多面的な価値を創出する場をつくり、地域産業の活性化や新たな雇用の創出に結び付けていきます。

(2) 新たなひとの流れづくり：つながりが広がるまち

①移住の促進・関係人口の拡大	移住支援・情報発信を強化し、駅前の居場所を核に移住相談体制を整備することで、個々の実情に応じた伴走支援を実現します。また、町と多様に関わる機会を提供して関係人口を拡大し、新しい人の流れを創出します。
②ふるさと納税の推進	返礼品の充実と新たな広報を通じ、湯河原町ならではの特産品・宿泊ギフト券等で来訪のきっかけを創出し、ファンを増やして寄附額を拡大するとともに、関係人口の創出につなげます。
③町内でも町外からも魅力を感じる町づくり	活力と賑わい、暮らしやすさを高め、景観や歴史文化を発信してシビックプライドを醸成し、町内外からも魅力を感じる町づくりを推進します。

(3) 結婚・出産・子育ての環境づくり：未来をはぐくむまち

①出産環境の充実	広域での充実など、あらゆる方策を検討し、若い世代が安心して妊娠、出産と子育てができる環境づくりに努め、結婚世代の定住促進と出生率の向上を図ります。
②子育ての支援	地域で子育てを支える仕組みを強化し、保育環境・教育環境を充実させることで、保護者が安心して働きながら子育てできる環境を整えます。

(4) 誰もが活躍できるまちづくり：支え合いと安心のまち

<p>①多世代交流・地域コミュニティ活動の推進</p>	<p>学習支援や交流の場づくりにより、すべての世代が安心して集える環境を整備し、地域コミュニティへの加入を促進して温かなつながりを育みます。また、多世代が地域とつながり・支え合う関係を構築することで、すべての町民が共に生活できる地域づくりを進めます。</p>
<p>②健康長寿社会の実現</p>	<p>高齢化が進む中、健康寿命を延伸する取組みを推進し、併せて高齢者の生きがいや社会参加の機会を増やすことで、高齢者が元気に暮らせるまちをめざします。</p>
<p>③安全・安心な暮らしの確保</p>	<p>災害に強いまちづくりと防災意識の向上を図るとともに、空き家対策や地域交通の利便性向上等により、すべての町民が安全・安心に暮らせる環境を確保します。</p>

基本目標 2

ともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり

I 保健・医療の充実

1 健康づくり

現状と課題

- ライフスタイルの多様化や、生活環境が大きく変化する中で、食生活や運動不足に起因する高血圧、脳血管疾患、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病[※]、メタボリックシンドローム[※]（内臓脂肪症候群）の該当者が急増し、医療費の増大は社会的な課題となっています。このため、過剰摂取やバランスの偏った食生活への対策が重要な課題となっています。また、自殺問題については、こころの健康づくりが重要な課題となっています。
- 乳幼児期から高齢期まで、ライフステージごとの健康課題の解決をめざして、「健康増進計画・食育[※]推進計画」を平成27年度（2015年度）に策定しました。令和7年度（2025年度）に第3期の計画の改定を予定しており、食・運動・社会参加を含めて引き続き計画を推進していきます。また、平成31年（2019年）3月に「湯河原町いのちを支える自殺対策計画」を策定し、自殺予防の取組みを進めています。令和6年2月、第2期の計画を改定し、ゲートキーパー[※]養成研修によるポピュレーションアプローチ[※]、心理職による個別相談（平成29年度（2017年度）から）等を継続して行っています。
- 保健センターを拠点として医師会や小田原保健福祉事務所などの関係機関と緊密な連携協力のもとに、疾病の早期発見と早期治療としての各種健康診査を行っています。成人に対してはメタボリックシンドロームの予防と対策を目的に生活習慣病の有病者や予備軍を減らすことを重点課題とした「特定健康診査[※]」と「特定保健指導[※]」を実施しています。また、糖尿病をはじめとした、生活習慣病予防の教室や相談事業を行い、本人の生活習慣と健診結果を関連づけて捉え、生活習慣の改善につながるよう支援しています。
- 日本全体で高齢化が進んでいますが、本町は県内でも高齢者の人口割合が高くなっています。高齢者が元気を維持できるよう、県の「未病」を改善する取組みと連携しながら生涯を通じた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸をめざすことが重要です。

※ 【生活習慣病】 食生活や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気。肥満、骨粗鬆症、高血圧、糖尿病、脂質異常症、がんなどの症状が代表的。かつて成人病といわれていたが、平成8年（1996年）12月、厚生省公衆衛生審議会での言葉が提唱された。

※ 【メタボリックシンドローム】 内臓に脂肪が蓄積する肥満（内臓脂肪型肥満）を持ち、さらに血中脂質・血圧・血糖のうち、基準値を2項目以上外れている状態をいう。1つひとつの異常は軽くても、重なることで動脈硬化の危険が高まる。

※ 【食育】 望ましい食生活のための知識を身につけること。また、食卓での団らんを通じて社会性を育んだり、食文化を理解したりすることも含む幅広い教育

※ 【ゲートキーパー】 自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守るなど、適切な対応ができる人のこと。

※ 【ポピュレーションアプローチ】 まだ高リスクを抱えていない集団に働きかけ、集団全体がリスクを軽減したり病気を予防したりできるようにすること。

※ 【特定健康診査】 医療保険者に実施が義務づけられた、メタボリックシンドロームの概念を導入した新しい健康診査制度。40歳から74歳までの健康保険に加入している方が対象

※ 【特定保健指導】 特定健診の結果により、情報提供、動機づけ支援、積極的支援のいずれかの保健指導レベルに階層化された上での、必要に応じた保健指導

基本方針

乳幼児から高齢者までの健康の維持と増進に向けて、疾病の予防と早期発見、生活習慣病などの改善のため、受診勧奨や啓発による受診率の向上に努め、健康診査などの充実を図り、町民一人ひとりが自発的に健康づくりに取り組めるよう支援し、健康増進計画・食育推進計画の着実な推進に努めます。

令和8年度（2026年度）から、児童福祉と母子保健を一体的に運営していく、こども家庭センターを開設予定です。関係部署との連携強化等により妊娠期から、子育て期まで各家庭の状況に寄り添った支援を実施していきます。

こころの健康づくりへの支援を進め、自殺予防、将来の疾病予防に向け力を入れていきます。

県が進める「未病」を改善する取り組みや「健康寿命日本一」をめざす取り組みと連携し、高齢者がより健康で元気に生活できる町をめざします。

主要施策

(1) 健康増進・食育の推進

<p>①健康増進計画・食育推進計画の推進</p>	<p>令和7年度（2025年度）に計画期間が満了となることから、これまでの取り組みを踏まえ計画を見直し、第3期計画を策定するとともに、乳幼児期から高齢期までライフステージごとの健康課題に向けた取り組みを、町民、関係団体、行政など町全体で推進します。</p>
<p>②健康づくり意識の啓発</p>	<p>町民一人ひとりが日常生活の中で健康づくりに積極的、自発的に取り組めるよう、各種保健事業や広報活動、イベント活動などあらゆる機会を活用して、「自分の健康は自分で作り守る」という町民の健康づくりの意識の醸成を図ります。また、地域に根差した身体活動・運動組織及び栄養・食生活改善に関する関係団体と連携しながら、健康寿命の延伸につながる行動を推進します。</p>
<p>③健康管理情報システム化の推進</p>	<p>神奈川県国民健康保険団体連合会のシステムを活用し、健診データや医療レセプトを基に各種事業を展開することで、対象に合わせた実践的なアプローチを図り、疾病予防を推進します。</p>
<p>④生活習慣病予防対策の推進</p>	<p>循環器疾患、がん、脳血管疾患、糖尿病やメタボリックシンドロームなどの生活習慣病予防に向けた運動・食事に関する取り組みを関係団体と連携して実施します。</p>
<p>⑤こころの健康づくりの推進</p>	<p>地域や職場、家庭でこころの健康に関する意識を高め、早期対応ができる環境をつくることをめざし、こころのサポーター養成研修や、ゲートキーパー養成研修を実施していきます。</p> <p>また、ストレスへの対処法（ストレスコーピング）について、研修会の開催や周知活動により、自分自身の心身の健康を守ることができる力につながるよう取り組みを続けていきます。</p>

(2) 母子保健の推進

① 母子保健の推進

母子保健事業においては、「湯河原町母子保健型子育て世代包括支援センター（通称名：ほんわか）」事業を令和8年度開設予定のこども家庭センターで継続実施し、妊娠期から子育て期まで、助産師・保健師等が面接や家庭訪問で伴走型相談支援を行います。心身の健康の基盤をつくる母子の愛着形成に重点をおき、母子ともに「自己肯定感※」を高められるようサポートします。産後ケア事業等を充実させ、母親が心身ともにセルフケアおよび育児能力が向上するよう、産前産後も切れ目のない支援をしていきます。また、子育て家庭の状況にあわせた支援を行うために、相談しやすい体制づくりや、困難を抱える家庭へのサービスの充実等に取り組みます。

※ 【自己肯定感】 自分の価値や存在意義など、ありのままの自分を肯定する感覚のこと。

2 予防対策

現状と課題

- がんの早期発見・早期治療のためには、がん検診の受診率の向上を図ることが重要です。がんは喫煙・食生活・運動などの生活習慣に関係しており、生活習慣の改善ががんの罹患率の減少に効果的であり、自ら疾病予防をしていくという意識の啓発と正しい情報の提供が必要です。
- 町民に対して感染症予防対策を周知するとともに、各種予防接種の実施体制を整備します。
- 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、国や県などと連携した危機管理体制を構築し、役割分担に応じた対応に努めます。

基本方針

町民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくり守る」という意識を持つことにより、疾病予防行動につながるよう支援します。

医師会等、関係機関と連携を図りながら、各種事業を効率的に展開します。

主要施策

(1) 各種検診の推進

①検診受診率の向上	病気の早期発見・早期治療につながるように、各種がん検診などの受診勧奨に努めます。
②がん予防などの正しい知識の普及啓発	がんなどの予防に対する知識や意識の向上のため、情報の提供に努めます。

(2) 感染症対策の推進

①予防接種率の向上	地域全体の免疫水準を維持し感染症の流行抑制につなげるため、予防接種の必要性を広く周知し、予防接種率の向上を図ります。併せて、予防接種法に位置づけられていない任意の予防接種の中で町が必要と認めた予防接種の定期接種化を国に要望します。
②感染症に関する正しい知識の普及啓発	感染症予防の重要性や正しい情報について関係機関と連携し、知識の啓発に努めます。また、新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザなどについて、国や県などとの連携に努め、危機管理も含めた蔓延予防の体制づくりを進めます。

3 医療

現状と課題

- 高齢化の進行や医療技術の進歩、町民意識の変化や医療を取り巻く環境が大きく変わっていく中、誰もが安心して医療を受けることができる環境整備が求められています。このため、救急医療、災害時医療、周産期医療※、小児医療など、地域医療※体制の充実により、安心して医療を受けられるようにすることが必要です。
- 本町では、救急医療体制※については現行の本町の救急医療推進対策事業（休日当番医）及び広域病院群輪番制※（県西地域2市8町）などの制度を活用して体制維持に努めるとともに、小田原市立病院の3次救急医療を担う「救命救急センター」との連携強化に関係市町村とともに努めています。また、「かながわ救急相談センター」（#7119）の「救急電話相談」等の活用により、適切な医療のかかり方に理解と協力が得られるよう周知を図っていきます。
- 今後、更に高齢化社会が進む中、かかりつけ医では対応が難しい専門的な検査などを行うことができる、地域医療の中核を担う中核病院とかかりつけ医との連携が必要です。

基本方針

社会情勢の変化や町民のニーズを適切に捉え、町民本位でより充実した医療体制の整備と関係機関との連携を図ります。

主要施策

(1) 地域医療体制の充実

<p>① 関係機関との連携と医療体制の充実</p>	<p>救急時や災害時などに町民が安心して医療を受けられるように、医師会、歯科医師会、薬剤師会など関係機関との連携を図ります。また、町民に適正な受診を促すことにより、初期救急医療、第二次救急医療、第三次救急医療といった医療機関の機能が分化した効果的な地域医療体制の充実を図ります。</p>
<p>② 地域医療についての周知と啓発</p>	<p>町内の医療機関との連携を図りつつ、近隣市町を含む広域での医療資源の集約化・重点化などの動向に注視し、町の実情に応じた方策などを検討するとともに、適切な医療のかかり方等の周知を図ります。</p>
<p>③ 救急医療体制の強化</p>	<p>現行の本町の在宅当番医制及び広域病院群輪番制などの制度を十分に活用して事業の継続性を図るとともに、小田原市立病院の救命救急センターとの連携を強化します。</p>

※【周産期医療】 「周産期」とは、妊娠22週から出生後7日未満までの期間をいい、その間の妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療体制のこと。

※【地域医療】 それぞれの地域において、住民が受けることができる保健医療サービスの総称

※【救急医療体制】 休日・夜間に外傷や急病になった人や救急車で搬送される傷病者に対する医療。在宅当番医制度などによる初期救急医療体制、病院群輪番制病院などによる入院治療を必要とする重症救急患者を対象とする二次救急医療体制、救命救急センターなどによる生命の危機に直面している重篤救急患者を対象とする三次救急医療体制がある。

※【広域病院群輪番制】 救急車により直接搬送されてくる、又はかかりつけの診療所など初期救急医療機関から転送されてくる重症救急患者に対応するため、休日や夜間に対応できる複数の医療機関が当番制で対応するもの。

Ⅱ 共生社会の実現

4 地域福祉

現状と課題

- 急速な少子高齢化や核家族化、住民相互の社会的なつながりの希薄化など、地域社会の変容がもたらす多様な問題や社会不安に対し、自治会や社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会、地域の福祉団体等による地域福祉活動や社会福祉を通じた地域コミュニティの活動、子どもの居場所などが必要とされています。子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、性別に関係なく、お互いに支え合いながら、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、町民自らが自立する「自助」、自助を地域で支える「共助」、自助を保障し共助を活かす「公助」のそれぞれで役割を担い、相互に連携した地域づくりが必要です。
- 保健・医療・福祉・介護の各種サービスは、それぞれの分野において独立性が高く、横断的な連携が難しい状況です。地域福祉の推進のため、各種サービスの円滑な利用ができるよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、積極的な働きかけが必要です。
- 高齢者や障がい者の中には、自身による意思決定が十分にできない、自分の財産を管理することができないというケースが多々あります。このような問題に対し、地域包括支援センターや社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会との連携により、成年後見制度や金銭管理に係る事業などの支援体制の周知や事業の活用を促すことなどがが必要です。
- 社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会を中心とした各種福祉団体と町との連携は、地域福祉の推進に欠かせないものです。引き続き、福祉分野における支援や連携が望める団体等の活動実態、実績などの把握に努めるとともに、お互いの情報交換や交流などにより、幅広いネットワークを構築することが必要です。
- 町民の抱える様々な悩みごと、トラブル、ニーズなどに対応できる専門的な相談体制の構築が必要です。思い立ったときに、すぐに、気負いすることなく相談できる相談窓口を設けること、またそれを周知することが必要です。
- 老朽化した公共施設の改修や新たに施設を整備する際には、その施設を使う誰もが安全で、安心して、気持ちよく利用できるよう配慮するとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインなどの考えを取り入れることが必要です。

基本方針

それぞれが互いに助け合い、安全で安心して過ごすことのできる地域づくりをめざし、町民と行政、関係機関、関係団体などによる協働、連携を図りながら、地域福祉の充実、推進に努めます。

主要施策

(1) 地域福祉の総合的展開

<p>①地域福祉計画の策定</p>	<p>令和4年度（2022年度）から5か年計画として策定した地域福祉計画については、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係性を越えて、地域の多様な主体が役割を持ち、支え合いながら活躍できる「地域共生社会」の実現をめざし、多様化・複雑化する地域福祉ニーズに応えるため計画の推進を図ります。</p>
<p>②保健・医療・福祉・介護の連携</p>	<p>保健・医療・福祉・介護の各種サービスが効果的・効率的に提供できるように、関係機関との横断的な連携を深めるとともに、積極的な情報発信を行います。</p>
<p>③相談体制の充実</p>	<p>各種の相談事業を活用して、町民の日常的な困りごとや専門的なアドバイス、法律的な指導が必要となる事案等の解決を図ります。また、障がい者等からの相談にも対応できるよう、相談支援事業や地域の相談支援事業所の活用を促進します。また、行政相談員、民生委員児童委員、人権擁護委員などの相談員と連携し、町民が持つ行政に関する不安を聞くことで、親しみの持てる行政になるよう取組みを推進します。</p>
<p>④社会福祉協議会の充実</p>	<p>多様化・複雑化する地域福祉へのニーズに対応できるよう、地域福祉の拠点である社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会を支援するとともに、町との連携、協働により、その活動の充実を図ります。</p>
<p>⑤権利擁護・財産保全体制の充実</p>	<p>町民の高齢化が進む中、障がい者だけでなく、判断能力が十分でない高齢者の増加が懸念されます。自己判断が難しくなった高齢者や障がい者の権利擁護や財産保護のために、社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会や湯河原町地域包括支援センター、相談支援事業などを活用した支援体制の充実を図ります。</p>
<p>⑥みんなにやさしいまちの実現</p>	<p>子ども、高齢者、障がいの有無、その外生まれを持った性別に関わりなく、すべての人たちが安全で安心して快適に公共施設を利用できるよう、施設の整備にあたってはバリアフリー化やユニバーサルデザイン化、ピクトグラム[※]の活用等により、みんなにやさしいまちづくりを推進します。</p>
<p>⑦人権施策の推進</p>	<p>人権擁護委員との連携による人権教室を通じて、児童に人権への理解を深める機会を設けることや、教育委員会との連携による人権講演会などを通じて、より多くの町民に人権尊重に対する理念を深める機会を設けることなど、引き続き人権教育や人権啓発の活動を行います。</p>
<p>⑧地域会館の活用促進</p>	<p>地域コミュニティの拠点となる地域福祉会館の利用促進を図るため、安全で安心して利用してもらえるよう、各会館の施設整備を進めるとともに、幅広い利用用途に対応できるよう、運営に努めます。</p>

(2) 地域福祉活動への参加促進

<p>①ボランティア活動の促進</p>	<p>地域福祉会館を利用してボランティア活動を行う団体等に対して、会館使用料の減免措置等を行い、団体等の活動促進を図ります。</p>
<p>②地域各種団体のネットワーク体制の確立</p>	<p>社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会や福祉関係団体を中心に、地域福祉活動に関心のある団体等の掘り起こしを行い、多方面の分野で協力しあえるネットワーク体制の拡充に努めます。</p>

※ 【ピクトグラム】不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形のこと。

5 児童福祉・子育て支援

現状と課題

- ライフスタイルの変化とともに、核家族化が進み、少子化が加速するなど、子育て家庭をめぐる環境が大きく変化し、子育てをしている親同士の交流や、地域社会とのつながりが希薄になっている状況です。このような中、子育て中の孤独感や負担感を抱えている子育て家庭が、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるため、親子が気軽に集える子育てサロン[※]、子育ての悩みを相談できる子育て支援センター、預かり保育などの事業の継続及び充実が求められており、どの事業においても施設的、人的な資源が必要になります。
- 女性の社会進出や社会情勢に伴い、共働き家庭やひとり親家庭の割合が増加する中、子育てと仕事を両立するために、保育時間の拡充や低年齢児保育などの保育サービスの充実を図る必要があります。保育士の不足が問題となっている現在、配置基準を守ることができるよう保育士の確保に取り組む必要があります。
- 子育てしやすいまちの実現に向け、地域みんなで子どもを見守り・育てることができる地域づくりを一層推進し、多様なニーズに対し、子育て家庭の視点に立ったきめ細やかで柔軟な子育て支援の提供を図ることが課題となっています。
- 地域活性化や人口減少対策の観点からも、若い世代の住民の流出を防ぎ、また町外からの移住を促進させるためには、子育てしやすい環境を整備することが必要です。
- 教育分野における子育て支援としては、小学校給食費の段階的無償化を進めるとともに、中学校での完全給食を安心・安全に実施していきます。町立幼稚園においては、園児数が減少している中で、サービスの充実を図りながら、一方で今後のあり方を検討していくことが必要です。また、まちをあげて小・中学校新1年生の新入学をお祝いする「入学祝金」の支給を継続します。

基本方針

「ゆがわらこどもまんなかプラン2025」（「第3期湯河原町子ども・子育て支援事業計画」）に基づき、「自然とやさしさの中で健やかに子どもが育つまち」の実現をめざします。

地方版総合戦略に基づき、若い世代の結婚・出産・子育てについての施策を推進します。

※ 【子育てサロン】 集会所など地域の身近な会場を拠点に、地域のボランティアの支援のもと、子育て中の保護者と子どもが気軽に集い、仲間づくりと情報交換を行う場

主要施策

(1) 子どもたちが生き生きと育つための環境づくり

①子どもの権利の尊重

虐待等に対処するため、子育て支援センターの子ども家庭支援員を中心に、保育所、学校、児童相談所等と連携し、子どもが必要な支援を受けられる相談体制の充実を図ります。また、子育て世帯包括支援センター「ほんわか」において、妊娠期から継続的に親子に寄り添う支援に取り組みます。

②健全な遊び場や交流の場の確保

子どもたちが安心して過ごせる居場所を維持し、子どもからお年寄りまでの多世代が、安心してそれぞれの持ち味を発揮し、挑戦し、ありのままの自分で行われる交流の場を継続して推進していきます。また、地域福祉会館を地域の子どもたちが互いにコミュニケーションを図る場として活用できるよう、会館スペースの有効的な活用方法について検討します。

(2) 子育て支援サービスの充実

①幼児保育サービスの整備・充実

保育所では、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を提供し、健全な心身の発達と成長を促すとともに主体性を重視し、生涯にわたる生きる力の基礎を育てる場として、子どもの視点に立ったきめ細やかで柔軟な保育サービスの提供を図っていきます。

少子化を踏まえ、ユニークで魅力のある保育園の再整備など保育所のあり方や、子育て家庭のニーズに沿った多様な保育サービスの提供について検討し、低年齢児保育、預かり保育、子育てサロン、ファミリーサポート事業の充実を図り、子育てと仕事の両立を支援し、地域みんなで子どもを見守り、育てることができる地域づくりを推進し、子育てしやすい環境の整備に取り組みます。

②子育て相談体制の充実

こども家庭センターを中心に、学校、保育所、幼稚園、子育てサロンなど直接子どもと接する機関や、児童相談所、医療などの専門機関との相互の連携を図り、どこに相談しても必要な支援が受けられる体制を整備し、子育て家庭の孤立化を防ぎ、虐待の兆候などの早期発見に努め、防止と対策について適切な対応を図ります。

6 障がい児者福祉

現状と課題

- 障がい者等の社会参加を促進する事業の1つとして、地域活動支援センター事業を実施していますが、利用希望者が増加傾向にあり、利用可能な人数を超えてしまうことが懸念されます。
- 就労を希望する障がい者等に対し、就労移行支援の利用促進や障がい者就業・生活支援センター事業による就労支援を行っていますが、一般就労まで至らず、就労継続支援B型や生活介護などの福祉サービスを利用するケースが見受けられます。また、一般就労した障がい者等であっても仕事内容や職場環境が自身に合わないなどの理由により離職しないよう継続して働くことをサポートするための支援が必要です。
- 障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等を円滑に利用するためには、計画相談支援事業所が行う計画相談支援の利用が望ましいものの、現状では利用希望者が事業所での受け入れ可能人数を超えている場合がほとんどであり、計画相談支援を受けることが難しい状況となっています。
- 障がい者等に対する差別や虐待の防止、人権擁護のため、障がいについての理解を深めることが必要です。
- 障がいがある人への合理的配慮[※]の提供が、行政機関等だけでなく、事業者による合理的配慮の提供も「法的義務」となりました。障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認めあいながら共に生きる社会をめざしていきます。

基本方針

障がい者等が地域の中で「その人らしく暮らす」ことができるよう、適切な権利擁護が図られた上で、自助・共助・公助による支援により、障がい者等の「自己実現」が図られることをめざします。

※ 【合理的配慮】 障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるもの。

主要施策

(1) 障がい児が生き生きと暮らしていくための環境づくり

<p>①社会参加・就労・就学などの支援</p>	<p>障がい者等に対し、地域活動支援センターや障がい福祉サービス事業所等を通じた社会活動への参加を促します。また、就労を希望する障がい者に対し、就労継続支援サービスの利用を促すことや、一般就労を希望する障がい者への就労相談、就労後の就労定着相談などの支援の充実を図ります。障がい児の就学については、就学相談等を通じて、障がいや発達に程度に応じた指導や教育が適切に受けられるよう支援します。</p>
<p>②スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進</p>	<p>関係機関が連携して実施する障がい児者のスポーツ大会や文化事業への支援を行うとともに、障がい児者の参加を促しスポーツや文化に触れることにより、日々の生活の中に達成感や満足感を持つことができるような機会を創出します。</p>
<p>③特別支援教育の充実</p>	<p>就学相談などにより児童・生徒の状況把握に努めるとともに、児童・生徒の成長、発達に応じた個別の指導計画に基づき適切な指導、教育、援助などを行います。また、子どもたちの学校生活のサポートや教育補助を行う「障がい児介助員」を継続して配置します。さらに、県立小田原支援学校湯河原校舎（ゆがわら、まなづるっこ教室）内に設置した湯河原町教育支援教室を活用し、一人ひとりに寄りそった指導の充実を図ります。</p>

(2) 各種サービスの基盤整備

<p>①保健・医療の充実</p>	<p>障がい者、障がい児の保護者等の経済的負担軽減のため、引き続き重度障がい者医療費助成を実施します。また、障がい児について、保健医療機関との連携により、障がいの原因となる疾病等の予防や障がいに対する対処方法等の指導を行います。</p>
<p>②在宅サービスの充実</p>	<p>ホームヘルプを中心とした在宅サービスについて、個々の障がい児者に対し、必要に応じたサービスが受けられるよう、利用者のニーズを把握し、相談支援専門員等からの支援を受けやすくできるよう努めます。</p>
<p>③住宅設備の改良</p>	<p>重度障がい児者の日常生活の利便性向上のため、重度障がい児者の障がいの程度に合わせた住宅改良の工事費用に対して助成を行い、生活環境の改善や改良に係る経済的負担の軽減を図ります。</p>
<p>④各種サービスの円滑な提供</p>	<p>障がい児者が必要なサービスをどのくらい受けるべきなのか、地域の相談支援事業所や町の相談支援事業の活用を促し、サービスの円滑な利用が図られるよう支援します。</p>

(3) 地域支援体制の確立

<p>①ボランティアなどの活動の促進</p>	<p>福祉団体等が実施するボランティア活動等を支援するとともに、インフォーマルな資源の発掘、活用により、障がい者等の日常生活を支援します。</p>
<p>②啓発活動の推進</p>	<p>障がい者等が地域の中で生活していく上で、適切な人権擁護が図られ、自立と社会参加が促されるよう、障がいへの理解を深めるための啓発活動を行います。</p>

7 高齢者福祉

現状と課題

- 本町における65歳以上人口は、令和6年（2024年）10月1日現在10,076人で、全人口に占める割合は43.4%となっており、令和12年（2030年）には45.8%になると予想されています。このような超高齢社会[※]に対応するため「湯河原町老人福祉計画」及び「湯河原町介護保険事業計画」[※]を一体化した「湯河原町高齢者生きがいプラン」を策定し、介護保険サービスの充実、在宅生活の支援、健康管理などの施策を実施してきました。
- 本町は、高齢化率が全国や県内の他市町村と比較して非常に高く、すでに「超高齢社会」に入っており、さらに「団塊の世代[※]」が令和7年度（2025年度）に75歳を迎えており、生産年齢人口の減少の加速化が予測される令和22年（2040年）を見据えながら長期的視野に立って、高齢者が住み慣れた地域にいつまでも安心して住み続けることができる地域包括ケアシステムを更に充実させる必要があります。
- 今後、更なる高齢化の進展や家族形態の変化に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加が予想されるため、地域の方々やボランティアの活用を図り、地域で高齢者を見守れる体制の確立が必要であると考えられることから、高齢者の総合相談窓口として、湯河原町地域包括支援センターが中心となり、関係機関と連携し、援助・支援体制を強化していくことが必要となります。

基本方針

令和6年度（2024年度）に策定した「湯河原町高齢者生きがいプラン（第9期介護保険事業計画）」において掲げた基本理念である「高齢者が安心と生きがいを実感できるまちづくり」を実現するための体制づくりを引き続き積極的に推進していきます。

※ 【超高齢社会】 65歳以上の方が総人口に占める割合のことを「高齢化率」といい、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%以上を「高齢社会」、21%以上を「超高齢社会」という。

※ 【「湯河原町老人福祉計画」及び「湯河原町介護保険事業計画」】 市町村が将来必要な老人福祉サービスの量を明らかにし、その提供体制を計画的に整備するもの。老人福祉計画と介護保険事業計画は整合性をもって作成することが必要であることから、計画期間は同一とし、作成も一体的に行うのが適当とされる。

※ 【団塊の世代】 昭和22～24年ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いことからいう。

主要施策

(1) 高齢者が生き生きと暮らしていくための環境づくり

<p>① 社会参加・就業の支援</p>	<p>今後、更なる高齢化が進展する中、町内単位老人クラブ会員の高齢化や会員数の減少が進んでおり、減少を抑止するため、老人クラブ会長等の指導者の養成や老人クラブ連合会の活性化の推進を図り、地域での活躍の場を増やすとともに、地域と老人クラブが協働して行う事業を検討します。また、いわゆる「団塊の世代」など多くの定年退職した方たちが培ってきた豊富な経験や知識、技能を活かし、地域社会に還元し、次世代へ継承する場や機会の充実を図ります。併せて、各種情報提供と「湯河原町シルバー人材センター」を通じた高齢者への就業支援の充実を図ります。</p>
<p>② 文化学習・スポーツ活動などの推進</p>	<p>健康で充実した日常生活を送る一助としての、高齢者対象の「シルバースポーツ大会」や手工芸作品を集めた「シルバー作品展」などについて、主催する社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会と協働して充実を図ります。またニュースポーツなどを通じて小学生などと世代間交流を行い、高齢者の社会参加を促進します。</p>

(2) 地域生活支援体制の整備

<p>① 地域包括ケアシステムの確立</p>	<p>介護や支援を必要とする高齢者などが継続して、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、生活支援コーディネーターや湯河原町生活支援体制整備推進協議体を中心となって、高齢者の総合相談窓口としての湯河原町地域包括支援センターをはじめとした関係機関との連携、地域の方々やボランティアの活用を推進しながら、サービスを開発・創出することにより、生活支援体制や高齢者を地域全体で支える体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進をめざします。</p>
<p>② ボランティア活動の促進</p>	<p>地域資源の掘り起こしにより、生活支援サポーター（買い物、ごみ出し等）や介護予防サポーター（グループリビング事業・介護予防事業教室への協力など）の育成、地域に根ざしたボランティア活動の促進を図り、支え合う地域社会が形成されるよう努めます。</p>
<p>③ 高齢者が集う場所の整備</p>	<p>地域会館を利用し、高齢者の閉じこもりや孤立感の解消を図り、生きがいを持って住み慣れた地域で生活するための一助として、高齢者の誰もが立ち寄れる場所を提供します。介護予防サポーターや身近なボランティアなどが住民主体で活躍する通いの場となるよう整備します。</p>
<p>④ 高齢者世帯に対する支援</p>	<p>他者から援助、支援を受けることが困難な一人暮らし高齢者や高齢者世帯の方々に対し、安心して充実した生活が送られるよう、湯河原町地域包括支援センターが総合相談窓口として、湯河原町民生委員児童委員協議会、社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会、小田原保健福祉事務所などの関係機関と連携を図りながら、地域の方々やボランティアの活用により支援します。</p>

Ⅲ 社会保障の充実

8 介護保険

現状と課題

- 本町では、高齢化の進展に伴い、要介護者の増加により今後ますます介護サービスの増大が見込まれます。併せて、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加も予測されています。高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域で支え合う仕組みづくりが課題となっています。
- 「団塊の世代」が令和7年度（2025年度）に75歳を迎えており、生産年齢人口の減少の加速化が予測される令和22年（2040年）を見据えながら、長期的視野に立ち、湯河原町地域包括支援センターと連携して地域包括ケアシステムの更なる充実を図る必要があります。
- 介護保険料については、3年度を単位とした事業運営期間ごとに策定する介護保険事業計画に基づき、事業運営期間を通じて、介護保険財政を運営する上で支障が生じないように設定していますが、更なる健全な運営を推進していくためには、介護保険料の収納率の確保が必要です。

基本方針

「高齢者が安心と生きがいを実感できるまちづくり」を実現するため、元気な高齢者を対象とした介護予防事業の推進を図るとともに、要介護状態となっても、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる体制づくりを、より積極的に推進します。

主要施策

(1) 利用者の立場に立った介護保険サービスの推進

① 介護保険サービスの充実と保険給付適正化の推進

介護サービスの供給量を確保しながら、ケアマネジメント※の研修等を通じて、サービスの質の向上を図ります。また、介護保険制度を持続可能なものとするためには、介護給付費や介護保険料の増大を抑制する必要があることから、指定事業者に対する実地指導のほか、地域密着型サービス事業者に対する指導監督を強化することにより、不適切な介護給付費の削減を図ります。

(2) 高齢者を地域全体で支える仕組みづくり

① 地域包括ケアシステムの確立（再掲）

介護や支援を必要とする高齢者などが継続して、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、生活支援コーディネーターや湯河原町生活支援体制整備推進協議体を中心となり、高齢者の総合相談窓口として、湯河原町地域包括支援センターをはじめとした関係機関との連携、地域の方々やボランティアの活用を推進しながら、サービスを開発・創出することにより、生活支援体制や高齢者を地域全体で支える地域包括ケアシステムの更なる充実をめざします。

※ 【ケアマネジメント】 本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立ち、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法

<p>②認知症施策・権利擁護の推進</p>	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症サポーター養成講座などの開催によって認知症への理解を深めるとともに、医療・介護サービスの提供等の支援体制を構築します。また、成年後見制度や虐待問題等権利擁護の体制を拡充します。</p>
<p>③生きがいづくり・社会参加の促進</p>	<p>趣味やスポーツ、文化活動など、生涯学習※活動の促進を図るとともに、地域のイベント、高齢者や若い世代との交流、さらに高齢者自身が他の高齢者の見守り、声かけ、買い物などの生活支援サービスの担い手となることにより、高齢者が積極的に社会参加できる機会の拡充に努めます。</p>
<p>④地域包括支援センターの円滑な運営</p>	<p>一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の方々をはじめ、すべての方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、高齢者の総合相談窓口として、成年後見制度の周知・活用や相談体制を充実させるとともに、湯河原町地域包括支援センターを円滑に運営し、高齢者の権利侵害の防止や不安の解消に努めます。</p>

(3) 健康づくりと介護予防の推進

<p>①地域支援事業による介護予防の推進</p>	<p>介護予防は、高齢者の自立支援という観点からも重要であるため、加齢に伴う体力低下、低栄養、口腔機能低下（オーラルフレイル）や認知機能低下などのフレイル（虚弱）予防について、フレイルサポーターや介護予防サポーター等と協力体制を図りながら、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防などの介護予防教室を実施します。また、元気な高齢者が住民主体の自主活動として、生活を支援するサービスや地域デイサービスなどの活動を支援します。</p>
---------------------------------	--

(4) 地域の実情に応じたサービスの推進

<p>①地域密着型サービスの整備</p>	<p>町民のニーズの把握に努め、地域の実情に即した地域密着型サービスの基盤整備を行います。</p>
<p>②住み慣れた地域で暮らし続けるサービスの推進</p>	<p>高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らせるように、湯河原町地域包括支援センターを含めた形で、医療と介護の連携、居宅サービスと施設サービスの連携を図るとともに、国の手が届かない多様な生活支援について、町独自の補助制度等の拡充を図ります。</p>

(5) 介護保険制度の適切な運営

<p>①介護保険制度の適切な運営</p>	<p>3年周期で見直す介護保険事業計画に基づいて、介護サービスに要した総費用と保険料を基礎にした財源とのバランスがとれるように、介護給付費の抑制と介護保険料徴収体制の整備を図り、適切な運営に努めます。</p>
-----------------------------	--

※ 【生涯学習】 一人ひとりが健康で豊かな生活を営むことや、仕事に役立つ知識や技術を身につけたり、生きがいのある充実した人生にするために、自分の意思に基づくことを基本として、必要に応じて自分に適した手段や方法を選び、生涯を通じて行う学習活動のこと。

9 社会保険

現状と課題

- 国民健康保険の被保険者数は年々減少しており、今後も保険料収入は減少傾向と見込まれます。また、被保険者数は減少していますが、一人あたりの医療費については増加傾向にあり、全体の保険給付費はほぼ横ばいで推移しています。今後の国民健康保険事業を安定的に運営するために、被保険者数の減少等を踏まえた適切な保険料率の算定、運営準備基金の活用、保険料の収納率向上などが必要となります。
- 40歳以上の国民健康保険被保険者を対象として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施していますが、受診率の向上が課題となっています。受診率が向上することにより、受診者の健康に対する意識が向上し、健康の維持や増進が図られ、医療費の削減・抑制につながることを期待できることから、受診率向上に向けた有効な対策を講じる必要があります。また、特定健康診査、特定保健指導等の実施結果をもとにデータ分析を行い、健康課題を把握した上で、課題対策に向けた保健事業の実施につなげていきます。
- 国民年金の事務委託を受け、町が国民年金に関する相談や各種届出の受付などを行っています。また、保険料の納付困難者について、保険料の免除や猶予制度についての周知や説明を行っています。
- 後期高齢者医療制度については、運営主体である神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携し、安定した保険運営に努めています。

基本方針

被保険者の保険医療のため、適切な保険料率の算定や計画的な運営準備基金の活用、被保険者数の動向など、総合的なバランスを勘案した安定的な事業運営に努めます。

医療費の削減・抑制対策として、特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上のための効果的な手法について検討を行うほか、引き続き、医療費通知やジェネリック医薬品[※]差額通知の送付、町のスポーツ施設を活用した保健事業などを実施していきます。

年金に係る各種相談や申請受付等の対応について、引き続き日本年金機構や年金事務所と連携し、年金制度に基づいた適正かつ円滑な手続の実施に努めます。

神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者の資格管理や資格確認書等の更新作業、保険料の賦課、各種給付申請の受付等を行うことで、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めます。

※ 【ジェネリック医薬品】 先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のこと。

主要施策

(1) 国民健康保険制度の適切な運営

① 安定的な事業運営

国民健康保険事業の運営における現状把握、また、将来の収支見通しを踏まえた適切な保険料率の算定や事業内容見直しの検討、保険料の収納率向上などに努めます。また、レセプトの点検などによる医療費の適正化事業とあわせ、医療費の分析に基づいた国民健康保険事業の実施や国が普及率の向上をめざしているジェネリック医薬品の利用も含め、即効性の高い施策の実施に向けた関係機関との協議、検討を行い、安定した国民健康保険事業の運営とあわせ、被保険者の健康維持、健康増進に努めます。

② 特定健康診査・特定保健指導の推進

40歳以上の被保険者に対する特定健康診査や特定保健指導を引き続き実施するとともに、課題となっている受診率向上に向けた有効な対策について検討します。また、生活習慣病の予防に関する啓発により、被保険者の健康意識の改善、健康維持、健康増進を図り、将来的な医療費の削減・抑制に努めます。

③ 被保険者への保健事業の推進

医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知の送付、湯河原町ヘルシープラザ及び湯河原町総合運動公園パークゴルフ場の利用助成を行うほか、医療費の分析により地域特性などを踏まえた各種保健事業を実施します。

(2) 国民年金事務の実施

① 年金情報の提供と相談の実施

引き続き小田原年金事務所と密に連携をとりながら、年金相談や各種手続の受付を行うほか、低所得者や失業者、学生などの国民年金保険料納付困難者に対し、免除及び猶予制度などについての周知・説明を行います。

(3) 後期高齢者医療制度の適切な運営

① 安定的な事業運営

神奈川県後期高齢者医療広域連合との業務分担に従い、被保険者の資格管理や保険料の賦課、給付申請の受付などにおいて適正な事務処理を行います。

② 後期高齢者健康診査の実施

後期高齢者医療制度の被保険者に健康診査を実施して、生活習慣病などの予防を図ります。

10 生活支援・ひとり親福祉

現状と課題

- 生活困窮者が不安を抱えたまま日々の生活が続けることなく、健康的に安心して毎日を送ることができるよう、また、一日でも早く自立した生活ができるよう、生活保護制度をはじめとした各種支援制度を円滑に受けるために町と各関係機関との連携により支援する必要があります。
- 孫込住宅について、その必要性や入居者の現状、ニーズなどを踏まえた上で、施設の長寿命化を図り、必要に応じて縮小・廃止についても検討します。
- ひとり親家庭が占める割合は増加傾向にあり、子育てをはじめ生活や就労など生活の中で様々な不安を抱えながら子育てをしています。ひとり親家庭の不安や孤立感を持ちながらの子育ての負担を軽減し、ひとり親家庭が安心して自立した生活が営めるよう、関係機関と連携を図りながら相談、助言などに努め、精神的支援と自立に向けた支援が必要となります。

基本方針

生活困窮者の現状やニーズを的確につかみ、必要となる制度や各関係機関との連携により、生活困窮者の支援に努めます。

町営住宅の今後のあり方を検討し、維持管理等の方針を決定します。

経済的、社会的、精神的に不安定な状況に置かれがちなひとり親世帯が、子育てにおいて孤立感や不安感を抱くことのないよう、精神面の安定と自立した生活を営めるよう支援を推進します。

主要施策

(1) 自立支援と最低生活保障

①生活困窮者への支援	生活困窮者からの相談に対し、社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会や小田原保健福祉事務所等と連携し、日々の生活に必要な支援が受けられるよう努めます。
②生活保護事業の推進	生活保護の支給決定機関である小田原保健福祉事務所との役割分担により、生活困窮者の現状把握や今後の生活についての展望等を適切に小田原保健福祉事務所につなげ、問題の解決に努めます。
③町営住宅の整備検討	令和3年3月に策定された「公営住宅長寿化計画」では、今後町営住宅の建替えは、予定していません。孫込住宅については、優先的に改善し当面維持管理を行い、長寿命化を図ります。将来的な手法として、民間賃貸住宅を利用した家賃補助制度の構築、民間賃貸住宅の借り上げ住宅化等様々な施設の活用を図り、必要に応じて縮小・廃止を検討します。また、神戸住宅については、現入居者の退去後に廃止・解体を予定します。

(2) ひとり親家庭への支援

①相談活動の強化	民生委員、児童委員、県、小田原保健福祉事務所、母子相談員などと連携を図りながら、ひとり親家庭が安心して子育てができ、自立した生活が営めるよう育児、就学、生活などについての相談の体制強化を図り、支援を推進します。
②援護サービスの充実	関係機関と連携し、援護の充実を図り、親が子どもを養育する責任を遂行できるよう見守り、支援していきます。

基本目標 3

四季彩と暮らしが調和した安全・安心のまちづくり

I 計画的な土地利用による自然環境の保全

1 地球温暖化防止対策

現状と課題

- 地球温暖化による気温上昇により、海水温の上昇など自然環境に大きな異変をもたらしたことで、近年、大雨や台風の大型化など異常気象が発生し、私たちの生活に直接被害を及ぼす自然災害が世界規模で多発するとともに、農作物の被害や漁獲量の減少など、生態系の異変が徐々に現れています。
- 地球温暖化による環境問題は、私たちの生活や社会活動による環境への負荷が大きな要因です。環境に優しいライフスタイルの見直しが提唱され、脱炭素社会[※]実現のための技術は日々進歩していますが、環境問題の解決に向けて、「脱炭素社会」、「循環型社会[※]」、「自然共生社会」の3つの社会像の実現に向けた積極的な取組みが更に求められています。
- 太陽光発電設備等の普及、ごみの分別によるリサイクルの取組みなど、化石エネルギー依存体質からの脱却や環境負荷の軽減が生活の中で定着しつつあり、これらの取組みは個人や企業などの環境への意識の高まりによるものです。しかし、美しい地球を未来に引き継いでいくためには、環境問題を正しく理解し、今まで以上の努力を町民及び事業者、町が一体となって進めていく必要があります。また、今後しばらくは、地球温暖化の更なる進行が予測され、異常気象による豪雨や土砂災害にも備える必要があります。

基本方針

本町は、まちづくりの推進者として、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現をめざすため、地球温暖化防止対策など環境に関する情報の発信を積極的に行い、温室効果ガス[※]の排出の抑制などに資する都市整備の推進、社会資本の整備などの対策を推進します。

※ 【脱炭素社会】 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を実質ゼロにする社会のこと。

※ 【循環型社会】 環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。

※ 【温室効果ガス】 太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつ気体のこと。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄の6種類とされている。

主要施策

(1) 計画的な取組みの推進

①地球温暖化対策地方公共団体実行計画※（区域施策）の策定

地球温暖化の影響による異常気象や生態系の変化などが深刻化する中で、地域が一体となって取り組むことができるよう、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）を策定し、町民や事業者も含めた地域全体で目標達成に向けた取組みを推進します。

②地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業）の推進

低公害車の導入やグリーン購入※を推進するとともに、節電や節水、ごみの減量など環境に配慮した取組みを行政が率先して実施し、CO₂の更なる削減に努めます。

(2) 脱炭素社会づくりの推進

①車社会の変化への対応

EV※（電気自動車）・PHV※（プラグインハイブリッド車）の普及状況を踏まえ、充電拠点を維持するとともに、設置可能な拠点について引き続き検討を行います。

②二酸化炭素吸収対策の推進

二酸化炭素を吸収するなど、森林が自然環境に大きな役割を果たしており、引き続き森林保全のための間伐などの森林整備を計画的に実施し、森林の保全に努めます。

(3) エネルギー

①省エネルギー※の啓発

脱炭素社会の実現のため、節電やクールビズ※など省エネルギーのための取組みを率先して実施するとともに、広く町民や事業者に省エネルギーのための取組みのPRを行います。

②エコドライブの推進・次世代自動車の導入の推進

環境負荷の少ない運転方法としてエコドライブを啓発してきます。また、公用車の更新時には積極的に次世代自動車を導入します。

③再生可能エネルギーの導入促進

地球温暖化防止対策として、引き続き住宅に設置する太陽光発電システム等の導入を推進し、自然環境との調和を図りながら地域における温室効果ガスの更なる排出削減のため再生可能エネルギーの導入の促進をめざします。

※【地球温暖化対策地方公共団体実行計画】 地球温暖化対策法に規定された各自治体の地球温暖化防止施策のための計画。町職員が電気や燃料使用量の削減、ごみの減量などに率先して取り組む事務事業編と、各家庭や民間事業所に温暖化防止への取組みを求める区域施策編がある。

※【グリーン購入】 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」に基づき、自治体が環境物品などの調達の推進、環境物品などに関する情報の提供や、その他の環境物品などへの需要の転換を促進するもの。

※【EV】 コンセントなどからバッテリーへ充電し、モーターを駆動させて走る自動車。走行時 CO₂ を排出せず、地球温暖化問題を解決するため世界中で普及に向けての取組みが進められている。

※【PHV】 直接コンセントから充電することができ、ガソリンと電気など異なる2つ以上の動力源を持つ車

※【省エネルギー】 エネルギーを効率的に使用したり、余分なエネルギーの消費を抑えることによって、エネルギーの消費量を削減しようというもの。日本では昭和54年（1979年）に制定されたエネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づき、省エネルギーの推進に努めている。

※【クールビズ】 冷房温度が高くても涼しく快適に格好良く働けるビジネススタイルのこと。政府では地球温暖化対策の一環として、夏のオフィスの冷房温度28度呼びかけている。

2 自然保護

現状と課題

- 本町の山間部は自然豊かな区域で、富士箱根伊豆国立公園や県立奥湯河原自然公園、吉浜自然環境保全地域などに指定されています。豊かな自然環境を未来に引き継ぐために自然環境の保全活動を継続的に実施していく必要があります。
- 自然環境保全活動を進めるにあたり、自然への関心や理解を深めることが重要であり、正しい情報を発信するとともに学習機会を充実させていくことが必要です。
- 海に流出したマイクロプラスチック[※]が自然界に与える影響は深刻であり、海岸部の保全について継続して取り組む必要があります。

基本方針

自然保護に関連する法令や計画に基づき、本町の自然環境の保全と活用に努めます。また、「自然共生社会」の実現に向けて、自然とふれあう様々な活動や学習フィールドとして自然環境を活用できるよう環境整備を推進します。

主要施策

(1) 自然環境の保全と活用

①山間部の保全と活用

森林の健全な育成管理を図り、森林資源の保全に努めます。また、「自然共生社会」の実現に向けて、自然とふれあう様々な活動や学習フィールドとして森林を活用できるよう森林づくりを推進します。

②海岸部の保全と活用

県の「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」に沿った対策を関係機関と連携してビーチクリーン活動等を実施するとともに、クリーンな町としてイメージアップを図ります。

(2) 環境学習・環境教育の推進

①自然体験・自然学習機会の創出

自然環境や環境問題への関心を深め、豊かな自然環境を活用した自然学習などの機会を企画するとともに、関心を持ってもらえるような学習内容を研究します。

②環境に配慮した教育施設の整備

教育施設の建て替え等の際には建物の壁面や屋上等を利用した太陽光発電設備の導入など、環境に配慮した教育施設の整備を検討します。

③学校での環境学習の充実

各教科及び総合的な学習の時間など、教育課程のすべてにわたり、環境学習の充実を図ります。

※ 【マイクロプラスチック】 直径5ミリ以下の微小サイズのプラスチックのこと。

3 土地利用

現状と課題

- 令和7年度（2025年度）に湯河原町都市マスタープラン[※]の見直しを行い、そこに示された計画的な将来の都市空間構造を実現させるため、適切な土地利用の規制・誘導を図ることが求められています。そのため、土地利用に係る方向性（市街地の規模、土地利用の配置と規制・誘導、市街地の密度構成並びに建築物の高さなどの規制・誘導）について、明らかにしていく必要があります。開発行為については、用途無指定地域での大規模な開発行為が神奈川県土地利用調整条例により原則不可となっているため、用途地域内への誘導が必要です。
- 湯河原駅周辺については、「湯河原駅周辺地区市街地総合再生基本計画」を平成11年（1999年）3月に策定し、平成28年（2016年）には民間の見学施設を有する食品製造業を営む工場が建設され、平成29年（2017年）には新たな湯河原駅前広場が完成しました。今後も、引き続き周辺地区への誘導を図るような魅力のある街づくりの取組みが必要です。
- 温泉場地区については、本町の観光を代表する温泉地となっており、湯河原町景観計画では、「景観まちづくり推進地区」となっています。また、平成28年度（2016年度）に実施した官民連携推進事業の施策成果である「湯河原温泉場の地域資源の再生・活用検討調査」において地域資源を活用したエリアマネジメント[※]の推進体制等が示されました。今後も、これらの基準等に基づき温泉場地区における風情のある街並みづくりや住環境づくりに継続的に取り組む必要があります。
- 「湯河原町特定地域土地利用計画」については、湯河原町都市マスタープランなどを踏まえつつ、社会情勢の変化や制度改正をとらえ、適切に見直しを行う必要があります。

基本方針

土地利用に係る各種の法律や計画（湯河原町都市マスタープランなど）に基づいて、自然環境の保全に配慮した適切な土地利用を誘導するとともに、地域の特性を活かした土地利用の推進を図ります。また、人口減少と少子高齢化が進む中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、コンパクト・プラス・ネットワーク[※]の考えで、計画的な都市機能の誘導や居住誘導の必要性を検討します。

※ 【都市マスタープラン】 都市計画法に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針をまとめたもの。

※ 【エリアマネジメント】 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組みのこと。

※ 【コンパクト・プラス・ネットワーク】 住宅や商業施設、医療・福祉施設などの生活サービス施設がまとまって立地し、住民が公共交通や徒歩などにより、これらの施設に容易にアクセスできるまちづくりの考え方。

主要施策

(1) 適切な土地利用の推進

<p>① 計画的な将来都市空間構造の実現</p>	<p>湯河原町都市マスタープランを都市計画の総合的な指針とし、都市と自然が調和した秩序ある土地利用の形成を図り、計画的な将来都市空間構造の実現に努めるとともに、将来の人口減少・少子高齢社会に備え、集約型都市構造の検討に努めます。</p>
<p>② 土地利用の規制・誘導</p>	<p>湯河原町都市マスタープランの「土地利用の方針」に基づき、市街地の動向、農林漁業の推移、社会情勢の変化を考慮し、都市的土地利用と自然的土地利用との調和に配慮しながら、市街地の規模、土地利用の配置と規制・誘導、市街地の密度構成並びに建築物の高さなどの規制・誘導について方向性を明らかにし、適正な土地利用の規制・誘導を図ります。また、用途無指定地域について湯河原町特定地域土地利用計画の利用検討ゾーンの見直しを適宜行います。</p>
<p>③ 農業振興地域[※]整備計画の見直し</p>	<p>農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、町が優良農地の確保や10年間の農地利用を踏まえ策定します。計画では農地として利用する土地を農用区域として設定し、農業の発展に必要な施策を推進するため、都市マスタープランと整合を図りながら計画的に見直しを行います。</p>

(2) 駅前・街並みの整備

<p>① 駅前地域の整備</p>	<p>本町の重要な玄関口である駅前広場については、温泉観光地にふさわしい湯けむりの感じられる空間として整備されたことから、引き続き維持管理を行います。また、駅前周辺については、観光客等の周遊が図られるような魅力のあるまちづくりや環境整備を検討します。</p>
<p>② 温泉場地区の街並み整備</p>	<p>「湯河原町景観計画」を踏まえ、観光客が散策したくなるような温泉場の情緒を残した街並みの保全、創出を図ります。また、景観地区の指定や、独自の屋外広告物の規制についても検討していきます。</p> <p>温泉場地区においては、風情のある街並みづくりや住環境づくりを推進します。</p>

※ 【農業振興地域】 農業の振興を図る区域を明らかにし、これを保全するとともに、優良農地の確保と農業の振興を図ろうとする地域。

4 景観

現状と課題

- 平成19年（2007年）4月に景観法に基づく湯河原町景観計画を策定し自然環境と調和した景観の保全・創出を図っていますが、建築物の高さについては、より地域の土地利用特性に見合ったものへと検討する必要があります。また、都市計画制度の活用も視野に入れて検討する必要があります。
- 「温泉場地区」では、地区の住民が中心となって、「温泉場のまち並み検討会」を組織し、地区基準案が提言され、湯河原町景観計画の中で「景観まちづくり推進地区」として位置づけられました。また、平成28年度（2016年度）に実施した官民連携推進事業の施策成果である「湯河原温泉場の地域資源の再生・活用検討調査」において温泉場エリアの地域特性と景観づくりのポイントについて示されました。温泉場地区においては、これらの基準等に基づく景観まちづくりを推進することが必要です。なお、同地区内の湯元通り地区では、平成27年（2015年）3月に湯元通りまちなみ協定が締結されており、同協定に基づく修景整備等の取組みを継続して実施していくことが必要です。
- 視点場である城願寺からは、駅下の市街地や相模灘を望むことができます。境内の樹木と市街地が連続し、周辺の緑、海、空と相まって、見るものに身近な眺望景観を提供しています。
- 本町の山間部は、自然性の高い区域で、富士箱根伊豆国立公園や県立奥湯河原自然公園、吉浜自然環境保全地域などに指定され、自然環境を保全するとともに、温泉と並ぶ観光資源として活用が図られています。また、風致地区に全町の面積の84%にあたる約3,448haが指定され、豊かな風致景観の維持向上が図られています。山間部から市街地にかけての丘陵部は、みかんに代表される果樹園として利用され、用途地域の外側の多くは農業振興地域内の農用地区域として保全されることにより、美しい緑の景観を創出し、市街地が緑に囲まれています。
- もみじの郷は、池峯地区に平成13年度（2001年度）から整備をはじめ、平成17年度（2005年度）に570本のイロハモミジの植栽を完了し、平成18年度（2006年度）から一般公開を行っています。ほとんどが民有地のため、適正な維持管理と、ハイキング道の安全性が課題です。
- さつきの郷は、星ヶ山に平成11年度（1999年度）から整備をはじめ、平成15年度（2003年度）に5万株（100万本）のサツキの植栽を完了し、平成15年度（2003年度）から一般公開を行っています。除草、剪定などの維持管理を計画的に実施する必要があります。
- あじさいの郷は、城山に平成10年度（1998年度）から整備をはじめ、平成11年度（1999年度）に1万株のあじさいの植栽を完了しましたが、あじさい葉化病の影響で平成23年度（2011年度）に約6,000株のセイヨウアジサイを撤去したため、あじさい葉化病に強いガクアジサイを1,200株植栽し、現在、経過観察を行っています。今後、状況を確認しながらあじさいを植栽する必要があります。また、あじさいの維持管理を計画的に実施する必要があります。
- もみじの郷、さつきの郷、あじさいの郷について、花や紅葉の時期以外の利活用が今後の課題です。

基本方針

本町が有する景観資源のまとまりを今後とも維持・継承し、さらにはその質を高めていくために、土地利用・地形などに基づき区分された地区ごとの景観特性に配慮しながら、個性的で特色ある都市景観の形成と「景観の広がり」と個性ある拠点、繋げる軸」からなる骨格的な景観都市構造の形成をめざします。

主要施策

(1) 美しい景観の形成

① 美しい都市景観の形成

先人たちがたゆまぬ努力を注ぎ、築いてきた豊かな自然環境と景観を享受してきました。この財産を更に美しく、快適なまちとして育むため、湯河原町景観計画に基づき、地域の土地利用に見合った美しい都市景観の形成に努めます。

② 自然環境と調和した景観の保全・創出

町の特徴である奥行の深い、海・街・山・川が連なる良好な自然環境を保全し、これと調和した観光などの景観形成に努めます。

(2) 花のまちづくりの推進

① 花の郷づくり事業の推進

星ヶ山「さつきの郷」、池峯「もみじの郷」の植栽は完了し、四季折々に見せる彩として定着しているため、現状を維持するよう、定期的に除草や剪定を行い維持管理に努めていきます。城山「あじさい」については、あじさい葉化病の再発が伺えないことから、毎年度植栽し再生を図ります。また、葉化病に強いガクアジサイの維持に努めます。

5 公園・緑地・水辺

現状と課題

- 市街地において、2つの地区の土地区画整理が行われたことにより、街区公園等の小さな公園は配置良く整備が行われ、イベントや町民の憩いの場として、沿岸部に海浜公園及び海辺公園、山間部に総合運動公園及び幕山公園を配し、にぎわいの場となっています。本町の都市公園※の住民一人あたりの面積は、11.10㎡と、湯河原町緑の基本計画※で令和2年（2020年）に目標としている10.33㎡/人を上回っています。今後、同計画に基づき、未整備の公園計画を進めるにあたり、防災的機能を重視することに加え、近年公園の利用形態が多様化していることから、近隣住民の意見を取り入れ、子どもの遊び場をはじめ、レクリエーションや情報交換の場として、幅広い世代が利活用できる環境づくりが必要です。
- 公園の遊具については、設置時期の古いものが多く、老朽化が進んでいます。時代や町民のニーズに合った施設の把握に努め、計画的に遊具の更新を進める必要があります。
- 身近な緑づくりのため、豊かな環境づくり基金や湯河原町生垣設置奨励補助金交付制度※がありますが、あまり活用が図られていません。

基本方針

「湯河原町緑の基本計画」に基づき、市街地及び市街地周辺において、緑に関する取組みを計画的に進めます。

※【都市公園】 住民がスポーツ、レクリエーションや休憩など、日常生活にゆとりと潤いが得られるよう都市公園法で定められた公園。身近で小規模な街区公園から国営公園などの大規模な公園まで様々な種類があり、その目的に応じて整備される。

※【湯河原町緑の基本計画】 平成6年（1994年）6月の都市緑地保全法の改正により、従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合した、緑の総合計画となる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。区市町村が主体的に制定するもので、市町村マスタープランと整合のとれたものとされる。

※【湯河原町生垣設置奨励補助金交付制度】 緑と潤いのある都市景観の向上を図るため、新たに生け垣・緑化フェンス・花壇を設置する場合又は既存フェンスやブロック塀を緑化する場合に奨励補助金を交付し、緑化を推進する制度

主要施策

(1) 公園の整備

① 都市公園の整備

防災的機能を重視し、近隣の意見を取り入れ、レクリエーションの場として活用できるよう、整備を進めます。また、子ども向けの遊具においては、老朽化が進んでいるため、長寿命化計画に基づき順次補修及び更新に取り組んでいきます。

(2) 緑化の推進

① まちの緑化の推進

公共施設の緑化の推進をはじめ、湯河原町生垣設置奨励補助金交付制度の活用を推進します。

(3) 水辺の整備

① 千歳川・藤木川や新崎川の護岸整備

千歳川・藤木川や新崎川の景観を活かした遊歩道の整備に併せて、親水機能を付加した護岸整備を県に要望し、整備を促進します。

② 海岸線の整備

湯河原海岸の津波・高潮対策の整備及び養浜について、県と協議し促進します。

Ⅱ 持続可能な生活環境の構築

6 循環型社会の構築

現状と課題

- 持続可能な循環型社会の更なる推進のため、町民、事業者、町が協働し、ごみの発生抑制（リデュース[※]）、再使用（リユース[※]）、再生利用（リサイクル[※]）に積極的に取り組む必要があります。
- 町では、びん、カン、ペットボトル、新聞、雑かみ、ダンボールなど再生利用（リサイクル）できる資源ごみは分別収集を行っています。これらの資源ごみは、湯河原美化センターにある粗大ごみ処理施設や選別処理施設で適正な形に中間処理され、リサイクル業者に売却することで、再生利用に取り組んでいます。しかし、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックについては、収集方法や選別・梱包など中間処理に課題があるため、現在は可燃ごみとして収集していますが、再生利用の実施に向けた具体的検討を進めています。また、プラスチックごみの自然環境への流出による環境汚染を防止するため、県の「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」に沿った対策を図っています。
- 町のごみ収集体制としては、令和2年（2020年）7月からごみ収集業務をすべて民間委託しました。海水浴場開設期間中には海水浴場関連の臨時ごみ収集を実施するなど、季節やイベント、交通状況により収集体制、収集時間帯などの変更を行い、柔軟な収集体制をとっていますが、ルールを守らないことによるごみ集積場所でのごみの散乱、未分別が見受けられます。また、個人及び小規模事業所の多い本町では、事業系ごみと家庭系ごみの区分が難しい状況にありますが、ごみの分別やごみ出しマナーの徹底を図ります。
- ごみの処理については、真鶴町と一部事務組合を設置し湯河原美化センターにおいて真鶴町と共同で行っていますが、処理施設の更新時期を迎え、費用負担が増加しつつあります。ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設は老朽化が進んだため、平成24年度（2012年度）から令和3年度（2021年度）まで大規模改修工事を実施し、施設の延命化を図りました。また、最終処分場については、平成25年度（2013年度）から再整備事業を行い、平成31年（2019年）4月に竣工しました。
- ごみ処理の効率性、経済性、環境負荷の軽減という観点から、近隣市町と連携したごみ処理の広域化が全国的に進展していますが、本町においても、小田原市、箱根町、真鶴町とともに広域的なごみ処理システムの構築に向けた協議・検討を進めており、まずは足柄下郡のごみ処理体制を整備するとの方針に基づき、令和7年（2025年）10月から足柄下郡3町の可燃ごみの共同処理を行うため、湯河原美化センター焼却施設において令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）まで基幹改良工事を実施しました。

※ 【リデュース】 不要なものを購入しないことや、廃棄物を分別・減量するなど、廃棄物自体の発生を抑制すること。

※ 【リユース】 使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の利用法で用いること。

※ 【リサイクル】 廃棄物として処分されるものを回収し、再生利用すること。

基本方針

「脱炭素社会」、「循環型社会」の推進のため、ごみの発生抑制（リデュース）、資源の再使用（リユース）、資源の再生使用（リサイクル）の促進を引き続き図り、新たなごみの資源化・減量化への方策を検討し、更なるごみの資源化・減量化をめざします。

主要施策

(1) 3Rの推進

<p>①リサイクル・リユースの促進</p>	<p>ごみの減量化と正しいごみの分別の徹底を図るため、広報紙やホームページを活用します。また、集団資源回収を実施する団体の増加を図り、地域におけるリサイクル・リユースへの意識向上を図ります。未分別品目の分別収集・資源化については、引き続き真鶴町及び湯河原町真鶴町衛生組合と検討します。</p>
<p>②リデュースの促進</p>	<p>ごみの減量化には発生抑制が大変有効であるため、長く使える製品を選んだり、過剰包装を避けたりすることなどリデュースへの取組みの啓発活動を行っていくとともに、生ごみ処理器設置補助金制度を周知し、可燃ごみの減量化を図ります。</p>

(2) ごみ処理体制の充実

<p>①ごみ収集体制の充実</p>	<p>ごみ収集業務の継続的・安定的な実施のため、民間事業者へごみ収集を業務委託し、実施していますが、観光地として美観が保たれるよう収集時間にも配慮し、季節やイベント開催時、道路状況など通常収集では対応が困難な状況においては、委託事業者と連携を図り柔軟に対応します。</p> <p>町民に対してはごみの適正な分別など、ごみの出し方、排出時間などについて引き続き啓発します。</p>
<p>②事業系廃棄物の適正な処理の指導</p>	<p>事業活動に伴って生じる事業系廃棄物、処理困難物の搬出業者に対しては、処理を担当する湯河原町真鶴町衛生組合と連携し、適正な処理を指導します。</p>
<p>③ごみ処理施設の整備</p>	<p>ごみ処理の効率化や環境負荷の軽減、コスト低減を図るため小田原市・足柄下郡3町でごみ処理広域化の検討を進めていますが、既存施設の在り方も含めた効率的な施設の配置や施設整備など、広域化の枠組みの中でごみ処理施設の集約化を図るための具体的な検討を図っていきます。</p>
<p>④焼却灰の資源化の検討</p>	<p>最終処分量の削減をめざし、焼却灰の更なる資源化についてごみ処理広域化の枠組みの中で検討します。</p>
<p>⑤最終処分体制の検討</p>	<p>一般廃棄物最終処分場の長期利用が図れるよう、引き続きごみの減量化の啓発を図るとともに、ごみの資源化の検討を進めます。また、ごみ処理広域化の中で1市3町における最終処分の今後の在り方について検討していきます。</p>
<p>⑥広域化の検討</p>	<p>小田原市・真鶴町・箱根町とともにごみ処理広域化を推進し、効率的なごみ処理による「脱炭素社会」、「循環型社会」の実現をめざします。</p>

7 し尿・浄化槽汚泥処理

現状と課題

○し尿・浄化槽汚泥の廃棄物は自区内で処理することが基本的な考え方ですが、し尿等の処理の効率化、処理施設の財政的観点などから熱海市とし尿等共同処理施設の建設の検討を平成24年度（2012年度）から再開し、途中から真鶴町も参画し1市2町でのし尿共同処理の協議を進め、平成30年度（2018年度）に熱海市に前処理施設及び下水道投入設備を整備し、令和2年（2020年）4月から本町のし尿・浄化槽汚泥は、熱海市に委託して処理を行っています。

基本方針

町民の公衆衛生環境を保持するため、熱海市、真鶴町及び湯河原町の1市2町による安定したし尿・浄化槽汚泥処理体制の維持に努めます。

主要施策

(1) し尿・浄化槽汚泥処理体制の充実

①新たなし尿・浄化槽汚泥処理体制の確立

し尿・浄化槽汚泥処理については、熱海市に委託し適正処理を実施し、引き続き熱海市との共同により安定的なし尿・浄化槽汚泥の処理を行います。

また、更なる安定的・経済的なし尿・浄化槽汚泥の処理体制構築に向けて調査・研究していきます。

8 環境衛生

現状と課題

- 大気汚染、水質汚濁などの公害防止については、関係機関と密接な連携により監視体制の強化を図るとともに、関係法令や適切な環境情報の提供に努めることが重要です。
- 今日の生活環境に関する公害問題の傾向として、従来の産業型公害から都市型・生活型公害[※]へと移行しています。最近では空き家など管理が行われていない場所からの草木の繁茂などの問題は増加傾向にあります。また、不法投棄や野焼きなどの問題も発生しています。

基本方針

生活環境に係る公害問題や、不法投棄などによる環境への影響などを解決するため、町のみならず、町民、事業者が積極的に環境衛生活動に取り組みます。

一人ひとりが環境についての理解を深め、取り組みを進めることができるよう環境保全活動を促進します。また、引き続き住環境への影響を周知しながら、モラルの向上を図り、問題の防止に努めます。

主要施策

(1) 生活環境の保全

①水質保全の推進	水質事故などは、事業者のみならず町民の日常生活における事柄に起因することがあるため、水質保全に関する啓発活動を継続的にを行います。
②不法投棄や野焼きの防止	不法投棄や野焼きの防止について、積極的な啓発活動を行い、意識向上に努めます。また、パトロールの実施や不法投棄監視カメラの設置などの監視体制の強化に努めます。
③下水道計画区域外における合併処理浄化槽 [※] への転換促進	下水道全体計画区域外においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため「浄化槽設置整備補助制度」を周知し、生活衛生環境の向上を図ります。

(2) 都市型公害防止対策の推進

①市街地での騒音・振動などの解消	町民の良好な生活環境を保持するために市街地での騒音・振動など、都市型公害の解消に関係機関と連携して努めます。
②大気環境への対応	県及び町内各関係機関との連携を密にし、迅速な情報の伝達を図り、大気汚染による被害の防止に努めます。

※ 【都市型・生活型公害】 都市化の進展により、活発な都市活動や日常生活に伴う環境への負荷が原因となって起きる自動車交通公害や河川の水質汚濁、近隣騒音などの公害。産業公害と異なり、多くの場合、原因者が被害者にもなるという特徴をもつ。
 ※ 【合併処理浄化槽】 トイレや台所、風呂などから流される生活排水を、各家庭に設置された浄化槽内で微生物の働きを利用してきれいにする装置。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、すべての生活排水を処理し、水質的には下水道に近い能力があることから、下水道や集落排水が普及していない人口の散在する地域の生活排水対策として効果的とされる。

9 上下水道

現状と課題

- 令和7年度（2025年度）に「安全な水道水の供給」「災害から町民を守る強靱な水道施設」「運営基盤の強化」を目標に湯河原町水道ビジョン・経営戦略を改定しました。目標達成のためには水源水の安定確保や、老朽化した施設の更新、施設の耐震化、経営基盤の強化等が必要とされています。また、水源水の安定確保のため、水源周辺の森林の保護育成・整備に町全体で取り組む必要があります。
- 水道事業においては、あらゆる面で技術の継承が重要である中、人員不足、人材不足の深刻さが増しており、事業継続性への影響が懸念されています。
- 人口減少、町民の節水意識の向上などにより水道使用量が減少傾向にある現状を踏まえ、その減少スピードを鈍化させるための方策として、簡易水道組合の統合、水道事業体の共同化及び広域化など将来に向けた水道事業経営を検討する必要があります。
- 衛生的な生活環境の確保をめざし、下水道整備を進めた結果、現在では高い整備率に達しています。今後も整備を継続し、早期に完了させるとともに、老朽化が進む施設の修繕や改築といった維持管理を中心とする事業へ移行していきます。
- 浄水センターの主要設備や機器類は劣化が進み、更新が必要な施設も増えてきています。今後の施設管理を最適化していくため、ストックマネジメント※計画を策定しました。老朽化した施設については、標準耐用年数を踏まえながら、効率性や経済性を勘案し、計画的な改築・更新を継続する必要があります。
- 下水道の利用を促進するため、接続工事の費用に対する支援制度の周知や、未接続家屋への訪問等の啓発活動を行っています。今後も未接続家屋に対する個別訪問を実施し、下水道への接続の理解を求める必要があります。
- 下水道事業の経理においても企業会計方式を導入し、経営健全化を推進しています。しかし長期的には人口減少による使用料収入減などの財政制約がすべての公営企業で見込まれます。サービスの維持・向上のためには継続的な経営改善と経営基盤の強化が必要なため、水道事業、温泉事業及び下水道事業の一体化について検討する必要があります。

基本方針

水道ビジョンに掲げる基本理念「3S（安全：Safe・強靱：Strong・持続性：Sustainable）実現で将来安心なゆがわら水道」に基づく各種施策を実施し、より一層、皆様から信頼され、すべての水道利用者にとって低廉で持続可能な水道事業の実現をめざします。

また、本町の財産である美しい海や川の保全と町民の快適な生活環境を確保するため、隣接する熱海市及び真鶴町と協力しながら、広域的な下水道事業を計画的に進めます。

※ 【ストックマネジメント】 長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設管理を最適化すること。

主要施策

(1) 上水道事業の推進

①上水道の整備	「湯河原町水道ビジョン・経営戦略」に基づき、安全な水道水の供給と、強靱な水道施設の実現をめざし、計画的な施設の更新、整備を実施します。
②簡易水道組合の統合	水資源の有効活用、効率的な上水道の供給、統一的な町民サービス及び水道事業経営の健全化を図るため、簡易水道組合の統合に向けた検討を進めます。
③水道事業体の広域化への対応	人口減少、節水意識の向上などにより水道使用量が減少傾向にある中、事業経営の効率化と合理化を図るため、事務の共同化を進めるとともに、水道事業の広域化を検討します。
④公営企業事業の一体化	水道、下水道及び温泉使用量が減少しており、将来的に使用料の増加を見込むことが難しいことから、水道、下水道及び温泉事業を一体化させ、事業経営の効率化と合理化を図り、安定的な経営をめざすことについて検討します。
⑤持続可能な水道水の供給	事業継続性への影響が懸念される人員等の不足に対応するため、職員に庁内外で開催される研修への積極的な参加を促し、個々のスキルアップを図り、技術継承に努めるとともに、民間委託や包括委託について検討します。

(2) 下水道事業の推進

①下水道の整備と接続促進	下水道の未普及箇所の整備とともに、下水道への接続促進に取り組みます。 下水道管路施設については、適切な点検、調査及び修繕等を実施し、維持管理を行います。
②下水処理施設の整備	浄水センターの現有施設の改築・更新は、「ストックマネジメント計画」に基づき、優先度の高いものから計画的に整備するとともに、地震対策として、浄水センターの耐震化を進めます。また、汚泥処理については、浄水センターの周辺環境に配慮して焼却処理を継続します。
③下水道経営の健全化	下水道事業が将来にわたって安定的に継続していくためには、中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」に基づき、施設、財務、組織及び人材等の経営基盤を強化することが重要であり、事業の健全な継続経営をめざします。

Ⅲ 安全・安心の実現

10 防災・危機管理・生活被害対策

現状と課題

- 新たな防災拠点[※]として防災コミュニティセンターを新設しましたが、既存の防災拠点である役場庁舎は、第3庁舎以外は耐震化工事等の検討が必要です。また、避難収容施設として指定している公共施設についても耐震化されていない施設が多いことから、順次耐震化工事を施工していく必要があります。
- 避難施設については、避難者を収容しきれない場合や避難が長期化する場合に備え、宿泊施設・駐車場・資機材等を確保しておく必要があります。
- 災害時要支援者支援については、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（避難支援プラン）の作成が必要です。避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、災害時における避難支援等に活用することとしていますが、その活用方法についても検討し、調整する必要があります。
- 備蓄品については、感染症対策や避難生活環境の改善対策に伴う品目の見直しなど、経年変化等に伴う備蓄計画の修正等を実施するとともに、防災コミュニティセンター防災倉庫を中心とした各防災倉庫・避難施設への適切な備蓄品の配置を検討する必要があります。
- 津波対策については、県が指定した津波災害警戒区域及び基準水位を周知する必要があります。また、町が指定した津波避難ビル等の協定内容や同施設を利用した避難方法・避難誘導について、定期的に確認・修正等を図り、津波対策の強化・充実を図る必要があります。
- 土砂災害対策及び洪水対策については、県が指定した土砂災害警戒区域、想定し得る最大規模の降雨を対象として公表した洪水浸水想定区域を周知する必要があります。
- 災害時に住民がお互いに助け合う「共助」の役割を担う自主防災組織[※]について、災害種別に応じた防災訓練を実施し、組織の強化を図る必要があります。
- 湯河原町国民保護計画については、国や県の動向に注意を払い必要に応じ見直しを行う必要があります。
- 有害鳥獣対策について、野猿の対策としては、農業被害のみならず住宅地への出没による生活被害が後を絶たないことから、鳥獣被害対策捕獲・追払隊による追い上げ活動を実施して被害軽減を図っています。また、県と連携し、野猿との共生を図りながら加害個体の捕獲などの対策を実施していますが、一時的な活動対応になっているため、住民への被害防除などを勘案し、全頭捕獲を実施するように進めていきます。（再掲）

※ 【防災拠点】 災害発生後の応急、復旧対策活動を効果的に行うための核となる施設

※ 【自主防災組織】 地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、自主的に結成する組織。平常時には知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備を行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの活動を行う。

基本方針

町の災害対策の現状に合った防災計画を、中長期的な視点で作成及び更新していきます。

災害対策に必要な基盤を整備し、災害関係機関との連携を密にするとともに、防災対策にかかる協定の締結を進め、また、自主防災組織の組織力強化のため、各災害に応じた訓練を支援します。

主要施策

(1) 防災対策の推進

<p>①地域防災計画の適切な運用</p>	<p>神奈川県地域防災計画及び防災関係機関の計画との整合について定期的に町の計画の見直しを図るとともに、計画に定められている各種対策を更に深化し、適切な防災対策を実施します。</p>
<p>②防災拠点の整備</p>	<p>新たな防災拠点である湯河原町防災コミュニティセンターを、運用面からより機能発揮できるよう創意工夫に努めるとともに、既存の役場庁舎及び避難収容施設の耐震化を継続して実施し、防災拠点としての機能を維持・強化します。</p>
<p>③自主防災組織の強化と防災意識の醸成</p>	<p>防災関係機関と連携し、各地域の実状を考慮した防災訓練、研修、講演会などを通して防災意識の普及を図るとともに、資機材整備への助成や地域の防災リーダーの養成を行い、自主防災組織の強化を図ります。</p>
<p>④非常通信連絡網の整備</p>	<p>県防災行政通信網に加入し、非常時における県との連絡・通信を確保するとともに、通信関連会社等との連携により様々な通信方法とリンクした非常通信連絡網の強化を図り、屋外拡声子局の難聴地域の解消に努めます。</p>
<p>⑤避難場所・避難収容施設の周知</p>	<p>広域避難場所・緊急避難場所・避難施設の周知を図るとともに、その場所が避難場所等であることがすぐわかるような表示板などを設置します。また、避難施設が不足する場合や福祉避難所を確保する場合等における宿泊施設の借上げ及び車中泊が可能な駐車場を確保するための協定締結などに取り組みます。</p>
<p>⑥防災倉庫・資機材の整備、食糧などの備蓄、非常物資・応急給水の確保</p>	<p>感染症対策や避難生活環境の改善対策に伴う備蓄品の見直しなど、経年変化等に伴う備蓄計画の修正等を計画的に実施するとともに、湯河原町防災コミュニティセンターの防災倉庫を拠点とした各防災倉庫・避難施設への適切な備蓄品の配置を継続して実施します。</p>
<p>⑦帰宅困難者対策の推進</p>	<p>町内施設・地域会館だけでなく宿泊施設や集客施設の管理者、鉄道機関や様々な輸送機関と連携して、観光客などの帰宅困難者の避難誘導や一時的な滞在施設の提供などの対策を推進します。また、湯河原温泉旅館協同組合と締結している「災害時における避難収容施設等の提供に関する覚書」及び湯河原町商工会と締結している「防災協定」に基づき、帰宅困難者の対応に努めます。</p>
<p>⑧土砂災害・洪水対策の強化及び改良事業の推進</p>	<p>土砂災害警戒区域などの基礎調査結果を踏まえ、地震や風水害時の危険箇所を把握し、県と協議して改良事業を推進します。また、急傾斜地整備事業については、町内4地区（聖ヶ窪・崖の下・若草山・道中）の整備が完了しました。福浦地区の整備を引き続き行い、その他の急傾斜地区の整備も促進します。さらに、町民に対し防災マップなどを活用して土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び洪水浸水想定区域の周知を図ります。</p>

<p>⑨津波対策の強化</p>	<p>津波対策については、関係団体等と協力し、津波対策訓練を実施するとともに、防災マップ等を活用して津波災害警戒区域、基準水位及び津波情報の伝達方法や避難経路の周知に努めます。また、町が指定した津波避難ビル等の協定内容や同施設を利用した避難方法・避難誘導について、定期的に確認・修正等を図り、津波対策の強化・充実を図ります。</p>
<p>⑩災害時要配慮者の避難支援</p>	<p>災害時要配慮者に必要な備蓄品の整備及び各避難施設への配置を推進します。また、個別避難計画（避難支援プラン）の作成を推進するとともに、災害時の避難支援における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の有効な活用方法について検討します。</p>
<p>⑪火山対策の強化</p>	<p>富士山・箱根火山の噴火による降灰等を想定した、防災対策を県・近隣市町村とともに推進するとともに、火山対策の訓練を実施します。</p>

(2) 危機管理対策の推進

<p>①国民保護法への対応</p>	<p>湯河原町国民保護計画に基づき、武力攻撃事態[※]などにおいて町民の避難・救援、武力攻撃災害への対処などの国民の保護のための措置を総合的に推進します。</p>
-------------------	--

(3) 生活被害対策の推進

<p>①有害鳥獣（野猿）による被害への対応（再掲）</p>	<p>野猿については人身への脅威を及ぼす恐れのある個体及びその群れの加害レベルの低減のため、全頭捕獲に向け、県と連携し対策を実施します。</p>
-------------------------------	--

※ 【武力攻撃事態】 わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は当該武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態のこと。

11 治山・治水

現状と課題

○日本の国土の特徴として、険しい山が続く複雑な地形をしており、川幅が狭く急流が多いということがあげられます。一方、梅雨や台風などによる集中豪雨や地震や火山活動が活発でもあり、がけ崩れ、土石流、地滑りなど土砂災害の危険を抱えています。

基本方針

国、県、町、森林所有者及び受益者が協働により、治山、治水事業を積極的に推進し、森林の整備及び保全を図り、町民の安全・安心を確保していきます。

主要施策

(1) 治山事業の推進

① 治山事業の推進

山地災害の危険箇所の把握に努め、保安林の指定による治山事業の実施について県に働きかけていきます。また、すでに指定済の保安林については森林所有者に適正な保育を働きかけて治山機能の維持を図ります。

(2) 治水事業の推進

① 治水事業の推進

治水対策の充実を図るため、関係機関と災害危険箇所の定期的な調査、巡視を実施するとともに、河川改修、砂防などの事業を促進します。河川改修の実施にあたっては、自然生態に配慮し、地域景観に調和した工法を河川管理者である神奈川県や静岡県と協議・検討します。

② 河川・水路の整備

千歳川・藤木川や新崎川の護岸改修及び河床整理について、河川管理者と協議し促進します。また、水路については順次改修整備を推進します。

12 交通安全

現状と課題

- 本町の交通事故件数は減少傾向にあるものの、子どもや高齢者が関係する事故は横ばいとなっています。
- 観光地ならではの交通渋滞など混雑の影響により生活道路に車が侵入し、町民の日常生活に交通事故の危険性が高まっています。
- 街頭での交通安全指導や年齢に応じた交通安全教育を推進するとともに、交通安全施設の整備を進めるなど、今後も町民と協働で交通事故防止のための総合的な施策を進めていく必要があります。
- 町内には狭い道路が多く、歩行者の安全を守るためには、歩道の幅員を確保するための用地費の取得が課題となっており交通安全実施計画を参考に、順次整備を行います。

基本方針

交通安全対策を推進し、町民を交通事故から守り、また、安全・安心で快適な生活が実現できるよう交通安全意識の高揚と交通安全施設の充実を図ります。

主要施策

(1) 交通安全対策の充実

①交通安全施設や歩道の整備

未就学児が移動する経路や、通学路の安全確保のため、道路状況や地域の状況に応じた効果的な施設整備を行います。高齢者など歩行者の安全確保のため、横断歩道の設置などを関係機関と協議し、ユニバーサルデザインに配慮した交通安全施設の整備に努めます。また、道路標識、防護柵、道路反射鏡などの新設や維持管理を行います。

②交通安全意識の高揚

町民を交通事故から守るため、幼児から高齢者まで段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。幼児や児童など、心身の発達段階に応じて歩行者及び自転車利用者として必要な交通安全教育の支援を行います。高齢者においては、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進するため、広報や啓発活動を行い、交通事故の減少に努めます。

③交通安全運動の推進

交通安全思想の徹底を図るため、警察、交通安全協会や交通安全母の会など各種団体との連携のもと、町民参加による交通安全運動を推進します。

13 防犯

現状と課題

- 新たな特殊詐欺や盗難などの犯罪が後を絶たないことから、多岐にわたり広報活動を実施し、加えて防犯キャンペーン等を実施することにより防犯意識の向上を図る必要があります。
- 犯罪情報についてメールマガジンによる素早い情報提供を行っています。
- 警察を中心に地域と連携し、地域ぐるみの防犯活動を進めるとともに、一層の防犯体制の整備・充実を図る必要があります。
- 防犯カメラや迷惑電話防止機能付電話の設置が犯罪抑止に対して有効性が高いことから、公共施設や一般住宅への設置を推進しています。特に公共施設においては、防犯カメラを設置、更新していく必要があります。
- 防犯灯については、毎年度、各地域からの要望を踏まえながら計画的に整備を行っています。既にLED化した防犯灯は、継続的に維持・管理及び更新していく必要があります。

基本方針

近年新たな特殊犯罪が増加していることを踏まえ、警察、防犯組織及び町が連携し、昨今の犯罪傾向及び現状を把握した上で、住民に対し注意喚起を促すことで、防犯意識及び防犯力の向上に努めます。

防犯灯の整備を継続的に行い、夜間における犯罪の抑止に繋がる環境を整備します。

主要施策

(1) 防犯体制の充実

① 防犯意識の高揚	安全かつ安心なまち湯河原の実現を図るため、地域や関係機関と緊密に連携し、防犯パトロールや防犯キャンペーンの実施などにより、防犯意識及び防犯力の向上を図ります。また、地域が犯罪を監視し、犯罪を起こさせない犯罪に強いまちづくりを推進します。
② 防犯環境の整備	犯罪抑止及び防止に対して有効性の高い、防犯カメラや迷惑電話防止機能付電話の設置を推進するなど、犯罪が発生しにくい地域環境の整備を町民とともに推進します。また、町内における防犯灯の整備を継続し、犯罪の未然防止に努めます。

14 消防救急

現状と課題

- 近年、社会情勢の変化に伴い建物利用の多様化・複合化が進展するとともに、新しい建築構造の建物による都市化や少子高齢化、産業・就業構造の社会変化をはじめ、国際情勢や自然環境の悪化によって災害発生要因は増加し、災害の形態も複雑多様化しています。こうした変化や地震・台風・ゲリラ豪雨などの自然災害に加え、NBC※（テロ）災害への体制整備を図るため、消防機動力の増強、人材の育成、消防水利及び消防通信体制の充実強化が求められています。また、地震などの大規模災害において、住民の安全を確保し被害の軽減を図るため、災害対策の拠点となる各分署や消防団詰所の耐震及び津波対策を進めていく必要があります。
- 本町の消防機関は、常備消防として消防本部（1本部）及び消防署（3署所：本署・奥湯河原分署・真鶴分署）が設置されています。また、地域住民の生命・財産などを守るため最も身近な消防機関である非常備消防として消防団（1団：9個分団）が設置されています。常備消防においては新人教育・専門教育の充実及び消防資機材の整備強化が求められており、消防団においては団員確保に向けた入団の促進を図るとともに、事業所における理解と活動環境の整備を充実し、参加対策を進めていく必要があります。
- 救急・救助業務は、少子高齢化など社会環境の変化により複雑多様化するとともに年々増加傾向にあります。救急業務ではより迅速な現場対応と高度な応急処置技術が求められるため、救急救命士の育成・研修や高規格救急自動車、高度救命処置用資器材の整備を進めるとともに、ドクターヘリコプターやドクターカーによる救急搬送体制の充実強化、傷病者の救命効果を高めるための住民への応急手当法の普及促進が必要不可欠です。また、妊婦が安心して出産できるようマタニティ・サポート119※搬送車の運用及び新型インフルエンザなどの感染防止対策を継続していく必要があります。救助業務では、近年、火災・交通事故・水難事故・自然災害・NBC（テロ）災害による特殊な災害にまで及んでおり、高度な救助資機材の整備を図るとともに人命救助の専門教育を行い、より高度な救助技術を取得した救助隊員の育成を進めていく必要があります。
- 高機能消防指令センターは令和3年度に更新整備を実施し、119番受付や情報指令業務の維持管理に努めています。また、平成27年度に整備を実施した消防救急デジタル無線（活動波）については、運用開始から10年を迎えており、今後故障した際に修理部品の調達が困難になる状況が見込まれるため、計画的な更新を検討する必要があります。
- 全国的に建物火災の約6割を占める住宅火災による死傷者のうち、逃げ遅れによる死者が約4割と最も多く、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の継続的な普及推進が必要です。また、これまでは想定外であった使用形態の建築物や施設が出現することで、甚大な人的被害を伴う火災が発生しており、これらに対する迅速な防火安全対策が必要となっています。

※【NBC】 N (nuclear : 核物質)、B (biological : 生物剤)、C (chemical : 化学剤) による災害。原発事故やサリン（化学物質）による事件など。

※【マタニティ・サポート119】 出産時の入院に際して、必要な設備を備えた専用の車両が、ご自宅から病院までお送りするサービスのこと。

○消防組織法の改正により、消防を取り巻く環境の変化から災害の多様化・大規模化や様々な町民ニーズに対応するため市町村の消防の広域化を推進する基本指針が定められ、同指針に基づく神奈川県消防広域化推進計画※に示された広域対象市町村の組み合わせである県西地区2市8町において、消防の広域化の検討が継続されています。

基本方針

消防は、組織及び施設の整備拡充を推進するとともに、消防・防災活動に万全を期することを主眼とし、火災・風水害に対し災害警戒体制及び救急・救助体制の充実強化を図り、災害予防、職員教育訓練並びに関係機関との連携強化を図ります。

消防力の整備指針に基づき、消防の施設・設備の充実を図るとともに、本町の危機管理体制の再構築及び消防力の向上を図ります。

主要施策

(1) 消防体制の整備

<p>①常備消防体制（消防本部・消防署）の整備</p>	<p>火災等の災害は町民の生命や財産に直接影響を及ぼすことから、車両・資機材の整備及び更新、また、庁舎等の維持管理を計画的に進めるとともに、消防技術の向上に向けた職員の訓練・研修体制の整備強化に努めます。</p>
<p>②救助活動の強化</p>	<p>大規模化する自然災害や多様化する救助事案に対応するため、各種救助資機材及び車両の更新、整備を計画的に進めるとともに、対応する隊員を育成するため、救助技術や知識の向上を図ります。</p>
<p>③非常備消防体制（消防団）の充実</p>	<p>地震及び津波対策を進めるため、防災拠点施設である消防団詰所の建替えや改修を行うとともに、車両及び消防団員用被服、消防団用ホース、資機材の更新について計画的に取り組んでいきます。また、平成25年（2013年）12月に施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団が担う地域消防の重要性等について住民意識の啓発を図りながら団員数の確保を進めるとともに、各種研修・訓練の実施による団員の資質の向上など、消防団の充実強化に努めます。また、消防団員の活動環境を整備するとともに、団員が活動しやすくするよう事業所に協力を求める「消防団協力事業所」を推進します。</p>
<p>④火災予防体制の強化と被害軽減対策</p>	<p>不特定多数の人が出入りする防火対象物や消防用設備等に不備があると認められる防火対象物に対し、計画的に検査、指導を行う体制を整備します。また、住宅防火については、住宅用火災警報器の普及啓発及び継続的な維持管理に努めてもらうよう、広報だけでなく、各種イベントなどでのPR活動の充実や戸別訪問による防火広報など新たな取組みを進めます。</p>
<p>⑤消防広域化への対応</p>	<p>災害が大規模化・多様化する中で、災害発生時における初動体制の強化や統一的な指揮下での効率的な運用を図るため、消防の広域化が推進されています。また、国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が一部改正され、広域化推進期限が令和11年（2029年）4月1日まで延長されたため、神奈川県消防広域化推進計画をもとに継続して検討します。</p>

※ 【神奈川県消防広域化推進計画】 平成18年（2006年）6月に改正された消防組織法及び同法に基づいて総務省消防庁が策定した「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により、横浜市、川崎市、相模原市を除く県域を、県西地区、三浦半島地区、県央東部地区、県央西部地区、湘南地区を5つのブロックに設定し、消防体制の強化を図っている。

(2) 救急業務体制の整備

<p>①救急自動車の更新</p>	<p>救急需要は増加傾向にあり、今後も救急需要が高まることが推測されます。救急件数の増加に伴う車両・資器材の消耗に対処するため、近年では、令和元年度（2019年度）、令和4年度（2022年度）に救急自動車の更新を実施しました。今後も多様化する救急事案に対応するため、車両整備計画に基づき、順次更新を実施します。</p>
<p>②救急救命士などの育成</p>	<p>救急救命士の特定行為拡大が整備され、今後も新たな特定行為の追加が予測されます。適切な処置に加え迅速な搬送も求められていることから、救急救命士の判断力強化及び救急隊員の知識・技術の向上を図ります。また、高度な救命処置ができる救急救命士有資格者を計画的に採用するとともに救急救命士の養成に努めます。</p>
<p>③救急資器材の整備</p>	<p>新たな感染症に対応するため、感染防止用資器材の整備を継続的に実施します。また、救急救命士が行う救命処置に必要となる、高度救命用資器材の整備を計画的に進めます。</p>
<p>④救急講習会の充実</p>	<p>町民の関心も高いことから、今後も継続的に普通救命講習会及び上級救命講習会を開催し、災害時や緊急時に町民が迅速に応急手当を実施できるように、救命講習を主とした応急手当技術の普及啓発を推進します。</p>

(3) 緊急輸送体制の確保

<p>①緊急輸送体制の充実</p>	<p>救急輸送体制については、より一層の医療機関との連携を含め、体制の充実を図ります。ドクターヘリコプターやドクターカーの運行については、引き続き課題の解決に向けて関係機関との協議を継続します。また、マタニティ・サポート搬送車についても、運用を継続します。</p>
-------------------	--

15 消費生活

現状と課題

- 高齢化の進行により、高齢者の消費生活相談に占める割合は近年3割程度で推移しており、特に、訪問販売、通信販売等の割合が高くなっています。また、認知症等の高齢者については、被害本人はトラブルに遭っているという認識が低いため、問題が顕在化しにくい傾向にあります。
- デジタル化の進展に伴い、オンラインサービスを介した電子商取引が活発化することにより、消費者トラブルが増加しているため、対応を図る必要があります。
- 多発している自然災害や感染症などに便乗した、悪質商法や消費者トラブルの発生に留意が必要となります。
- SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用増加に伴い、若年者や中高年者に対し、悪質商法の勧誘や契約等の消費者トラブルについて、注意喚起が必要となっています。

基本方針

消費者被害の未然防止及び消費生活相談窓口の周知、啓発活動に努めるとともに、小田原市消費生活センターとの連携及び相談体制の充実を図ります。

主要施策

(1) 消費者意識の高揚

<p>①自立する消費者の育成</p>	<p>消費者が、消費生活において被害を未然に防止することや、トラブルが発生した場合に自ら対応できるよう町民への確かな情報提供を行い、消費者意識の向上に努めます。</p>
<p>②悪徳商法による被害の防止</p>	<p>各種イベント等において、消費者被害の未然防止に向けた注意喚起、情報発信を行います。</p>

(2) 消費生活相談の充実

<p>①連携体制の充実</p>	<p>小田原市消費生活センターとの連携の強化を図り、その他関係機関及び町他部署からの情報収集と情報提供に努めます。</p>
<p>②消費生活相談の充実</p>	<p>消費者被害の相談窓口周知のため、各種イベント等において啓発活動を実施します。また、相談体制の充実に向け、小田原市消費生活センターと連携し取り組みます。</p>

IV 交通ネットワークの整備

16 道路整備

現状と課題

- 町内の道路では、循環性の確保を基本とする道路整備や、狭く不整形な道路の改良が課題となっています。また、道路ストック*の適切な維持管理を行うことにより、安全・安心効果、生活の質の向上効果、生産性向上効果が得られますが、莫大な整備費用がかかるため、予算の確保が必要です。
- 建築後退により生まれたスペースについては、道路として有効利用するための基本方針がなく、用地が寄附による取得となるため、土地所有者の判断に委ねることになり、積極的な折衝ができていません。また、拡幅後の道路幅員を建築後退線の4.0mを基準とすることについても検討が必要になります。
- 西湘バイパスの石橋 I Cから真鶴道路に至る延長約 3 kmの区間については、周辺に小田原厚木道路などの幹線道路が接続し、多くの交通が集中する一方で、2車線の国道135号のみで交通を受け持っているため、休日を中心に著しい交通渋滞が発生しており、西湘バイパスの再延伸が必要です。
- 国道135号については、真鶴駅前などで慢性的な渋滞が発生しており、渋滞対策が必要です。
- 経済の活性化、防災面の強化を図るためには、沼津・小田原間を結ぶ広域道路網の整備が重要なため、静岡県東部地域と神奈川県西部地域を結ぶ伊豆湘南道路の建設促進にあたっては、近隣市町との連携により両県並びに国土交通省へ要望活動をしています。早期実現に向けては、地域住民の協力が必要となります。そのため、地道なPR活動を継続し地域の機運を高める取り組みが必要です。

基本方針

道路網によって構成される交通ネットワークの利便性を高めるとともに、身近な生活空間において円滑で安全な移動を確保する道路整備をめざします。

道路の整備、新設、延伸の実現に向けて、地域住民などと連携し、早期実現をめざします。

農道の利用実態を把握しながら町道への移管を検討します。

※ 【道路ストック】 原則として人口密度が 1 平方キロメートルあたり 4,000 人以上の国勢調査の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する人口集中地区のこと。

主要施策

(1) 道路・交通体系の整備

①道路の新設・改良	町内の交通網の充実を図るため、計画的に道路の建設や改良を推進します。
②狭あい道路の整備	狭あい道路については、基本方針の策定について検討します。
③農道の町道移管	交通の実態から町道へ移管すべき幹線農道について管理主体と協議し、町道への移管が無秩序な開発につながらないように慎重に進めます。
④出作農地周辺の農道の市道移管	熱海市泉地区の出作農地の周辺で、町が整備し所有者となっている農道について、熱海市へ移管するための調整を進めます。
⑤道路ストックの維持管理の推進	道路施設の定期的な点検を行い、計画的な維持管理に努めます。
⑥地籍調査の推進	道路整備などの公共事業の効率化、境界確認時の住民負担の軽減及び大規模災害の備えとして、D I D地区※（人口集中地区）を中心に一筆地調査を推進します。

(2) 広域道路網の整備促進

①西湘バイパスの再延伸の要望	関東国道協会、神奈川県道路利用者会議及び伊豆湘南道路建設促進期成同盟会を通じて関係機関に西湘バイパスの再延伸を要望します。
②国道135号等の整備要望	国道135号の真鶴駅前交差点等で慢性的な渋滞が発生していることから、交差点の改良を関係機関と協議し、県に要望します。また、国道135号の歩道の未整備箇所や県道740号の狭あい箇所についても併せて整備を要望します。
③広域農道の早期完成	広域農道小田原湯河原線の早期完成をめざすとともに、広域農道の進捗に併せて、地域の活性化を図ります。
④伊豆湘南道路の整備促進	静岡県東部と神奈川県西部地域を結ぶ規格の高い、道路建設の早期実現に向けて、「伊豆湘南道路建設促進期成同盟会」を通じて関係機関に要望するとともに、協調した活動を行います。また、地域住民と協力し、地域の機運を高める組織づくりや取組みを行います。

※ 【D I D地区】 原則として人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上の国勢調査の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する人口集中地区のこと。

17 公共交通

現状と課題

- 鉄道については町民の生活及び観光誘客の上で欠かせない交通手段として、湘南ライナーの延長や快速電車の再開などを関係機関に要望しています。早期実現に向けて、町民の意見を踏まえた上で、近隣市町との連携により更に大きな意見としていく必要があります。
- 路線バスについては、町外連絡系統と町内連絡系統があり、町民及び観光客の貴重な移動手段となっていますが、近年の物価高騰の影響により運行経費が増額となっているほか、路線バスの運転手不足により、町内を運行しているバス事業者からバス路線退出の申出を継続して受けている状態です。バス路線維持のため、町も赤字補てんを行っていますが、課題解決には至っていません。抜本的な課題解決のため、地域公共交通の維持に向けてバス事業者と協議を行い、地域住民の移動手段を確保する必要があります。
- 町内には公共交通不便地域があり、このような地域の解消のため、一部ではコミュニティバスや予約型乗合い交通「ゆたぼん号」（令和元年10月より本格運行を開始して以降、毎年利用者が増加している。）を運行していますが、今後も地域住民や地域公共交通会議などの意見を聞き、運行時間、本数や運行経路などについて関係機関と協議・検討する必要があります。

基本方針

地域公共交通は住民の暮らしを支える基盤となりますが、人口減少・物価高騰による運行経費の増大、路線バスの運転手不足、交通不便地域への対策など、多くの課題が山積しています。地域公共交通計画を基に課題を整理し、今後の対策方針を定めるほか、持続可能な地域公共交通を維持確保するため、限られた資源を有効に活用しつつ、人材・財源の確保を図り、併せて関係機関や住民との協働を推進し、また、新たな移動手段の導入を検討し、誰もが安心して移動できるまちづくりとなるよう取り組みます。

主要施策

(1) 公共交通網の充実

①鉄道交通の充実	「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」において、近隣市町と調整し、地域住民の交通の利便性が確保できるよう、引き続きJRに要望します。
②地域公共交通の人材確保	バス運転手不足に関する課題解決については、町単独での解決が難しいことから、近隣の市町と連携して広域的な課題として取り組み、また、国や県に人材確保対策について要望します。
③持続可能な地域公共交通の実現	人口減少社会の中でも持続可能な地域公共交通を実現していくため、地域公共交通の維持に向けた施策を検討します。
④コミュニティバスの充実	現在、湯河原駅から真鶴駅間で運行しているコミュニティバスについて、利用者の意見を聞き、利便性の向上を図るため、また、安定した運行を図るため運行時間、運行本数、運行路線などについて各種機関と協議し、検討します。
⑤予約型乗合い交通の推進	交通不便地域の改善を図るための予約型乗合い交通「ゆたぼん号」を運行し、利用者などの意見を聞きながら取組みを推進します。

基本目標 4

生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり

I 生涯にわたる学びの推進

1 家庭教育

現状と課題

- 生涯にわたる人間形成の過程において、家族での教育は、重要な役割を担っています。その基本は家庭であり、人格が形成される最初の場であることから、愛情とふれあいのあふれる家庭での教育を支援していくことが求められます。
- 家族形態の変化、保護者の価値観や考え方の変化などにより、家庭教育力の低下が見受けられます。子どものいる家庭に対して、家庭における教育力の向上を図る必要があります。このため、保護者が子どもとともに成長できるように家庭教育学級や町の主催する各種講座への参加を促します。

基本方針

家庭教育は、すべての教育の出発点であるとともに、乳幼児期の親子の絆の形成にはじまる家族とのふれあいを通じて、基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うものです。家庭教育は、保護者の責任であると同時に、保護者の権利や喜びであるということを見い出せるよう、家庭教育力の向上を図ります。

主要施策

(1) 家庭の教育力の向上

<p>①学習機会の充実</p>	<p>子育てやしつけに関する知識、子どもとの接し方など、親の心構えや生活態度について学習する家庭教育学級・子育て学級などの講座の充実により、家庭における教育力の向上について支援していきます。また、子どもたちに読書の習慣が身につくよう、家族みんなで本を読む「家読（うちどく）」を推進していきます。</p>
<p>②相談体制の充実</p>	<p>家庭教育に関する相談体制を充実するとともに、保護者同士の情報交換、仲間づくりの機会や場を提供し、育児に関する不安や悩みの解消を図ります。</p>
<p>③町民ニーズの把握</p>	<p>家族や子どもを取り巻く環境が変化する中で、保護者が子どもとともに成長できるよう、学習機会の提供やボランティアの育成など、ニーズに合った事業の実施に努めます。</p>

2 幼児教育

現状と課題

- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。町立幼稚園においては、集団活動の中で必要な生活習慣や人格形成の基礎を学び、遊びや体験を通して人と人とのかかわりを大切にした幼児教育を行っています。
- 少子化や子ども・子育て支援制度の充実に伴い共働き家庭が増える中で、保育時間が長く、給食もある保育所の需要は高くなると考えられます。そのため、幼児教育の一端を担う幼稚園では、保育所との差別化を図りながら、人間形成の基礎を培う教育の充実や小学校との連携強化に努めるなかで、今後の在り方を検討していく必要があります。
- 町立幼稚園は、施設が東台福浦小学校の校舎内にあり、幼稚園・小学校の連携がとりやすく、教員の指導や園児と児童との交流を図り、特色を生かした教育を行っています。また、町内には公立と私立の幼稚園が1園ずつあり、バランスを保ちながら、情報交換や交流を図り、さらには、町立保育園との交流も図りながら幼稚園運営を支援しています。
- 町立幼稚園においては、今後、園児数が減少し、集団活動を維持できる園児数が見込まれない場合は、幼児教育を適切に行うための議論が求められます。

基本方針

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるため、幼稚園・保育所・小学校の連携を強め、特色を生かした教育を進めます。また、子ども・子育て支援新制度における国の基準等を踏まえて、公立及び私立幼稚園の均衡が図られた運営を進めていきます。

主要施策

(1) 幼児教育の充実

<p>①教育内容の充実</p>	<p>自立心や基本的な生活習慣などを育むため、遊びを通しての指導を中心に、小学生との交流や地域の行事、自然、人材などを活用した豊かな生活体験を通して、幼児の自発性及び人とのかかわりを育みます。</p> <p>また、保育園や小学校との連携を図りながら、外国語活動の推進を継続するほか、幼稚園における各種保育サービスの充実を図るとともに、今後のあり方について検討します。</p>
<p>②教育基盤の充実</p>	<p>充実した幼児教育の実現のため、職員（教諭）の確保に努め、幼児の特性に応じた指導ができるよう、職員の研修を充実するほか、幼稚園と保育所の情報交換や人事交流、合同研修など連携の強化を図ります。</p>
<p>③私立幼稚園との連携</p>	<p>少子化に伴い、公立幼稚園として特色ある運営に努めるとともに、私立幼稚園との連携も図ります。</p>

3 学校教育

現状と課題

- 子ども子育て支援制度の充実などにより急激に変化している時代にあつて、教育においても様々な課題がありますが、教育格差を招くことのないよう、学びのセーフティネット[※]としての機能を果たす必要があります。また、小・中学校等における学習指導要領の改訂が、令和2年度（2020年度）に小学校、令和3年度（2021年度）に中学校とそれぞれ実施され、児童・生徒に「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランス良く育成することを通じて、変化の激しいこれからの社会における「生きる力」をより一層育むことをめざし、教科等の授業時数の増加や教育内容の改善を行っています。また、学校・家庭・地域及び関係機関との連携を図りながら、各種体験活動を通じた道徳性の育成を図る必要があります。そのうえで、令和9年度（2027年度）に予定されている次期改定の内容「情報活用能力の育成」、「柔軟な教育課程」、「探究学習の質の向上」などについても、適切に取り入れていくことを検討します。
- 充実した教育活動を推進するため、幼稚園、小学校及び中学校がそれぞれ創意工夫し、地域の実態や特性を生かした教育活動に取り組み、問題行動の対策に努めます。また、保護者や地域の方々の協力を得ながら、学校支援ボランティアの拡充を図り、各種研修会や交換会等を通して相互理解・情報共有を進める必要があります。
- 児童・生徒たちが安心して楽しく学校生活を過ごせるよう、安全・安心な学校づくりに取り組みます。小学校では保護者や地域の方々に協力いただき、登下校における指導や見守り活動を行います。また、小・中学校の防災マニュアルを点検確認するとともに、引き続き、地震・津波・火災の避難訓練・防災訓練などを定期的実施する必要があります。
- 人権尊重の理念について、正しい理解を深め、これを体得し、真に尊重される「ともに生き、支え合う地域社会」の実現をめざした人権教育を推進します。4月の「人権教育月間」における取り組みや、各学校において「人権教育に係る年間計画」を策定し、計画的に人権教育・啓発を行い定期的な振り返りを実施しています。いじめの問題は、いじめ問題対策連絡協議会により、関係機関との緊密な連携を深め、家庭・学校・教育委員会だけでなく地域全体で関わることで、見守りの意識を高めます。また、「湯河原町いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止、早期発見、解消に努めていく必要があります。
- ICT教育の推進では、文科省のGIGAスクール構想[※]の下、令和3年3月にタブレット型パソコンを児童・生徒及び職員に、また普通教室等に大型提示装置を整備し、検索サイトを活用した調べ学習、文章作成ソフト、プレゼンソフトの利用、一斉学習の場面での活用、一人ひとりの学習状況に応じた個別学習などに活用を図っているところです。令和8年度からGIGAスクール構想第2期の取り組みが始まります。小学校及び中学校では新しい情報機器の整備及び環境整備が行われているところですが、今後さらにICTを活用した学習活動の充実が必要となってきます。

※ 【セーフティネット】 あらかじめ予想される危険や損害の発生に備えて、被害の回避や最小限化を図る目的で準備される制度やしくみのこと。

※ 【GIGAスクール構想】 全国の小学校や中学校の児童・生徒に1人1台のパソコンやタブレットなどの端末を用意し、端末をインターネットへ接続し快適な通信が行える校内LANや無線LANといったネットワーク環境を整備する計画のこと。

- 学校施設をはじめ教育施設の老朽化が進んでおり、長寿命化を目的とする個別施設計画を策定するとともに、施設の位置や方向性等も含めた上で、今後の教育施設のあり方について検討していく必要があります。

基本方針

「湯河原町教育委員会基本方針」に基づき、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を持った児童・生徒の「生きる力」の育成を図ります。また、地域から信頼と協力を得られ、子どもたちが安心して楽しく学校生活が過ごせる安全・安心な学校づくりや地場産品を取り入れた食育を推進し、人と人とのふれあいを大切にする思いやりの心や地球環境を大切にする心を育みます。人権教育では、形骸化することなく道徳教育等の充実を図りながら、本町独自の魅力ある教育を推進します。

主要施策

(1) 小・中学校教育の充実

<p>①特色ある教育の推進</p>	<p>保護者、地域の方々の協力を得て実施する体験学習や、学校支援ボランティアによる魅力ある教育活動の展開を図ります。また、地域教育力の活用や国際理解教育の推進、ネイティブの外国語指導助手の配置を継続します。ICT教育では、LTE*環境を生かしたタブレット学習を推進するほか、ACT*の実施などによって「生きる力」を醸成します。</p>
<p>②小学校教育の充実</p>	<p>副読本「ゆがわら」の冊子を作成し、社会科や総合的な学習の時間などで湯河原の歴史や産業、観光などを学習し、郷土である湯河原に愛着を持てる心の醸成をめざします。また、学校支援ボランティアの活用や文化的活動の助長のためのクラブ活動の充実を図るとともに、教材用備品や児童用図書の整備を進めます。</p> <p>小学校教育では、これまで以上に「個別最適な学び」や「自律的な学び」を重視し、一人ひとりの子どもに合わせた柔軟な学び方（教育課程）を模索します。「答えを早く出す」ことよりも「考える力を養う」ことを目的とし、学んだ知識を繋げ自分なりの考えを深め、広げていくことや、他者と議論しながら「探究すること」を意識した学びの構築をめざします。探究活動や地域学習をより取り入れていくことで、受け身ではなく自ら問いを立てて学び、時代の変化に対応しながら将来を生き抜く力を育みます。</p> <p>小学校給食では、給食費の段階的無償化に継続して取り組みます。</p>

※ 【LTE】 携帯電話の通信規格の一つで、Wi-Fi環境がなくてもモバイル通信が可能。

※ 【ACT】 アートコミュニケーショントレーニングの略。「人と人が関わりながら生きていくために」をテーマとする湯河原町発のコミュニケーション教育のひとつ。

<p>③ 中学校教育の充実</p>	<p>地域の資源や人材などを活用したキャリア（職場体験）教育を通じて、地域の人々とのコミュニケーション能力を養い、自己の将来を見通した進路の発見やそのために何を学習したらよいのかという「気づき」を身につける教育を推進します。また、情報活用能力の強化とともに、中学校教育においても「探究的な学び」を重視し、「知識の暗記」から「思考力や探究力を養う学び」を促進します。そのうえで、教職員の意識改革と指導力の向上を支えるため、学校内での研究・研修体制の強化や、生徒にわかりやすい授業を実践できるよう、引き続き、教職員の「学びづくり」の場を設け、児童・生徒の「確かな学力の向上」をめざします。</p> <p>部活動の推進については、引き続き生徒の各種大会等への派遣や各部活動用品の整備・充実を図ります。また、生徒たちの多様な活動が制限されないよう、休日の部活動の地域展開に取り組みます。</p> <p>中学校給食については、湯河原小学校を親とする「親子給食」を安心・安全に実施するとともに、生涯にわたる健康的な食生活の基盤を築く食育活動を行います。</p>
<p>④ 特別支援教育の充実（再掲）</p>	<p>就学相談などにより児童・生徒の状況把握に努めるとともに、児童・生徒の成長、発達に応じた個別の指導計画に基づき適切な指導、教育、援助などを行います。また、子どもたちの学校生活のサポートや教育補助を行う「障がい児介助員」を継続して配置します。また、県立小田原支援学校湯河原校舎（ゆがわら、まなづるっこ教室）内に設置した、湯河原町教育支援教室を活用し、一人ひとり寄りそった指導の充実を図ります。</p>
<p>⑤ 人権教育の推進</p>	<p>人権は、人間の尊厳に基づきすべての人が持っている権利であることを、その理念や正しい理解を深め、体得することで、真に尊重すべき「ともに生き、支え合う地域社会」の実現をめざした人権教育を総合的に推進します。また、4月の「人権教育月間」を中心とした啓発等の取組みを継続するとともに、「人権教育にかかる年間計画」を学校ごとに策定し、年間を通じた意識の高揚を促進します。</p>
<p>⑥ いじめの防止等と対策</p>	<p>平成26年度（2014年度）に策定した「湯河原町いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止に向けて、家庭や学校においては、道徳観や規範意識を高める教育を通じて、「いのちを大切にすること」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやりのある力」を育むよう努めます。また、学校においては、教職員の資質の向上を図るとともに、子どもの表情や態度のささいな変化に気づけるように意識をすることで、いじめの早期発見に努めます。そのためには、継続して「Q-Uアンケート（Questionnaire-Utilities『楽しい学校生活を送るためのアンケート』）」を年2回実施し、学級の状態や子どもの心理状況を把握するなどの組織的対応を図ります。教職員間では、アンケート結果の活用方法等について情報共有を図るなどの勉強会・研究会を開催します。</p> <p>その中で、いじめが確認された、あるいは、疑いがあった場合にも、いじめられた子どもやいじめを知らせた子どもを守り安全を確保します。そして、いじめを行った子どもには、いじめについての理解を適切かつ毅然とした指導をして、解消に向けて、その保護者に対しても助言や指導を行うよう努めます。</p>

<p>⑦不登校などの問題解決</p>	<p>学校へ行きたくても行けないなどの問題を解消するために、継続して教育支援教室や青少年相談室、支援教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー※、スクールカウンセラー※などを配置し、「チーム学校」のもと、相談体制・指導體制の更なる充実を図ります。また、引きこもりがちな児童・生徒に対しては、家庭訪問指導を実施するなど様々なアプローチによって問題の解決にあたりながら、タブレットを活用した個別最適化学習を推進し「誰ひとり取り残さない教育」の実現をめざします。</p> <p>各小・中学校は、これらの機能が十分発揮されるよう家庭や地域との連携の強化を図るとともに児童・生徒の指導、相談体制の更なる強化に努めます。</p>
<p>⑧要保護・準要保護児童生徒の援助</p>	<p>経済的な理由によって小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、教育の平等性の観点から就学支援を行います。また、町のホームページや広報紙、チラシなどの配布により、制度の周知を図ります。</p>
<p>⑨教育研究・教職員研修の充実</p>	<p>県及び町主催の研修会や学びづくり推進事業などを通じて、教師としての更なる指導力、技術力及び意識向上を図ります。</p>
<p>⑩教育施設・設備・整備の推進</p>	<p>教育環境を整えるため、小・中学校などの施設や設備の整備を計画的に実施します。また、学校施設長寿命化計画を策定し、小・中学校施設の整備計画を推進することで、児童・生徒が安全・安心して学習ができるように取り組みます。併せて、町立幼稚園及び小・中学校のあり方を検討します。</p> <p>情報教育の推進として、ICT教育を推進し、情報化社会に対応した教育を行います。</p>
<p>⑪学校での食育の推進</p>	<p>学校給食では、これまでも地域の食材を利用して調理したメニューを積極的に提供しています。引き続き、地域の生産者と連携し、積極的に地場産品に触れる機会を創設するとともに、健康な心身の育成と健全な人間性を育み、地域の食文化の伝承に努めます。</p>
<p>⑫教育行政における諸問題の検討</p>	<p>教育行政が、福祉や地域振興など一般行政とより密接に連携するため、町との協議の場である「総合教育会議」において、教育、芸術、文化等の振興に関する施策について協議します。また、「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方（原案）」に基づき、子どもたちにとってのより良い教育環境をめざして、学校の配置などを含めた教育環境の整備についても検討します。</p>

(2) 高校進学育英奨学制度の充実

<p>①育英奨学制度の充実</p>	<p>町内に在住し、学業優良であり、経済的な理由で高等学校への修学が困難な生徒に対し、奨学金制度を継続して実施します。また、社会情勢などを考慮しながら制度を見直し、生徒の高校教育を支援します。</p>
-------------------	--

※ 【スクールソーシャルワーカー】 教育の分野に加え社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材
 ※ 【スクールカウンセラー】 学校で児童生徒、保護者、教職員の心の健康をサポートする心理職の専門家のこと。

4 生涯学習

現状と課題

- 多様化、高度化する町民の学習意欲に応えるため、創意・工夫を凝らした自主的な文化・学習活動を支援していくことができるよう、各種講座や講演会等の充実に努めます。また、超高齢化社会における具体的な生涯学習支援の方策を検討するとともに、社会教育施設や社会体育施設などの役割について検討します。
- 町民大学については、各分野における専門家を講師に迎えて月1回開催しています。令和7年度（2025年度）で第66回目の開講となり本町が誇れる講座となっています。現在、受講生の高齢化が進んでいるため、各世代が興味を持ち、積極的に受講できるよう、講義内容の充実に努めます。
- 「第四次湯河原町子ども読書活動推進計画」（計画期間 令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度））において、ブックスタート事業やセカンドブック事業を推進しています。また、学校での読書、ブックトークや学校図書館と連携を図り、子どもたちの読書推進を図ってまいります。
- 絵本の読み聞かせやお話し会などを通じて、子どもの読書活動の促進に継続して取り組んでいます。しかし、少子化や趣味の多様化により参加者数は減少傾向にあることから、おはなし会に加え、子どもたちが本に親しめるような楽しいイベントを積極的に企画・実施しています。
- 新刊図書の受け入れは定期的に行うとともに、利用者から寄せられるリクエストにも柔軟に対応し、最新の多様な情報の提供に努めています。
- 図書館ではLAN回線やWi-Fiスポットの整備に加え、クーリングシェルター[※]としてウォーターサーバーの設置等を行い、より快適で学びやすい読書環境を整えています。
- 図書館は開館から45年以上が経過し、施設の各所に老朽化が見られますが、必要に応じて順次補修を行い、利用環境の維持に努めています。今後も、図書館のあり方や機能の充実に視野に入れた検討を継続してまいります。

基本方針

子どもから社会人、高齢者に至るまで、いつでも・どこでも・誰でも学ぶことができるような学習活動を支援します。

教育基本方針に沿って、「人と人とのふれあいを大切にし、思いやりの心」を育み、「生涯にわたる各年代層に対応した自主的な学習活動」を支援し、「人権教育及び人権啓発」、「家庭・地域の教育力の向上」、「青少年の健全育成」、「芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用」、「町民一人ひとりのライフスタイルに対応した生涯スポーツの普及」に努め、推進してまいります。

図書館は、町民にとって身近な学びの拠点として、図書や視聴覚資料、郷土資料を収集・提供するほか、町民に有益なイベントを企画し、町民の文化活動や生涯にわたる学びを支える拠点として展開してまいります。

※ 【クーリングシェルター】 気候変動適応法に基づき市町村長が指定する、危険な暑さから避難できる冷房設備のある施設のこと。

主要施策

(1) 生涯学習推進体制の整備

①町民大学の拡充	町民大学では、趣味や教養、暮らしに役立つ基礎的な内容を町民に提供します。幅広い世代に受け入れられるよう魅力ある講演内容を計画し、後世に引き継ぎます。
②自主的な文化活動の活性化	町民文化祭などでの文化活動の発表の場を提供しつつ、広く町民に文化活動が選択できるよう関係団体と調整し、広報紙はもとより、ホームページを活用してサークルなどの情報提供に努めます。
③身近な町有公共施設の設備充実	町民が図書館や地域会館を自主的な文化活動の拠点として活用することができるよう、施設の設備の充実を検討します。
④学校教育との連携強化	地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動などへの参画を促進します。また、児童・生徒が様々な体験を通して学ぶ、知る、見る、触れることの大切さを学習するため、夏休み期間中に行う、社会教育関係の各種教室、図書館や美術館などが行う各種事業への参加を促進し、生涯学習の推進を図ります。
⑤社会教育団体と指導者の育成	社会教育の指導者の育成や資質向上のため、研修会への参加の機会を提供し、団体の支援や団体相互の連携を図ります。

(2) 生涯学習内容の充実

①多様なライフスタイルに対応した学習プログラムの作成	多様化、高度化する町民の学習意欲に応えるため、学習情報の提供や学習相談の充実等、自主的な学習活動を支援するとともに、講座などの充実にも努めます。
②国際化・情報化時代に即した社会教育の実施	国際化・情報化が進み、社会の仕組みが急激な変化を遂げている今日、地域の中で様々な経験や能力を有している方を活用した人材育成を推進します。
③生涯学習としての食育の推進	「食」は生命、健康を維持する上で重要な役割を果たしています。食育の重要性を理解し、生涯学習を通して、健全な食生活を実践できる人を育てることが求められています。このため、地域の食生活改善推進団体などと連携し、地産地消のもと、地域住民に対する健康教育などを通して「食」の大切さを伝えます。

(3) 図書館施設・運営の充実

① 図書館施設整備の推進	老朽化した施設の不具合箇所の補修・維持管理を行い、利用者が安全に安心して利用できる施設をめざします。
② 図書館資料の充実	多様化する社会の変化と町民のニーズに応えられるよう、図書の最新情報の収集に努めるほか、利用者からのリクエストへの対応も継続します。また、電子図書について研究調査する必要があります。
③ 新図書館システムの活用	図書館システムの運用にあたっては、利用者から寄せられる声を参考にしながら、使いやすいサービスの充実に努めます。
④ 子どもの読書活動の推進	学校や保育園、幼稚園、図書館でのボランティアによる読み聞かせサービスを支援するとともに、子どもたちが図書館や本に親しみを持てるような楽しいイベントを充実させることで、子どもたちにとって読書がより身近で楽しいものとなるよう、総合的に読書活動を推進していきます。

5 スポーツ

現状と課題

- グラウンドゴルフやファミリーバドミントン、スポーツ・レクリエーションフェスティバルといった、子どもから高齢者まで楽しめるスポーツイベントを開催し、ニュースポーツの普及促進を図るとともに、「未病」を改善することや世代間の交流などを推進します。
- 町最大のスポーツイベントであるオレンジマラソンの人気は高く、多数のランナーが参加しており、スポーツの振興、観光分野への波及など影響の大きいイベントとなっています。引き続き、スポーツ協会やスポーツ推進委員会等と協力し、大会が盛り上がるように運営します。
- 湯河原町民レクリエーションの集いは、多くの町民にスポーツを楽しんでいただけるよう、名称や開催方法等の検討を進めます。
- 平成22年（2010年）11月に供用を開始した町民体育館は、平成28年度（2016年度）から他のスポーツ施設と併せて、指定管理者による運営を実施しています。スポーツの利用だけでなく、講演会や演奏会、イベントなどにも広く活用されており、ヘルシープラザ・弓道場と併せて町外利用者の利用を促進するため、県西地域2市7町と熱海市に在住の方や、本町と熱海市泉地区の宿泊施設に宿泊された方などが町民と同料金で利用できます。また、平成30年度（2018年度）に冷暖房設備を整備し、利用者の増加が図られるよう、指定管理者と連携して運営を行います。
- ヘルシープラザでは、平成20年（2008年）4月1日から指定管理者制度を導入し、効率的かつ効果的な管理・運営を実施しています。しかしながら、供用開始から37年が経過しており、施設、設備、器具などの老朽化に伴う計画的な改修、更新等が必要となっています。
- 令和2年（2020年）7月に供用を開始した弓道場では、弓道教室を開催し、新たな愛好者の増員・競技の普及促進を図っています。また、近隣の競技者を対象とした大会を開催し、町外居住者の利用を促進する必要があります。

基本方針

町民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康増進と体力の向上を図り、楽しく充実した日々を送ることができるよう、一人からでも、また家族や友人と気軽に参加できるような事業を積極的に開催し、スポーツの普及とスポーツ活動への参加機会の拡充を図ります。

主要施策

(1) スポーツ施設の充実

① スポーツ施設の利用促進・運営充実

町民体育館は、平成30年度（2018年度）に冷暖房設備を整備したことから、スポーツや各種イベント、講演会、演奏会など年間を通して多くの方に活用いただけるよう利用促進を図ります。また、町外からの利用者については、県西地域2市7町と熱海市に在住の方や、本町と熱海市泉地区の宿泊施設に宿泊された方などが町民と同料金で利用できるようにするなど、施設の利用促進を図ります。

平成28年（2016年）4月1日からは、各スポーツ施設に指定管理者制度を導入し、施設運営の充実を図るとともに、利用者の利便性の向上に努めます。

令和2年（2020年）7月1日から供用開始した弓道場においては、弓道教室を開催し、新たな愛好者の増員・競技の普及促進を図ります。

(2) スポーツ活動の支援

① スポーツ活動の支援

少子化とともにスポーツ人口が減少する中、スポーツ少年団などのスポーツクラブの育成やスポーツ協会などのスポーツ団体への支援を行い、各団体協力のもと、各種大会やスポーツ教室・イベントなどの開催を通じて町民の体力増進、健康の維持などを図ります。

② スポーツ活動の場づくり

町民体育館やヘルシープラザ、弓道場、小中学校のグラウンド・体育館などを、スポーツ活動の場として活用します。

③ スポーツ教室、イベントの開催

町最大のスポーツイベントであるオレンジマラソンの内容を更に充実させ、スポーツと観光の振興を図ります。また、グラウンドゴルフ大会やファミリーバドミントン教室、弓道教室、ニュースポーツが多数体験できる、スポーツ・レクリエーションフェスティバルといった、子どもから高齢者まで楽しめるスポーツイベントを開催し、ニュースポーツの普及促進を図るとともに「未病」を改善することによる健康増進に資する取組みや、世代間の交流などの推進を図ります。

6 青少年健全育成

現状と課題

- 急激な社会環境の変化に伴い、人間関係の希薄化や規範意識の低下などが青少年へ様々な影響を及ぼすことが指摘されています。
- 塾や部活動、スポーツ活動などへの参加が多くなり、地域活動への参加者が少なくなっています。
- 青少年育成団体など、地域の担い手となる人材が不足しています。
- 青少年を取り巻く環境も多様化、複雑化していく中で、青少年相談室業務の役割が重要になってきています。
- 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童が、安全で安心して過ごせる場を提供するための学童保育所を各小学校に設置しており、令和元年（2019年）10月から、民間事業者へ運営委託を実施したことにより、支援員の必要数を安定して確保できるようになりました。
- 放課後に安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、様々な体験活動や学習活動を行う「放課後子ども教室」を、町内の各小学校で実施しています。

基本方針

次世代を担う青少年が、豊かな創造性や若いエネルギーを十分に発揮し、それぞれの夢に向かって成長できるよう、家庭、地域、学校、青少年育成団体や関係機関とともに手を携え取り組みます。

主要施策

(1) 家庭・地域・学校の連携

<p>①青少年健全育成関係団体の支援</p>	<p>家庭、学校を含めた地域全体で子どもたちを支え育んでいくことは、今後ますます重要であり、子ども会、青少年指導員会及び明るい青少年を育てる会などの関係団体の活動の活性化に向けて支援するとともに、これらの団体と協力して地域づくりに取り組みます。</p>
<p>②青少年育成体験活動の推進</p>	<p>子ども会、各地区の明るい青少年を育てる会などの地域青少年団体や青少年指導員会などが実施している事業について、各種団体との連携により、内容などを工夫・改善しながら実施します。さらに、青少年が中心になった活動ができるよう支援します。</p>
<p>③青少年相談の充実</p>	<p>青少年に関する様々な問題に対処するため、専門相談員を継続して設置し、青少年相談の充実と青少年の非行に対する適正な措置を講じます。 補導・巡視パトロールの実施、いじめ問題や不登校児童・生徒への適切な対応などを行います。また、家庭・学校・地域社会や青少年関係団体、児童相談所や警察などの専門機関との連携を強化し、町ぐるみでの活動を推進します。</p>
<p>④学童保育・放課後子ども教室の充実</p>	<p>学童保育については、民間への委託に伴い、施設と事業内容の充実、放課後児童支援員の確保及び専門的な知識習得など、学童保育を質・量ともにより一層高めるよう努めます。また、放課後子ども教室の取組みの充実を図るとともに、学童保育と放課後子ども教室が、一緒に学習や体験活動を行うことができるよう取組みを推進し、共通のプログラムの充実を図ります。</p>

(2) 地域指導者の育成・支援

<p>①青少年指導者の育成・支援</p>	<p>青少年育成関係団体の指導者に対して学習会や研修を実施し、指導者の資質の向上を図り活動を支援します。</p>
<p>②次世代地域指導者の育成</p>	<p>地域の活動やボランティア活動を行い、将来にわたり活躍する地域の指導者を育成するため、中学生及び高校生などをジュニアリーダー※、シニアリーダー※として積極的に養成・支援します。</p>

※ 【ジュニアリーダー】 子ども会や地域活動を行う青少年のこと。主に中学生や高校生を中心に活動している。

※ 【シニアリーダー】 18歳以上の人々が自らの知識や経験を活かし、子ども会や地域などで活動している。

Ⅱ 文化芸術の振興・保存

7 文化芸術

現状と課題

- 町民の芸術文化活動については、各種団体での自主活動が中心となっていますが、文化団体への支援や、その活動成果の発表の場として音楽会・文化祭の開催など、多彩な活動を支援します。
- 美術館では、特別展、ワークショップ等の教育普及イベントを開催し事業を充実させてきました。今後も収蔵作品を活用した湯河原ならではの特色ある展覧会や事業を企画し、町の文化芸術の発展に寄与していきます。なお、美術館活動を持続するためには、資料の調査・研究・企画を行う専門職員の充実が課題となります。
- 美術館の建物は建築より65年以上、開館から25年以上が経過し施設が老朽化しています。これまでに、課題となっていた作品収蔵庫の増設や空調設備の更新等の整備を行い環境が改善しましたが、バリアフリー化や施設の維持管理について継続して検討していく必要があります。

基本方針

芸術や文化の創造は、潤いのある生活と生涯を通じての「心の教育」の源泉であり、「潤いと安らぎのまちづくり」を進める上で特に重要視されます。このため、文化団体活動への支援、音楽会・文化祭の開催、美術館での展覧会開催や教育普及事業などの多彩な活動を通じ、芸術と文化に彩られるまちづくりをめざします。また、私たちの祖先が残した貴重な文化遺産である文化財や天然記念物を保護・保存し、活用することを積極的に推進します。

主要施策

(1) 伝統行事の振興

① 伝統行事・祭事の伝承と活用

幼い頃から伝統行事や祭事に興味を持つように子どもやその保護者、また広く地域にも働きかけ、各地区における後継者の育成に努めます。また、あらゆる機会をとらえて発表の場を設け、町民はもとより観光客、町外の人々にも周知します。

(2) 町民文化芸術活動の支援

① 教養文化の土壌醸成

芸術や文化活動は、潤いのある生活と生涯を通じての「心の教育」の源泉であり、文化団体活動への支援、音楽会・文化祭の開催などの活動を通じ、「潤いと安らぎのまちづくり」をめざします。

② 美術館の充実・活用

町民誰もが誇れる「町の美術館」として、芸術性に優れた美術品を収集し、その保存・公開に努めるとともに、官民連携事業としてミュージアムカフェを活用した事業を実施し、地域の文化及び観光振興に寄与します。また、学校と連携して児童生徒の美術教育を推進します。

8 文化財・史料

現状と課題

- 観光会館に併設されていた郷土資料展示室は、同会館の改修に伴い閉室し、文化の継承や観光振興のため、温泉場エリアへの整備を検討する必要があります。
- 各地区の伝統行事・祭事の継承に取組み、発表の場の提供に努めます。
- 文化財の指定や保護・活用については、専門の知識を有する人材が必要なため、文化財に精通した専門の学芸員の確保を検討します。
- 文化財を紹介する冊子を令和6年度（2024年度）に改訂しましたが、今後も状況に応じて、改訂する必要があります。

基本方針

貴重な文化遺産である文化財や天然記念物を保護・保存し活用することを積極的に推進し、また、その周知に努めます。

主要施策

(1) 文化財・史料の保護と活用

①郷土資料展示室の整備	観光会館に併設されていた郷土資料展示室について、同会館の改修に伴い温泉場エリアへの移設を検討し、学術的にも観光資源としても活用できるような整備を検討します。
②町内にある文化財の調査研究	登録や指定のために、町内にある文化財の調査、研究を進めます。
③国・県・町指定文化財の保全、保護と巡回調査の実施	県など関係機関と連携、協力して調査を実施し、修復や保護が必要な文化財は計画的に補修等をしていきます。また、調査を兼ねた「地域の歴史と文化の探訪」などの見学会を通し、町民にも文化財やその歴史などを周知します。

Ⅲ 多文化共生の推進

9 国際理解

現状と課題

- 社会情勢や法律の改正などを背景に社会のグローバル化が進み、湯河原町でも毎年、外国人住民が増加しています。今後もこうした傾向が進むことが見込まれており、外国人住民も安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。
- 令和7年（2025年）1月1日現在、605人の外国人が居住していますが、外国籍住民相談員などを含む外国語ボランティアの人数と対応言語の増加が課題です。
- 町民の国際理解を深めることや、外国人住民と日本人の互いの生活、文化などの交流が必要です。

基本方針

円安に伴う海外からの旅行需要を受け、今後、外国人観光客の増加を見据えた、インバウンド誘客を効果的に進めるために町民の国際理解を推進していきます。

日本人も外国人も地域に住む住民が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生き、安心して暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

主要施策

(1) 国際理解の推進

①多文化共生意識の高揚

グローバル社会の実情などを紹介する講演会の開催や、幼稚園・保育園での英語学習や、小中学校でのALT※を活用した英語教育と生涯学習での多言語学習などを通じて国際理解を醸成し、多文化共生意識の高揚に努めます。

②国際理解講座の開催

国際化推進のための各種講演会などを開催するほか、関係団体の協力により、語学をはじめとする各種講座を開催します。

(2) 外国人住民の支援

①外国人住民の生活支援

外国人住民の生活を支援する相談窓口や、町内の国際交流団体による「日本語教室」について、制度の周知を図り、サポートの拡充に努めます。

②外国語での情報提供

案内看板や必要なパンフレットなどを多国語で併記するよう努め、外国人が訪れやすい、暮らしやすいまちづくりを推進します。

※【ALT】 アシスタント ランゲジ ティーチャーは、外国語指導助手の略で、ネイティブスピーカーならではの発音や表現を学びます。

10 国際交流

現状と課題

- 平成6年（1994年）に大韓民国忠州市、平成10年（1998年）にオーストラリアポートステーション市と姉妹都市提携を、平成28年（2016年）にはイタリア共和国ティヴォリ市と友好親善提携を、令和元年（2019年）にタイ王国ブントー市と相互協力に関する覚書を締結しました。コロナ禍を経て、相互の訪問団の受入れ等が再開していますが、町民の国際理解を深め、併せて地域の活性化を図っていく展開が課題となっています。
- 姉妹都市への文化交流について、派遣された中学生の帰還後の活躍の場や、派遣で得た成果を広げられるような取組みが必要です。
- 都市間の交流を更に深められるよう、すべての町民を対象としたスポーツや文化など幅広い分野での交流の取組みが必要です。
- 姉妹都市からの訪問団の受け入れ（ホームステイ）に対しては、町民が積極的に迎え入れられるようにするための広報・啓発活動などが必要です。

基本方針

国際交流を通じて、町民の国際理解を深めるとともに、世界に開かれたまちづくりを推進し、地域の活性化を図っていきます。

主要施策

(1) 国際交流活動の展開

① 姉妹都市などとの交流 拡大

姉妹都市などとの交流については、町民が様々な国の文化に触れることができる交流を推進するとともに、交流から地域の活性化を図っていくための展開を検討します。

② 国際文化交流の推進

多様化する国際ニーズへの対応のため、国際交流事業を実施し、イベントを通じた町民と外国人住民の交流を図るとともに、異文化の理解を深めます。

11 地域間交流

現状と課題

- 昭和51年（1976年）に広島県三原市と親善都市提携、平成15年（2003年）に富山県立山町と友好親善都市提携、平成27年（2015年）に東京都豊島区と文化交流都市提携を結び、三原市とは平成28年（2016年）2月20日に「湯河原町と三原市との災害における相互応援に関する協定」を締結しました。
- 各都市との交流事業としては、両市町のお祭りやイベント等への参加や、「親善交流フェア」にて各地元物産品の販売を行うことでそれぞれの都市の魅力を町民に周知しているところですが、更なる両都市間の交流事業の拡大が必要です。
- 三原市との交流では、小学生の隔年による訪問交流のほか、平成30年（2018年）7月豪雨災害時には救援物資の搬送及び人的支援を実施し、また、町民や各団体の皆様から募った見舞金を届けするなど、三原市の復興の一助を担うことができました。
- 「全国梅サミット*協議会」では、交流活動や災害時相互応援協定などが結ばれ、各市町村の相互PR・協力の場として活用されています。

基本方針

これまで築き上げてきた歴史や文化に基づいた親善都市等との交流をより深化させるとともに、近隣市町村との地域間交流や連携を深めます。

主要施策

（1）地域間交流の推進

①親善都市及び姉妹都市との交流の推進

広島県三原市とやっさ踊りを通じた「三原市親善都市子ども交流」事業を今後も推進します。また、富山県立山町及び東京都豊島区との交流を推進し、災害時等は協定に基づき、迅速に必要な支援・救援を行います。

※ 【梅サミット】 「梅」を共通の資源とする加盟市町相互の情報交換や人的交流を行い、梅を活かした観光文化の振興と梅関連産業の発展による地域振興を目的とし、平成7年度（1995年度）に発足。発足以来、年に一度、首長会議（サミット）を開催している。

基本目標 5

みんなで作る自立と協働のまちづくり

I 情報の共有

1 情報公開

現状と課題

- 身近で、開かれた、わかりやすい行政の実現に向け、個人情報の保護に努めながら、情報公開の充実を図ることが不可欠です。
- 地方分権※により町が主体となる業務が拡大し、町の説明責任もより重要になっています。町が持っている情報を広く町民に公開することで、町政の透明性や町民の理解と信頼が深まるとともに、町政の諸活動についての説明責任を果たすこととなり、公正で民主的な町政が推進されます。しかし、情報公開制度及び個人情報保護制度の手続上、非公開・非開示情報を精査するため、決定までにある程度の期間が必要となっています。

基本方針

開かれた行政をめざし、町民が町政に関する情報をいつでも容易に得られるよう、個人情報の保護に最大限の配慮をしながら町民への情報提供の積極的な推進に努めます。

主要施策

(1) 開かれた行政の実現

① 情報公開の推進

町政運営における公正及び透明性を確保しながら、行政情報を積極的かつ的確に公開します。

② 個人情報保護の推進

本町が保有する個人情報について、適切な保護を図るため、個人情報の保護制度の充実を図ります。

※ 【地方分権】 政府が地方自治体に対し制度や実際の運営面で政治・行政・財政上の自治の大幅な権限移譲を行い、自立性を認める仕組み。

2 広報広聴

現状と課題

- 協働のまちづくりを進めるためには、町民との信頼関係を築き、町が抱える様々な課題と町民の声を互いに理解し、コミュニケーションを円滑に取りながらともに考え、意見を伝え合う必要があります。現在は、広報紙やホームページ、公式インスタグラム、メールマガジンをはじめ、報道機関との連携により行政情報を発信していますが、まちづくりの主役である町民の積極的な取り組みを支援するために、正しい情報を適切に伝えることが行政の重要な役割です。そのため、受け手側の生活様式の変化やメディアの進化に合わせ、情報を「わかりやすく」「魅力的」に伝えるための多様な対応が求められています。また、発信だけでなく、町民からの意見や要望を把握する機会や方法を拡充し、それらを考慮した町政運営が求められています。
- 出前講座のメニューは、時流のニーズに合わせ、毎年更新をしていますが、自治会や地域コミュニティ組織の弱体化が懸念される中で、町民が町政への理解を深め、協働のまちづくりに参画する一環として、知識を習得する機会の一助となるよう、講座の充実が課題となっています。

基本方針

町民と行政が互いの情報を正確かつ迅速に入手できる広報広聴環境を整え、町民とのコミュニケーションを活発にするため、様々な媒体を活用した積極的な情報の発信と共有を図り、町民とともに考えるまちづくりを推進します。

また、出前講座では、多様な価値観と複雑に変化する社会情勢を的確に把握し、町民のニーズに対応した町政に関する幅広い分野の講座の拡充に努めます。

主要施策

(1) 広報広聴活動の充実

<p>① 広報機能の充実</p>	<p>現在ある、広報紙、ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、メールマガジン、コミュニティエフエム、地上デジタル放送のサービスの1つであるデータ放送などを複合的に活用し、町民のニーズに合わせた積極的な情報提供を図るとともに、子どもから大人まであらゆる世代、誰にでも分かりやすい魅力的な広報に努めます。また、緊急時においても迅速かつ正確な情報提供に努めます。</p>
<p>② 広聴機能の充実</p>	<p>町長への手紙やホームページからの問い合わせ、パブリックコメント[※]など、町民の声を把握する手段や機会を拡充し、広聴機能の充実に努めます。</p>
<p>③ ホームページの充実</p>	<p>観光情報や行政情報を自由に取得できるツールとして皆様に利用していただくためにも類似コンテンツの集約など、必要な情報を整理して伝え、視認性と操作性を高めるなどホームページの充実に努めます。</p>
<p>④ 出前講座などの開催</p>	<p>町民にとって魅力ある講座の新設をするなど、町民のニーズに沿った講座を開催することで町政への関心を高める機会をつくとともに、町民が町政に関する多様な情報を理解し、習得できるよう内容の充実に努めます。</p>

※ 【パブリックコメント】 計画や条例などを策定するとき、案の段階で町民などに意見を求め、寄せられた意見を勘案して最終的な意思決定を行う手続のこと。

3 情報化

現状と課題

- 情報通信技術（ICT）の進展は、インターネット、スマートフォン、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）、クラウドサービス※などデジタル技術の普及により、情報が大量に、そして多様にやり取りされるようになり、社会のあらゆる場面で情報が活用されるようになりました。この情報化は、私たちの生活を便利にする一方で、情報格差やプライバシー問題、有害情報への対応など、新たな課題も生み出しています。
- 情報化による課題は、個人や社会全体に影響を及ぼす可能性が大きいいため、本町では、「住民の利便性向上のための環境整備・推進」、「持続可能な行政運営のための環境整備・推進」及び「DX※推進のための環境整備」を基本方針として掲げた「湯河原町DX推進計画」を策定し、「皆がデジタルの恩恵を享受し笑顔あふれるまち」をめざすこととしています。
- 住民が来庁せず自由な時間に自由な場所で申請手続を可能にする「行かない窓口」の実現に向け、行政手続のデジタル化を進め、住民満足度と利便性の向上が求められています。
- マイナンバーカードは、各種手続において本人確認書類として利用できるほか、コンビニエンスストアでの住民票の写し及び印鑑登録証明書の発行、住民課窓口での簡単な手続申請が可能となり、今後、行政サービスの向上に向けて、更なる利活用が求められています。
- 行政事務の効率化や迅速化を図るため、AI※・RPA※などのデジタル技術の活用による業務の効率化や正確性の向上が求められています。

基本方針

行政事務の効率化や行政サービスの向上、多様化・高度化する町民ニーズへの対応のため、効果的にICTを活用し、「湯河原町DX推進計画」の基本方針である「住民の利便性向上のための環境整備・推進」、「持続可能な行政運営のための環境整備・推進」及び「DX推進のための環境整備」に向けた取組みを推進していきます。

また、推進にあたっては、インターネット等のICTの恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる情報格差をなくすことに取り組み、個人情報保護などの情報セキュリティ対策を徹底します。

※ 【クラウドサービス】 インターネット経由でソフトウェアやインフラなどの各種機能を利用できるサービスのこと。

※ 【DX】 「Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）」の略で、デジタルテクノロジーを駆使して経営のあり方やビジネスプロセスを「再構築」すること。

※ 【AI】 Artificial Intelligence の略で人工知能のこと。ディープラーニング（深層学習）という技術の発展、ビッグデータの普及などにより、画像や映像からの情報の抽出、音楽や文字の生成などが可能になっている。

※ 【RPA】 「Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）」の略で、これまで人間が行ってきた業務の自動化や効率化を図ろうとする技術のこと。

主要施策

(1) DXの推進

①行政手続のオンライン化	オンライン化が可能な手続きについて順次オンライン化を進め、住民の利便性の向上などを目的に「行かない窓口」の促進を図ります。
②マイナンバーカードの新たな有効活用	マイナンバーカードの多目的利用について調査検討を進め、行政手続の簡素化やオンライン化の促進を図ります。
③ICT利活用による業務の効率化	行政事務の効率化や迅速化を図るため、電子決裁システムなどの導入、AI・RPAなどのデジタル技術の活用により業務の効率化や正確性の向上を図ります。

Ⅱ 協働によるまちづくりの推進

4 町民参加

現状と課題

- 多様化する町民ニーズに対応するため、各種まちづくり計画などに町民の声を反映しています。
- まちづくりの推進においては、町民が自分のこととして捉え、行政の取組みや地域の活動に積極的に参加する必要があります。
- 行政による取組みだけでは解決が困難な課題については、町内外の事業者や大学などの教育機関、町内の各団体などと連携し、各主体が課題に取り組み、協働で進める必要があります。

基本方針

各種まちづくり計画策定の際に町民の意見が反映されるよう湯河原町自治基本条例に基づいた町民参加のまちづくりを更に推進していきます。

町民や町内外の事業者、大学などの教育機関、町内の各団体との連携を進め、新たな発想や取組みで地域活性化を図ります。

主要施策

(1) まちづくりへの町民参加の推進

①各種計画への町民参加 促進

各種計画への積極的な参加を呼びかけ、より一層の町民参加を促すとともに、会議などの状況を広報やホームページなどで公表し、行政への参画の見える化を推進します。

②まちづくり団体の交流 促進

多様な主体がそれぞれの強みを生かして協働連携していくために、「湯河原まちづくりボランティア協会」をはじめ、各主体の交流を促進し、相互連携による活動の活発化を図ります。

5 人権・男女共同参画

現状と課題

- 1999（平成11）年に男女共同参画社会の実現をめざして「ゆがわら男女共同参画プラン」を策定。その後も、国や県における男女共同参画をめぐる環境のほか、関係法令等の整備を踏まえ、女性活躍の推進、困難な問題を抱える女性への支援を充実することなどが求められていることから、町民を取り巻く社会環境の変化を勘案したプランへの改定を定期的に行っています。
- 潜在意識の中に、まだまだ差別や偏見意識があることは否めず、インターネットの掲示板やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を通して他人の個人情報を流したり、誹謗中傷や無責任なうわさを広めたりするといった人権侵害事件が後を絶たないのも事実です。人権について機会あるごとに普及啓発に努めていますが、今後、より効果的な啓発や研修などを考えていく必要があります。
- 人権を侵害された、人格を否定された、虐待を受けたなど、自分が抱える問題を一緒になって話し合える相談相手、相談の窓口、相談体制の構築が必要です。
- 「ゆがわら男女共同参画プラン」をもとに、男女共同参画社会の実現をめざし、施策に取り組んできましたが、政策・方針決定過程への女性の参画状況、結婚や出産に伴う女性の就業継続の難しさ、長時間労働を前提とした働き方、母子世帯の貧困など、まだ多くの課題があります。
- 就業においては、女性職員の職域拡大や管理職の登用に向けた意識の醸成が求められています。また、家庭・地域活動への男性の参画をより進め、安心して仕事と家庭の両立ができる環境づくりが必要になっています。
- 配偶者等からの暴力防止や被害者への支援を進めるため、関係機関等と連携して、被害者が相談しやすい環境の整備が必要です。
- 令和6年4月1日から、困難な問題を抱える女性支援に関する法律（女性支援法）が施行されたことにより支援対象が広がり、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性など、日常生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、あらゆる面での支援体制が必要となります。
- 令和5年4月に「パートナーシップ宣誓制度」を創設し、その後、令和7年2月には県西地域2市8町（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）との間で「パートナーシップ宣誓制度に係る相互利用に関する協定」を締結しました。引き続き、性的マイノリティ等の生きづらさの軽減と支援の輪を広げるための取組みを推進しています。

基本方針

「ゆがわら男女共同参画プラン」を推進するため、国や県、他市町村及び関係機関との連携を強化し、国の男女共同参画基本計画との整合性を図りながら、行政における推進体制の整備の充実を図り、町民、町民団体、事業所および教育関係者の理解や協力を得ながら、総合施策として、行政と一体となって基本計画を推進します。

男女の区別なく、様々なライフスタイルに合った働き方ができ、特に働く女性が仕事と家庭の両立を図り、女性も安心して就労できる社会をつくるためにも、育児休業制度を取得しやすい雇用環境を作ることに努めます。

学校教育においては、一人ひとりが性別にかかわらず、思いやりを持ち、男女の相互理解と協力の大切さに観点を置いた教育活動を行うことに努めます。

人権に関する知識を深め、意識の向上を図り、関係組織や団体とともに差別や偏見のない地域社会の構築をめざします。

配偶者等からの暴力防止や被害者への支援、困難な問題を抱える女性への支援を進めるため、関係機関等と連携し、相談体制の充実に努めます。

主要施策

(1) 人権意識の啓発

<p>①啓発活動の推進</p>	<p>人権尊重に対する理解の普及を図り、人権問題に対する正しい認識を地域に広めるため、人権擁護委員と連携して人権講演会の開催や各種啓発活動を行います。また、身近に起こる各種ハラスメントやインターネットを悪用した人権侵害などの防止、いじめや児童虐待などの子どもの人権に係る問題に関する人権啓発についての活動を推進します。</p>
<p>②教育・研修の推進</p>	<p>町が開催する人権講演会や人権に係る各種機関、団体等が実施する事業の周知や事業への参加を促すことにより、人権尊重に対する意識の向上を図ります。また、児童や生徒に対しては人権教室や人権作文コンテストへの参加などにより、人権に対する理解を深める教育を推進します。</p>
<p>③人権問題相談体制の充実</p>	<p>人権問題の相談窓口として、人権擁護委員、民生委員児童委員及び行政相談委員による心配ごと行政相談をはじめ、社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会、教育機関との連携、障がい者やその家族などを対象とした相談支援事業による支援などを引き続き行います。</p>

(2) 男女共同参画社会等の実現

<p>①男女共同参画社会の実現</p>	<p>男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のため、町民や町内事業者の協力をいただくだけでなく、国・県や関係機関と連携し、本町の男女共同参画社会を推進します。</p>
<p>②女性の職業生活における活躍の推進</p>	<p>職業生活における活躍について、男女間の格差の実情を踏まえ、職業生活を営み、または営もうとする女性に対する採用等の機会が創出されるよう行政として啓発するとともに、性別による固定的な役割分担等を反映した職場等においては、女性の職業生活における活躍に影響を及ぼすことから、個性と能力が十分に発揮されるよう町内事業者等に働きかけます。</p>
<p>③配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護</p>	<p>人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を展開しなければなりません。女性相談員を設置していない本町としては、国や県の取組みを積極的に周知するとともに、関係機関との情報交換を行うことで、被害防止等を図ります。</p>
<p>④困難な問題を抱える女性等への支援</p>	<p>女性が日常生活又は社会生活を営むにあたり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多くあります。困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るためにも、庁内各所管課だけでなく関係機関とも連携を充実し、適切な支援に努めます。</p>

6 コミュニティ

現状と課題

- まちづくりの主役となる町民が一定の地域で共同社会（コミュニティ）を形成し、その自治組織として自治会（区会）が形成されています。自治会は、直接的、間接的に地域における行事、環境整備、防災などの活動をし、町民同士の交流、合意形成の場の核となっています。
- 自治会は行政情報の町民への伝達、また、町民意見を集約して行政に伝えるなど、行政と町民をつなぐ情報ルートとして重要な役割を担っています。
- 単身世帯の増加や人口減少、新たに町民になった方の増加に伴い、地域社会における連帯意識が希薄化し、自治会や地域コミュニティへの加入率・参加率が低下する傾向にあります。

基本方針

社会参加の重要なステージとして様々な分野でのコミュニティ活動※を促進し、住民が主体的に活動できる環境を整え、地域課題の解決を支援することで、住みやすいまちづくりをめざします。

※ 【コミュニティ活動】 一定の地域の中での帰属意識を共有する人々の集団であるコミュニティで、生活環境や福祉などの諸問題に対処するなど、快適で住みよい地域にしていく活動

主要施策

(1) 自治の促進

① 自助・共助意識の高揚

自助・共助の重要性を町民に周知し、互いに助け合い、明るいコミュニティづくりが推進されるよう、町民参加意識の高揚に努めます。

(2) コミュニティ活動の促進

① 自治会の育成

町民意識が多様化する中で、町民が自治活動に参加することによって地域住民としての自覚をもって、地域活動が活性化できるよう支援します。また、自治会への加入促進については、自治会と連携し、加入の呼びかけを継続していくとともに、自治会運営のあり方について、地域性を考慮した研究に取り組みます。また、自治会の組織づくりとして、既存の住民と移住者などの新たな住民との間に壁が生じないよう、地域の温かなつながりを育みます。

各自治会の取組み・活動については、独自性にあふれ魅力あるものですが、活動内容が不透明であったり、参加することが負担と感じていることなどから、地域コミュニティに参加しない・したくないという方が一定数いるのが現状です。開かれた自治会運営を図るとともに、誰もが気兼ねなく参加できるよう、他市町村の運営状況を研究し、状況提供に努めます。また、各自治会の取組みにおいては、回覧等にて活動報告がなされていますが、今後も広報を充実していくとともに、行政としても各種媒体による周知を行い、協力できる体制を整備します。

② 地域活動の促進

自治会活動、地域の祭りや伝統行事への積極的な参加を呼びかけ、顔の見える地域づくりを促進します。また、地域で活躍する地域コミュニティの活動を促進します。

Ⅲ 社会環境の変化に対応した行政運営の推進

7 行政経営

現状と課題

- 人口減少社会において多様化する町民ニーズへの対応等による行政コストの増加が懸念される一方、人口減少に伴い税収減が見込まれる中、行政サービスを安定的・持続的かつ効率的に提供していくため、組織の機能を分析し、必要に応じた組織や機構の改革を実施するとともに、民間活力の活用による事務改善・機構の見直しなどについて検討する必要があります。
- 個々の事業効果を検証するために、行政内部の評価を実施します。さらに、その結果を踏まえ、第三者による客観的な評価が期待できるような手法を検討する必要があります。
- 定員適正化計画に基づき、職員定数は現状を維持しながら、更なる職員の質の向上と事務の効率化を追求することが求められる中、人事評価制度を積極的に活用し、上司と部下の対話を増やししながら職場環境を改善し、人材育成（研修）に結びつけるほか、職員ごとに必要な研修を受講させるとともに研修の効果の把握に努める必要があります。また、業務を行いながら育成を図るOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）を活発に行うことで、若手職員の能力向上を図り、併せて、若手職員に限らず、すべての職員において受講した研修の効果が職務に反映されるように努め、複雑高度化する行政課題への確に対応し、時代の潮流に合わせた、質の高い行政サービスを維持していけるような環境を整える必要があります。

基本方針

人事評価制度や人材育成による適切な人事管理を行うとともに、組織・機構などの効率化により迅速な意思決定を図ります。また、民間活力の活用などにより町民サービスの向上とともに行財政改革の推進に努めます。

町民に対し持続可能な行政サービスを提供するため、行政活動の成果を常に検討できる組織と体制の確立に努めます。

主要施策

(1) 行政改革[※]の推進

① 行政組織の見直し

人口減少や財政環境の厳しさを踏まえ、限られた人員と資源を有効に活用するため、行政組織の見直しを推進します。組織のスリム化や部門間の連携強化により、迅速かつ効率的に課題へ対応できる体制を整備します。また、民間委託や指定管理制度の導入を拡大することで住民サービスを向上させるとともに、行政のDX化を推進することで、事務の効率化、業務にかかるコスト削減を図り、効率的で持続可能な体制の構築をめざします。

② 適切な人事管理の推進

人事評価制度の実施に伴い、「能力評価」と「業績評価」の両面から総合的に職員を評価することにより、職員の意識改革を図り、職員が意欲的、積極的に働ける環境を整備し、適切な人事管理の推進を図ります。

(2) 人材確保・育成の推進

① 人材確保・育成の推進

職員全員が、働きやすいと感じることができる職場環境を構築し、時代に即した働き方を推進することで、人材確保を図ります。

「人材育成基本方針」や「研修に関する基本的な方針」を必要に応じて見直すとともに、職員が主体的に取り組む職場の環境づくりや能力開発により、社会環境の変化や多様化する町民ニーズに対応できる人材の育成を推進します。

(3) 行政評価システム[※]の推進

① 行政評価システムの推進

変化する社会環境に対応するため、行政による評価だけでなく、外部有識者の意見も伺いながら、政策や事業を見直し、改善につなげることで、持続可能な行政運営となるよう、取組みを推進します。

※ 【行政改革】 最小限の予算で、最大の効果をあげるなど、無駄のない効率的な行政を実現するため、町の組織や機構、仕事の内容や進め方などを見直しを行うこと。

※ 【行政評価システム】 政策や施策、事務事業について、成果指標などを用いて有効性又は効率性などを評価する仕組み。Plan（計画）－Do（実践）－Check（点検）－Action（改善）のサイクルで、行政活動の不断の見直しや改善につなげるもの

8 財政運営

現状と課題

- 我が国の経済状況は、コロナ禍の3年間を乗り越え緩やかに回復しつつあるものの、物価上昇に賃金の伸びが追いつかず、景気回復を実感するには至っていないところです。本町においても、人口減少や少子高齢化の影響により、町税などの歳入の大幅な増加が期待しにくい状況にある一方で、物価高騰や人件費の上昇などにより、義務的経費などの歳出の増加は避けられない状況となっており、財政の硬直化は依然として続いている状況です。
- 人口減少や高齢化社会を踏まえ、多様化する町民ニーズに対応するためにも、町税や使用料などの自主財源の確保に努めるとともに、「行財政改革」の継続や「財政再建」を課題とし、地域活性化などを推進していく必要があります。
- 「行財政改革」としては、コストの削減や住民サービスの向上などを継続するとともに、事務事業評価を実施し、PDCAサイクルを推進することで、選択と集中による効率的で効果的な事業を展開することが必要です。また、指定管理者制度を引き続き導入し、民間事業者等を活用することで住民サービスの向上を図るとともに、定員適正化計画などにより人件費などの歳出の抑制に努める必要があります。また、公共施設等総合管理計画により、公共施設の老朽化や利用の状況などを見据えた上で、更新・統廃合・長寿命化に向けた経費の平準化に努める必要があります。
- 「財政再建」としては、東京一極集中の是正や新たな生活様式を踏まえた、働く世代が本町で生活基盤を維持できるような政策を展開する必要があります。また、将来世代への負担を軽減するためにも、義務的経費である公債費の抑制に努め、財政健全化判断比率の4指標※が早期健全化基準以内であるような健全な財政運営を図ります。

基本方針

ふるさと納税について事業の推進を図るとともに、公共施設の使用料について見直しを行い、自主財源の安定的な確保に努めます。また、選択と集中により効率的で効果的な事業を展開することにより、最少の経費で最大の効果が得られるように努め、多様化する町民ニーズに対応します。また、厳しい経済状況が続く中、個々の滞納者に応じた実効性ある滞納処分の実施により財源の確保に努めていきます。

併せて、必要に応じて民間活力を有効に活用するなど、更なる事務の合理化を進め、経費の削減を図ります。

※ 【財政健全化判断比率の4指標】 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で健全化判断比率として定められた、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標。地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標

主要施策

(1) 財源の確保・拡充

<p>① 税収の確保強化</p>	<p>景気回復の実感がなかなかつかめない中、個々の滞納者に応じた滞納整理の実施により財源の確保に努めるとともに、コンビニ収納やクレジット収納など、多様な納税環境を整えることで納税者の利便性及び町税等の収納率の向上を図ります。また、町税等納付促進コールセンターを活用し、早期収納対策を実施します。なお、納める意志はあっても納めることができない、財産もないなどの徴収困難な滞納者に対しては、生活実態調査や財産調査を行い、明らかな徴収不能者については法律に基づいた徴収緩和措置を適用し、適切な債権管理を進めます。</p> <p>他の滞納者に対しては、現在実施している給料等からの徴収、動産の差押によるインターネット公売、不動産公売、捜索などを今後も継続強化し、滞納額の圧縮に努めます。</p>
<p>② 自主財源の確保</p>	<p>使用料や手数料については、受益者負担の適正化を図るとともに、町有財産の有効活用を検討し、財源の確保に努めます。また、ふるさと納税について、更なる寄附額の増加を図ります。</p>
<p>③ 交付金、補助金の活用</p>	<p>将来を見据えた各種事務事業計画を策定・更新し、社会情勢等を受けた新たな制度に迅速に対応することで、交付金、補助金対象事業の積極的な活用を図り、財源の確保に努めます。</p>

(2) 効果的な財政運営

<p>①事務事業の効率化</p>	<p>社会環境や町民ニーズの変化に対応するため、事務事業の効率化により経費の削減・合理化等を図り、総合計画に基づいた事業への効果的な予算配分に努めます。</p>
<p>②公債費の抑制</p>	<p>公債費の抑制に努め、実質公債費比率及び将来負担比率が健全化判断比率の範囲を超えることなく起債に偏ることのないよう財政運営に努めます。</p>
<p>③各種基金への積立て</p>	<p>公共施設にかかる必要最低限の維持管理経費等の財源確保のため、各種基金への積立てに努めます。特に、社会情勢が安定しない昨今においては、財源調整の際、取崩しができる財政調整基金については、更なる積立てを行います。また、下水道事業対策基金から一般会計に長期借入を行っており、20年間で償還します。</p>
<p>④公共施設等の総合的な管理運営</p>	<p>庁舎や地域会館などをはじめとする公共施設等は、それぞれの時代において整備されてきましたが、本町の人口が減少していく中で、すべての施設を今までどおり維持管理していくことは、財政運営上、大変厳しい状況にあります。また、「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の長期的な展望による、更新や統廃合、長寿命化などを計画的に行い、最適な配置を実現することで、施設の維持管理等にかかる財政負担を平準化し、財政の健全化に努めます。</p>
<p>⑤財務書類の作成・活用</p>	<p>「統一的な基準による地方公会計マニュアル」で示された地方公会計の整備に取り組み、財務書類4表を作成し、町民に対する財務状況の開示や財務分析を行い、適切な資産運用と財政規模に合った事業展開に努めます。</p>

IV 広域行政の推進

9 広域行政

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化は環境・福祉・医療といった基礎自治体の行政運営に対し、財政的に大きな影響を及ぼすことから、今後、更に近隣自治体との広域的な連携を深める必要があります。
- 本町が単独で行うよりも周辺の市町と共同で行う方がより効率的・効果的な施策については、広域行政を展開しています。
 - ・真鶴町 「湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会」
 - ・熱海市 「熱海・湯河原広域行政推進協議会」
 - ・熱海市・箱根町 「熱海・箱根・湯河原広域行政推進協議会」
 - ・県西地域2市8町 「神奈川県西部広域行政協議会」

基本方針

広域の自治体が連携することで、より効率的・効果的に行うことのできる施策を見極めるとともに、複雑・多様化する町民ニーズに的確に対応するためにも更なる連携と広域行政の強化・充実を図ります。

主要施策

(1) 広域行政の連携拡大

①広域行政分野の拡大・強化	社会環境の変化による町民ニーズへの対応や多様化する行政課題に対応するため、近隣市町村や全国規模の連携により広域的な課題解決に努めます。
②職員交流の推進	広域行政を推進する必要がある行政分野については、広域行政の連携強化を図るために職員交流の推進を検討します。



資料編



- ・ ゆがわら2021プラン（湯河原町総合計画）とSDGsとの関係
- ・ ゆがわら2021プラン（湯河原町総合計画）後期基本計画 策定経過
- ・ 湯河原町総合計画審議会条例
- ・ 湯河原町総合計画審議会委員名簿
- ・ 諮 問
- ・ 答 申
- ・ 議 案

ゆがわら 2021 プラン（湯河原町総合計画）とSDGs との関係

ゆがわら 2021 プラン（湯河原町総合計画）では、恒久的なまちづくりの基本理念である「湯河原町町民憲章」の精神を尊重しながら、次の4つを計画の基本理念としています。

- 1 持続可能な「地域社会」を築く
- 2 魅了する「地域環境」を築く
- 3 活力ある「地域経済」を築く
- 4 「共生」と「協働」でまちを築く

この基本理念は、国連が提唱し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むSDGs（持続可能な開発目標）の理念と軌を一にするものです。

町の取り組みとSDGsの関連を整理したところ、SDGsの17のゴール全てに関係があり、体系図（24～33 ページ）において整理しました。

● SDGs（持続可能な開発目標）

2015年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダは、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させる統合的取り組みとして作成されました。そして、2030アジェンダは、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に「SDGs（持続可能な開発目標）」として17のゴール（目標）が掲げられました。

こうした動きを受け、国では、SDGsにかかる施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、全国務大臣を構成員とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置（2016年5月20日閣議決定）され、2016年12月22日の会合で、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定されました。

この実施指針の中では、地方自治体に対し各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたっては、SDGsの要素を最大限反映することが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう




6 安全な水とトイレを世界中に



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任 つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう



ゆがわら 2021 プラン（湯河原町総合計画）後期基本計画 策定経過

- 令和 7 年 6 月 30 日（月）
 ～ まちづくりに関する町民アンケート
- 令和 7 年 8 月 6 日（水）
- 令和 7 年 9 月 26 日（金） 諮問
- 令和 7 年 9 月 26 日（金） 第 1 回総合計画審議会
 ・「ゆがわら 2021 プラン」後期基本計画の策定について
 ・まちづくりに関する町民アンケート調査について
 ・現行計画の進捗評価の取りまとめ結果について
- 令和 7 年 10 月 20 日（月） 第 2 回総合計画審議会
 ・後期基本計画（案）について
- 令和 7 年 11 月 13 日（木） 第 3 回総合計画審議会
 ・後期基本計画（案）への意見反映結果について
 ・総合計画の運用に関する審議会意見案の検討について
- 令和 7 年 12 月 5 日（金） 総務文教・福祉常任委員会にて後期基本計画（案）について審議
- 令和 7 年 12 月 12 日（金）
 ～ 町民意見募集
- 令和 8 年 1 月 13 日（火）
- 令和 8 年 1 月 22 日（木） 第 4 回総合計画審議会
 ・町民意見募集の結果について
 ・審議会委員及び町議会からの意見と対応について
 ・答申（案）について
- 令和 8 年 1 月 22 日（木） 答申
- 令和 8 年 2 月 24 日（火） 議会本会議へ後期基本計画（案）について上程（付託）
- 令和 8 年 3 月 3 日（火） 総務文教・福祉常任委員会にて後期基本計画（案）について審議
- 令和 8 年 3 月 13 日（金） 議会本会議にて後期基本計画（案）について議決

湯河原町総合計画審議会条例

湯河原町総合計画審議会条例

昭和42年3月13日
条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、湯河原町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じて総合計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行わせるため湯河原町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町民
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は非常勤とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、町長が定める職員が処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか審議に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の改廃)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 湯河原町新町建設審議会条例（昭和33年湯河原町条例第2号）
- (2) 湯河原町振興対策審議会条例（昭和36年湯河原町条例第12号）

3 報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年湯河原町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号中「新町建設」を「総合計画」に改め、別表中「新町建設」を「総合計画」に改める。



附 則（昭和58年12月26日条例第19号抄）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月22日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

湯河原町総合計画審議会委員名簿

区 分	氏 名	団 体 等 名	備 考
町 民	須見 武久	公募委員	
	山本 宏史		
町教育委員会の委員	伴 英美子	湯河原町教育委員会	
町農業委員会の委員	露木 洋一	湯河原町農業委員会	
町の区域内の公共的 団体の役員及び職員	石田 浩二	一般社団法人湯河原温泉観光協会	
	上村 恭弘	湯河原町商工会	
	カ石 剛	かながわ西湘農業協同組合	
	鈴木 研一	湯河原町区長連絡協議会	
	露木 豪	社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会	会長
	高橋 則吉	湯河原町消防団	
学識経験を有する者	小澤 稔	湯河原町スポーツ協会	
	布施 谷日出一	湯河原町民生委員児童委員協議会	
	浅沼 克巳	湯河原まちづくりボランティア協会	
	梶田 佳孝	湯河原町都市計画審議会	
	井上 美千代	湯河原町子ども・子育て会議	
	深澤 里奈子	ゆがわら男女共同参画懇話会	職務代理者

諮 問

7 湯地第 157 号
令和 7 年 9 月 26 日

湯河原町総合計画審議会 会長 様

湯河原町長 内 藤 喜 文

ゆがわら 2021 プラン（湯河原町総合計画）後期基本計画（案）に
ついて（諮問）

湯河原町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

- 1 ゆがわら 2021 プラン（湯河原町総合計画）後期基本計画（案）について

答 申

令和8年1月22日

湯河原町長 内 藤 喜 文 様

湯河原町総合計画審議会
会長 露 木 豪

ゆがわら2021プラン（湯河原町総合計画）後期基本計画について（答申）

令和7年9月26日付け7湯地第157号をもって諮問のありました令和8年度から令和12年度までの5年間の「ゆがわら2021プラン（湯河原町総合計画）後期基本計画（案）」については、慎重に審議を重ねた結果、その内容は適切なものと認めます。

なお、まちの将来像である「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」の実現に向け、町民、議会及び町が一体となって取り組まれるよう期待するとともに、次の点に留意されるよう希望します。

- 1 湯河原町自治基本条例に基づき、町民、議会及び町の役割分担のもと、協働してまちづくりの諸施策が推進されるよう努められたい。
- 2 急速な少子高齢化・人口減少社会においても持続可能な地域づくりを目指し、中長期の視点から一貫した施策推進に努められたい。
- 3 温泉や自然環境、農林水産業、歴史、文化など、湯河原町の魅力あふれる地域資源を大切にするとともに、観光業の発展、町民の郷土愛醸成、移住の促進等、様々な分野へ横断的に活用・展開し、若者から高齢者まで誰もが住みたくなるまちの実現に努められたい。
- 4 急速な情報化社会の進展に対し、行政システムの高度化を目指すとともに、高齢者を含めた誰もが不安なくデジタルを利用でき、恩恵を受けられるよう、誰にもやさしいDX化の推進に努められたい。
- 5 計画推進にあたっては、明確な数値目標を設定のうえ、適切な体制・方法で事業成果を検証し、効率的・効果的な推進を図るとともに、計画の進捗状況を町民に開示し、町民の理解を得られる町政の運営に努められたい。

議 案

議案第 4 号

ゆがわら 2021 プラン（湯河原町総合計画）後期基本計画について

ゆがわら 2021 プラン（湯河原町総合計画）後期基本計画を別冊のとおり定めるため、湯河原町議会基本条例第 8 条第 1 号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 2 月 24 日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

（提案理由）

ゆがわら 2021 プラン（湯河原町総合計画）の前期基本計画が終了することに伴い、令和 8 年度から 5 年間の後期基本計画を定めるため、湯河原町議会基本条例第 8 条第 1 号の規定により、議会の議決を要するので、本案を提出するものです。



ゆがわら2021プラン(湯河原町総合計画 ー後期基本計画ー) 発行/令和8年3月

企画・編集/湯河原町地域政策課 〒259-0392 湯河原町中央二丁目2番地1 TEL: 0465-63-2111
ホームページ/<https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>
制作/有限会社タケダ印刷